

第4次十日町市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

(成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画)

令和5年度～令和9年度



令和5年3月



十日町市

社会福祉法人 十日町市社会福祉協議会

はじめに



近年、少子高齢化や人口減少が進む中、家庭や地域で支え合う意識や住民同士の関わりが薄れてきたことで、ひきこもりなどの社会からの孤立、経済的な困窮、虐待など、福祉における課題は多様化するとともに、複雑・複合化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、これまでの地域での活動や人とのつながりに影を落としています。

本市においては、65歳以上の人口は令和2年をピークに減少傾向を示していますが、人口の減少と相まって高齢化率は40%を超え、なお増加傾向にあります。また、75歳以上の人口は令和12年頃まで増加することが見込まれており、しばらくは介護を必要とする方の増加が予想されます。

こうした状況の中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

本計画は本市の今後5年間を見据えた保健福祉分野の最上位計画として、こうした国の動向や社会情勢等を踏まえた上で、第3次十日町市地域福祉計画の基本理念を踏襲しつつ策定したものです。また、関連する法令の改正に合わせ、成年後見制度及び再犯防止に関する計画についても一体的に策定しました。

コロナ禍を踏まえた今後の社会においては、行政や社会福祉協議会をはじめ、地域や事業者、住民等が自助・共助・公助それぞれの立場で連携し、協力し合いながら、地域全体で福祉を推進していくことがますます重要になります。このため、本市では、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活の不安や困りごとを抱える方々を地域社会の中で見守り、助け合う環境の充実に向けた、人にやさしいまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました各種団体、各種サービス提供事業所の関係者及び市民の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、引き続き、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

十日町市長 関口 芳史

はじめに



十日町市社会福祉協議会では、地域において、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、様々な活動を行ってきました。

平成30年6月に策定した「第3次十日町市地域福祉活動計画」において、十日町市と連携し、「地域で支え合いみんなが安心して心豊かにくらすまちづくりを目指して」を基本理念に掲げ、地域ごとに住民の生の声を聞き、課題を把握した上で具体的な活動の方向性を定め、取り組みを進めてきました。

近年、相談窓口寄せられる相談内容は多種多様化してきており、複合的課題等に対し、多機関協働による支援を行う重層的支援体制の整備が必要となっています。そのためには多くの機関が連携できる体制を整えることが重要となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、連携の機会が以前よりも減少し、体制の整備が難しい状況となっています。

こうした状況の変化と、「第3次十日町市地域福祉活動計画」の計画期間の満了に伴い、新たに十日町市とさらなる連携強化を目指し、「第4次十日町市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定します。各分野において十日町市と情報を共有し、連携、相互補完の上、取り組みを推進していくこととします。

今後も引き続き、地域住民、民生委員・児童委員、医療や福祉関係機関等、また十日町市との協働及び連携の上、福祉のまちづくりの充実に力を注いでまいります。

最後に、各種団体、各種サービス提供事業所の関係者並びに市民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後の活動計画推進に向けて皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

十日町市社会福祉協議会長 小川 信彦

目次

第1章 計画の概要

1 地域福祉計画策定の趣旨	3
2 地域福祉とは	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7

第2章 計画の推進体制

1 協働による計画の推進	11
2 計画の進行管理	12
3 SDGsを踏まえた計画の推進	13

第3章 計画の基本的な考え方

1 国の動向	17
2 県の動向	18
3 福祉関係団体等アンケート結果からみる福祉に関する意識の動向	19
4 計画の基本理念	23
5 計画の基本目標	24
6 施策の体系	25

第4章 施策の展開

【「施策の展開」ページの見方】	29
基本目標1 みんなで支え合う地域福祉の推進	30
基本目標2 支援が必要な人への体制づくり	34
基本目標3 安心して暮らせる環境づくり	46

第5章 十日町市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の趣旨	57
2 成年後見制度について	57
3 市の現状と課題	58
4 成年後見制度の利用促進に向けた施策の展開	62

資料編

1 十日町市の現状.....	67
2 福祉関係団体等アンケート調査結果の概要.....	81
3 十日町市地域福祉計画の策定経過.....	93
4 十日町市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	94
5 十日町市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	96
6 福祉関連でよく使われる用語や法律の解説.....	97

第1章 計画の概要

1 地域福祉計画策定の趣旨

我が国においては、少子高齢化が急速に進むと同時に、家庭や地域における支え合いの意識が弱まり、住民間のつながりが薄れることで社会的に孤立する住民が増え、ひきこもりや虐待、生活困窮といった問題が増加し、また多様化しています。

このような社会構造の変化に伴い、国では制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」、「受け手」といった関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代、分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域でともに創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を進めてきました。

本市においては、平成29(2017)年6月に改正され平成30(2018)年4月に施行された社会福祉法の一部改正を踏まえ、「地域で支え合い みんなが安心して 心豊かに暮らせるまちづくりを目指して」を基本理念とした「第3次十日町市地域福祉計画」を平成30年3月に策定し、「心をつなぐ地域づくり」、「楽しく暮らせる地域づくり」、「安心して暮らせる地域づくり」を基本目標に掲げ、福祉のまちづくりを進めてきました。

このたび、令和4年度末に計画期間が満了することから、多様化・複雑化する地域福祉を取り巻く情勢の変化を踏まえて、引き続き、市民、団体、事業者、十日町市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)、市などが一体となって地域福祉施策を推進していくため、新たに令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「第4次十日町市地域福祉計画・地域福祉活動計画^{注1}(以下「本計画」という。)」を策定します。

また、地域福祉計画の施策において権利擁護の推進は重要な要素の一つです。その中に位置づけられる成年後見制度について、その利用を促進していくことは大変重要であり、本計画の第5章を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけ、本計画に含むものとします。

さらに、安心して暮らせる地域づくりのため、犯罪者の更生に理解を深め、地域で孤立することがないように社会復帰を支援し、犯罪者の再犯を防止することが地域の課題となっています。本計画の第4章の一部を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、本計画に含むものとします。

注1:「十日町市地域福祉活動計画」は、市が策定する「地域福祉計画」の策定にあわせ、地域福祉計画を具体化するために市社協が策定する活動・行動計画です。

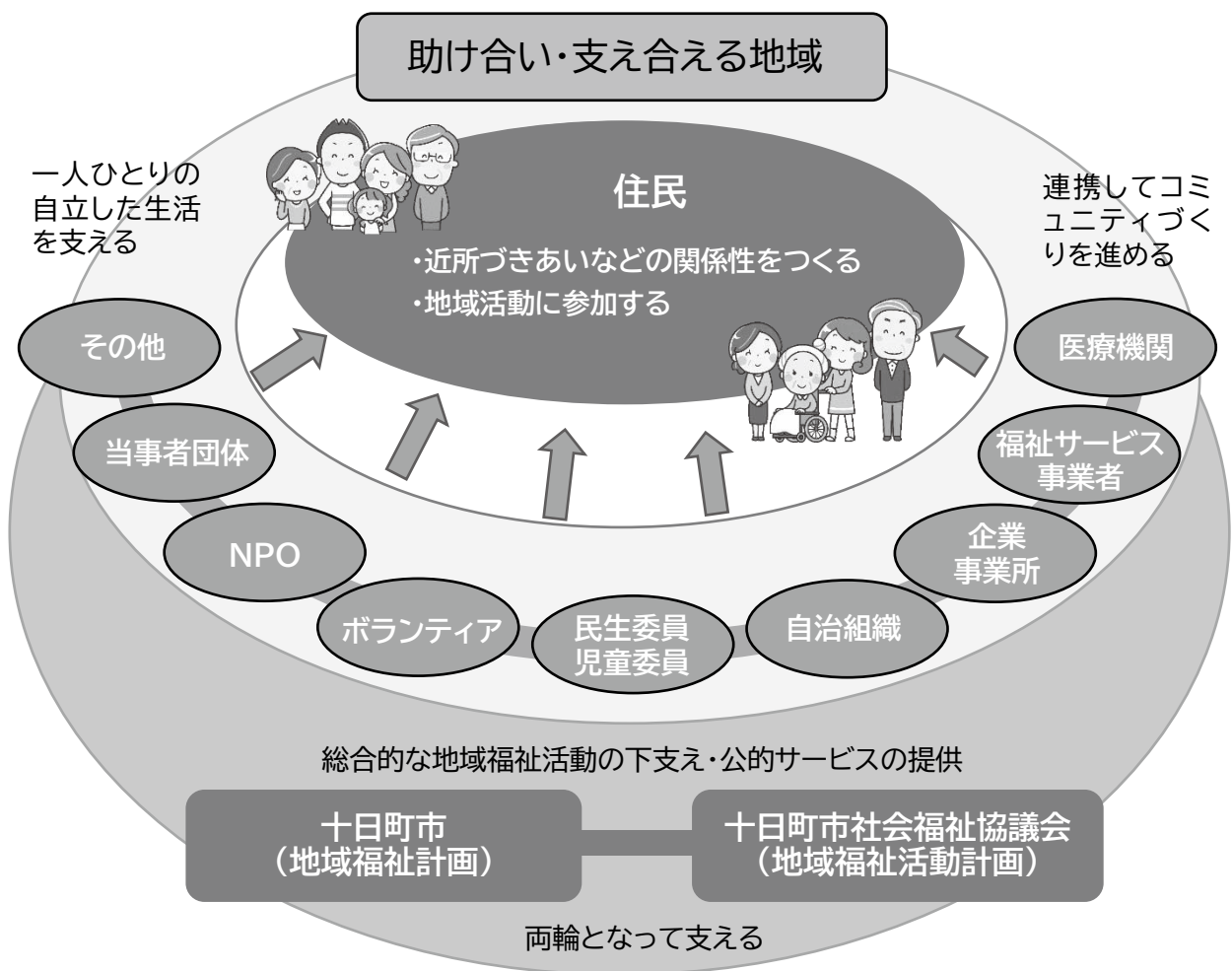
◆地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、その地域の住民が住み慣れた「地域」の中において、誰もが安心していきいきと暮らし続けていくことができるよう、市民、民生委員・児童委員、地域自治組織、医療・介護・福祉等の関係団体、市社協、市などが、助け合い、支え合いの取り組みについて協力し、お互いの不足を補い合いながら、地域全体で福祉を推進していくことです。

地域福祉のイメージ図



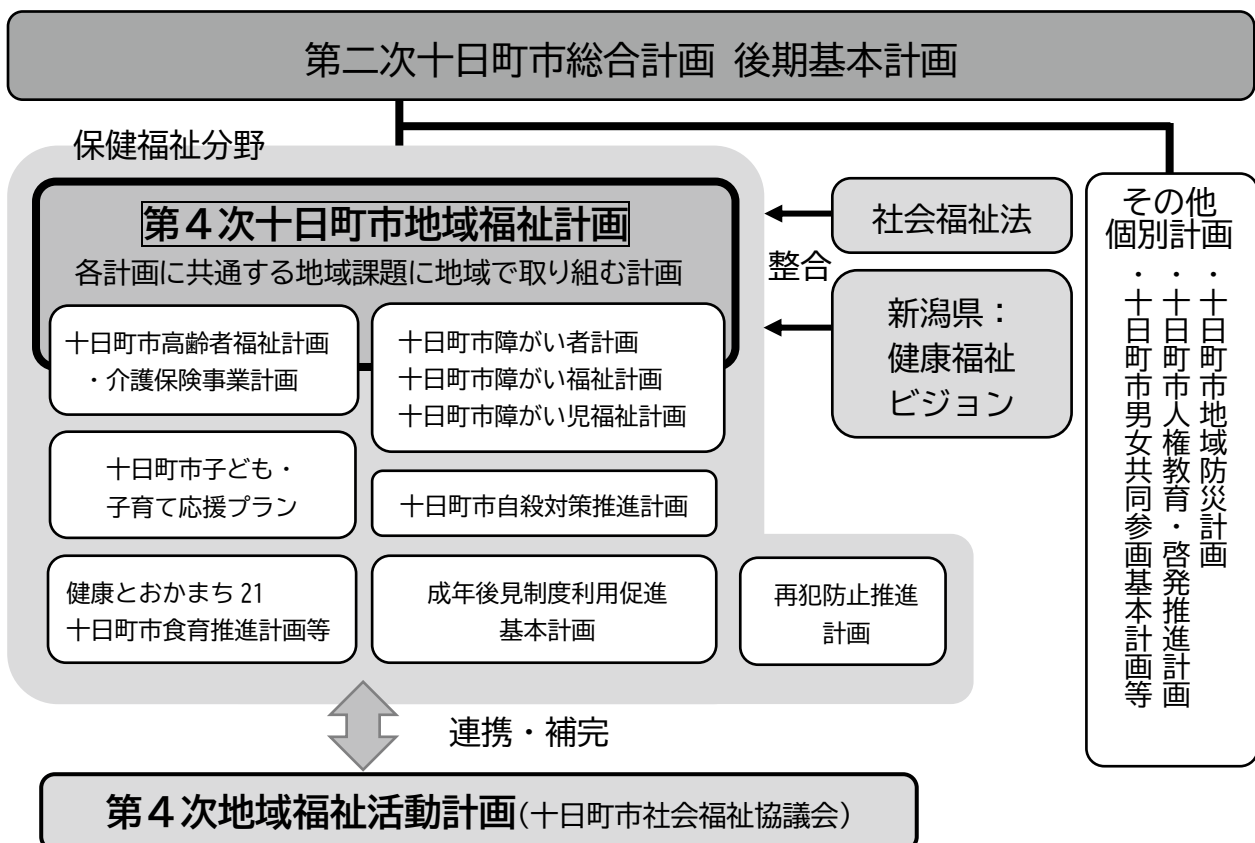
3 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定するものであり、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画です。一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に規定される市町村社会福祉協議会が策定する民間の行動計画で、地域住民や当事者団体、福祉関係者などとの協働のもと、どのように地域福祉を推進していくかをまとめたものです。これら2つの計画はどちらも、地域住民や福祉関係者、社会福祉協議会、行政などが協力して地域福祉を推進していくことを目指した計画です。

本市においては、これまで、市が策定する「地域福祉計画」と、市社協が策定する「地域福祉活動計画」をそれぞれで策定し、相互に連携しながら地域福祉活動を進めてきましたが、より一層の連携を図るとともに、市民や関係者にとってわかりやすい計画とするため、二つの計画を一体化し、より実効性のある計画として策定することとします。

本計画は、本市の最上位計画である「第二次十日町市総合計画 後期基本計画」に基づき、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て応援プラン)」、「健康とおかまち21」などの福祉分野における諸計画の上位計画としてこれらを横断的につなぐとともに、「地域防災計画」、「人権教育・啓発推進計画」などの関連計画とも整合を図っています。また、本計画には、「成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯防止推進計画」を含んでいます。

上位計画・関係計画との連携



社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条第2項 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第3項 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

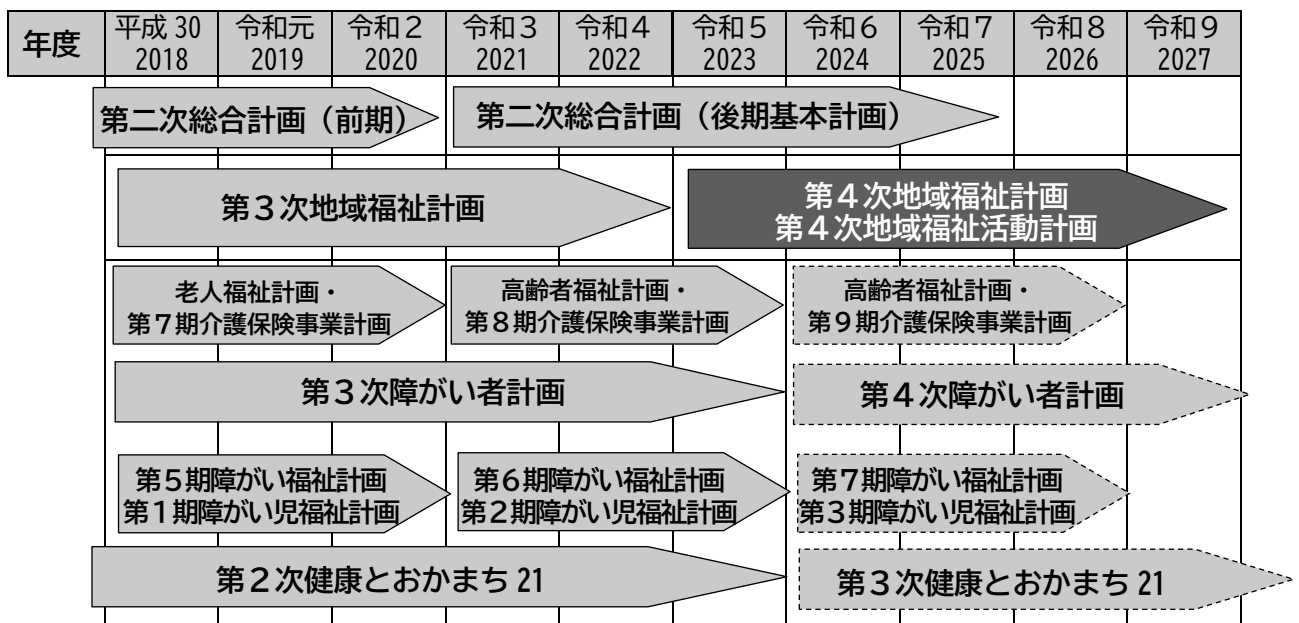
（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

4 計画の期間

本計画は令和5年度から令和9年度までの5か年を第4次計画期間とし、国の制度改正等に合わせ必要な見直しを行います。

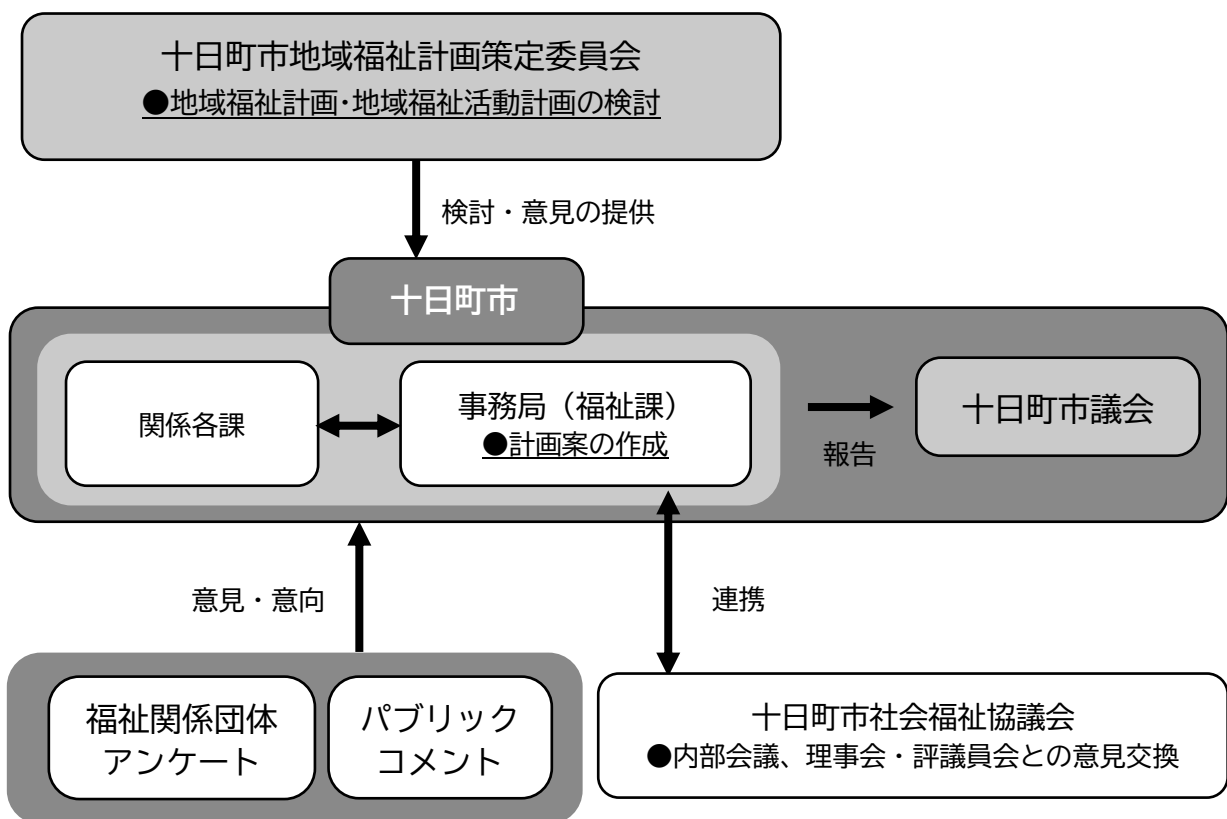


5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、委員17名(学識経験者、地域活動団体・福祉関係者、公募市民など)による「十日町市地域福祉計画策定委員会」を設置し、各段階で検討等を行いました。

また、市内で活動する団体、福祉関係事業者、民生委員・児童委員、地域自治組織等に対してアンケート調査を行い、得られた意見等を整理し計画策定のための基礎資料としました。

計画の策定に市民の意見を反映するため、素案を公表しパブリックコメントを実施しました。



第2章 計画の推進体制

1 協働による計画の推進

本計画は、市民、地域自治組織、市民団体、事業者、市社協などの社会福祉法人・団体、市などが連携し、自助・共助・公助のそれぞれの立場で協力し合う「協働」を基本として推進します。

主体	役割
市民	市民一人ひとりが地域を担う一員だという自覚を持ち、隣近所や身近な地域住民と協力し、地域活動や社会活動に積極的かつ主体的に参加します。
民生委員・児童委員、 地域自治組織、町内会、 自主防災組織、 市民団体、当事者団体、 事業者等	地域での地域福祉を推進する各団体等が、それぞれの役割と立場を踏まえ、市や関係団体等との連携を図りながら、地域福祉活動を推進します。
市社協、 その他の社会福祉法人 NPO法人	地域福祉活動を推進する担い手として、市や関係団体等との連携を図りながら、地域福祉活動を推進していきます。 特に、市社協においては、「地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉推進の中心的存在として、主体的に地域福祉活動に取り組みます。
市	庁内各課の連携をはじめ、市社協、関係団体、事業者、市民等との連携を図りながら、総合的に地域福祉施策を推進していきます。特に、市社協との連携・協力を密にして、地域福祉の充実に取り組みます。

◆自助・共助・公助とは

- 自助とは、自分や家族でできることは、自分で行うことです。
- 共助とは、隣近所や友人等との身近な助け合いをはじめ、地域や関係団体、ボランティアなどによる制度化された助け合いや支え合いなどのことです。
- 公助とは、個人や地域で解決できない課題に対して、行政や公的機関等の各種サービスを活用し、課題解決を図ることです。

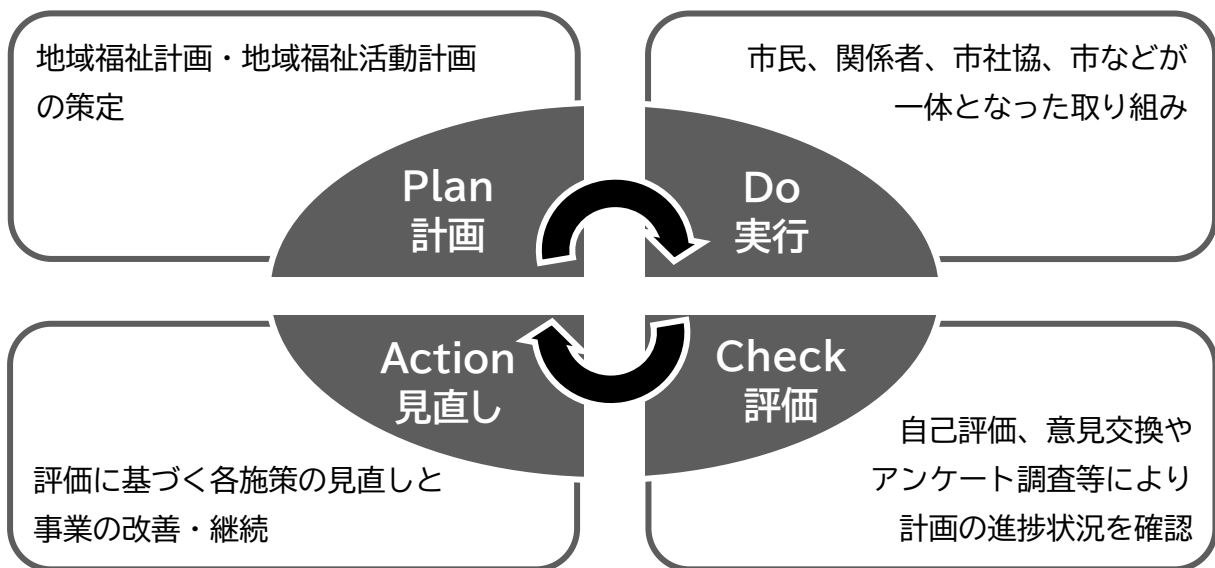
地域福祉を推進するためには、自助・共助・公助のそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。

2 計画の進行管理

本計画を推進していくために、毎年度、庁内関係各課及び市社協において計画の進捗状況を把握、点検、評価していきます。

本計画の進行管理においては、「PDCA サイクル」を活用し、各施策の効果や改善点を明らかにし、今後の施策の充実を図ります。

また、計画と実施状況に乖離が生じた場合等には、必要に応じて計画の見直しを行います。



3 SDGsを踏まえた計画の推進

SDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12(2030)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17ゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながります。

「第二次十日町市総合計画 後期基本計画」においても、十日町市の目指すまちの姿はSDGsの目指す方向性と合致することから、本計画においてもその方針に準拠することとします。

市や市社協では、本計画に掲げる取り組みや事業を進めるにあたり、SDGsの理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。



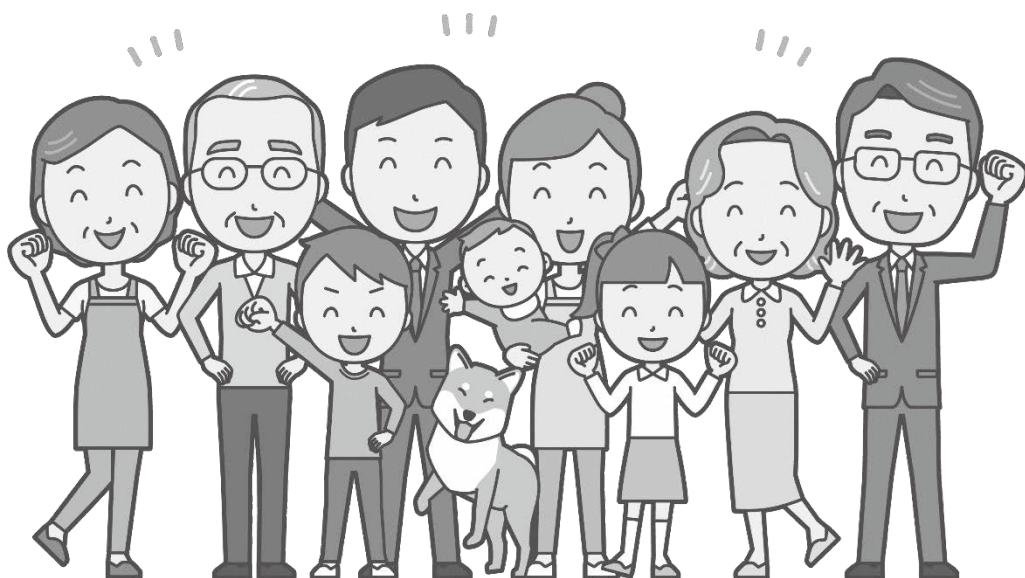
第3章 計画の基本的な考え方

1 国の動向

我が国においては、これまで「福祉」は高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉など、その対象者を限定して展開することにより、サービスの効率的な提供を図ってきました。現代においては、様々な分野の課題が絡み合って複雑化しており、世帯単位で複数の課題を抱えるといった状況がみられ、地域全体で支える力の再構築や、複合的な支援などが必要とされています。

平成28年に国が設置した『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部により、『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)が決定されました。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会であり、「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの改革を行うことにより、その地域共生社会の実現を図るとしています。

また、平成30年の社会福祉法の一部改正では、地域で抱える様々な生活課題の把握とその解決に向けた包括的な支援体制を構築することによる地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を掲げており、さらに、令和2年の社会福祉法の一部改正によって、複合的課題等に包括的に対応するための「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施できるよう、関係機関の協働による重層的支援体制の整備が求められています。



2 県の動向

新潟県においては、少子高齢化の進行、家族や地域社会のあり方の変化により県民ニーズが一層多様化・複雑化していることから、保健(健康)・医療・福祉を横断した「地域包括ケアシステム」を充実するとともに、結婚から出産、子育てまでの切れ目ない支援を行うことを目的として、平成30年3月に「新潟県健康福祉ビジョン」を改定しました。

「新潟県健康福祉ビジョン」の位置づけと性格については、以下のとおりです。

- (1)保健(健康)・医療・福祉等の各分野における横断的・重点的な取り組みの方向性を示し、県の長期計画である総合計画と法定計画等をつなぐ、福祉保健部の理念・方向・施策の体系となるものです。
- (2)社会福祉法に規定される県の地域福祉支援計画を個別の項目立てとし、市町村の地域福祉推進の取り組みへの支援の方向性を示すものです。

基本目標は、以下の3つを掲げています。

- 1 保健(健康)・医療分野→『健康立県の実現』
- 2 共生・福祉分野→『住み慣れた地域で自立した生活が続けられる福祉の充実』
『誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現』
- 3 結婚・出産・子育て分野→『子どもを生き育てやすい環境の整備』

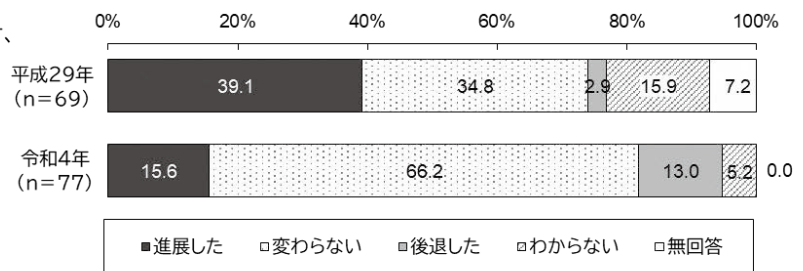
3 福祉関係団体等アンケート結果からみる福祉に関する意識の動向

この調査は、本計画の策定にあたり、令和4年9月1日から16日までの間、本市内において活動している福祉関係団体95団体を対象に、福祉に関する意識・意向を把握することなどを目的として実施しました。

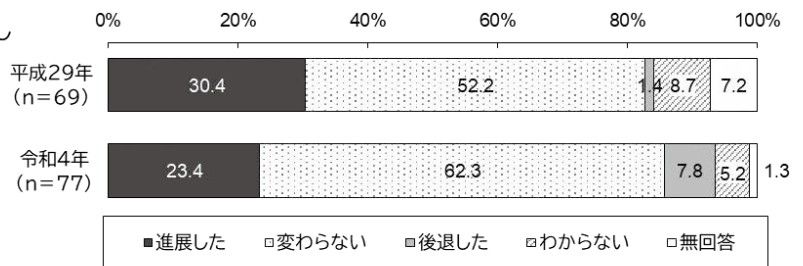
ここでは、現行計画の施策の推進で掲げた【市民の心がけ】について、平成29年実施のアンケート結果と本調査の結果を一部抜粋して比較しました。

1 心をつなぐ地域づくり（基本目標1）

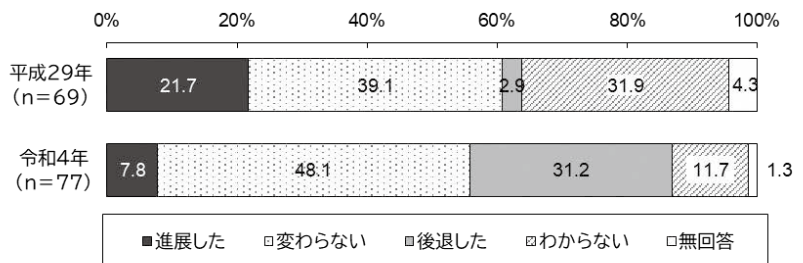
自分の住む地域に愛着を持ち、あいさつや声かけ、見守りなどを行うことで地域の中での交流を心がけましょう



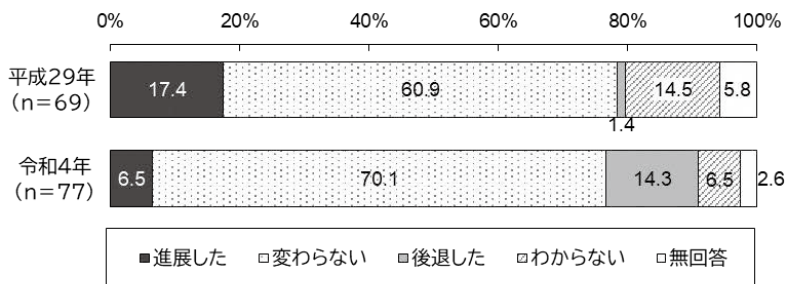
身近な支え合いや見守り活動等から、ひとり暮らし高齢者など支援を必要としている人を地域で支えましょう



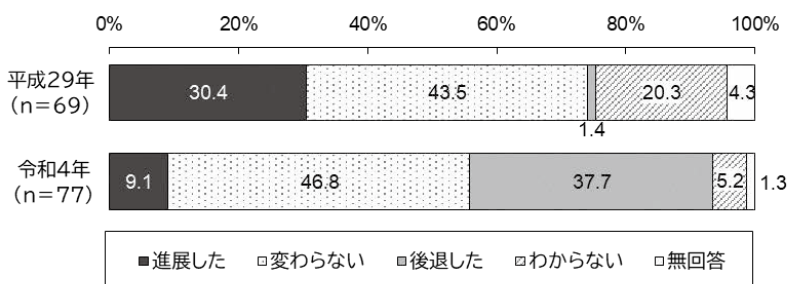
児童生徒が気軽に福祉活動に参加できるよう、声かけをしましょう



一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持ち、問題を発見し、協働により解決に向かえるよう地域力を高めましょう

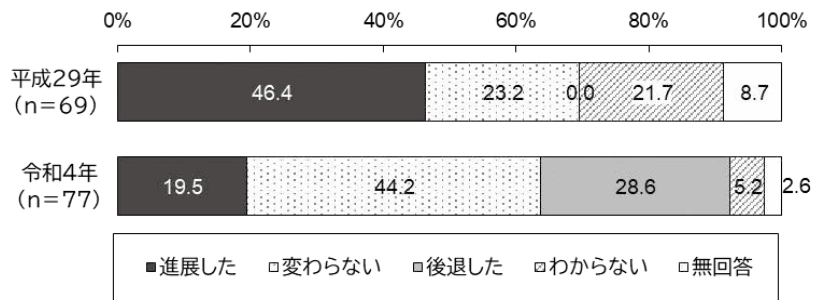


気軽に集える交流の場で情報の交換に努めましょう

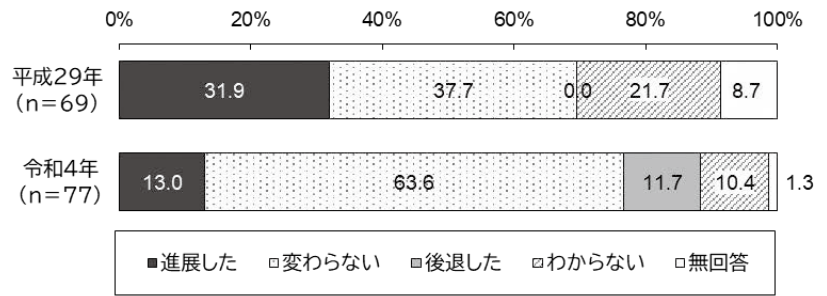


2 楽しく暮らせる地域づくり（基本目標2）

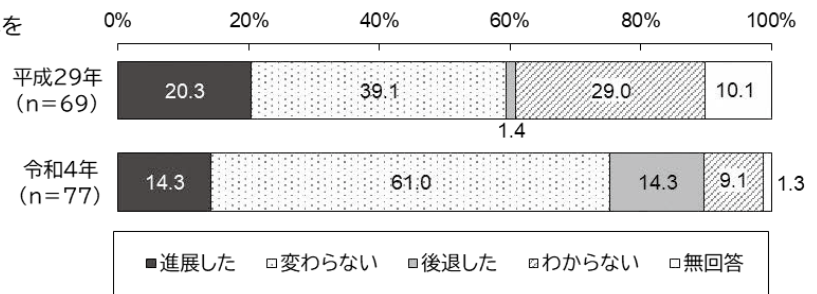
地域の健康づくり事業や介護予防・認知症予防教室等に
参加しましょう



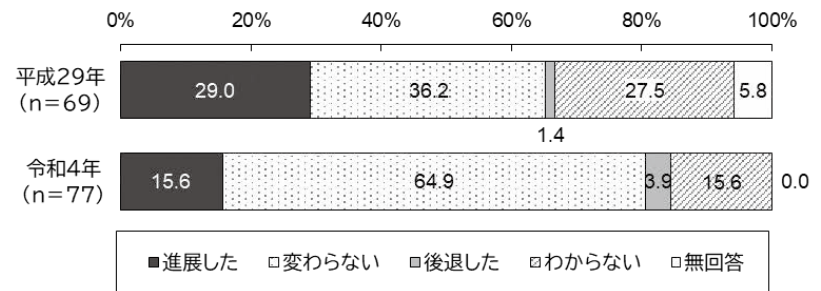
困っている人を見たら、声をかけたり
手助けをしたり、ささやかなボランティア
からスタートしましょう



日頃から地域活動やボランティア活動に関心を
持ちましょう

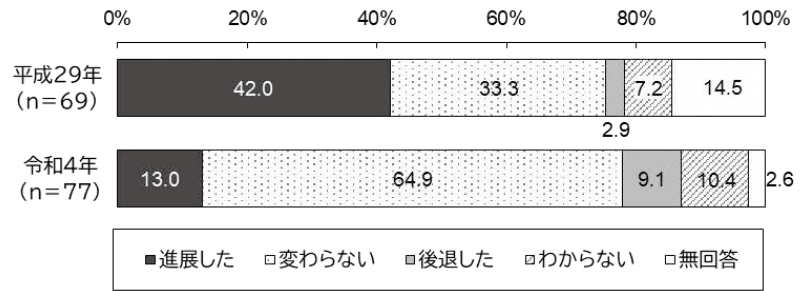


困ったときは一人で悩まず、まず、
身近な人や地域の相談員(民生委員・
児童委員等)に相談しましょう

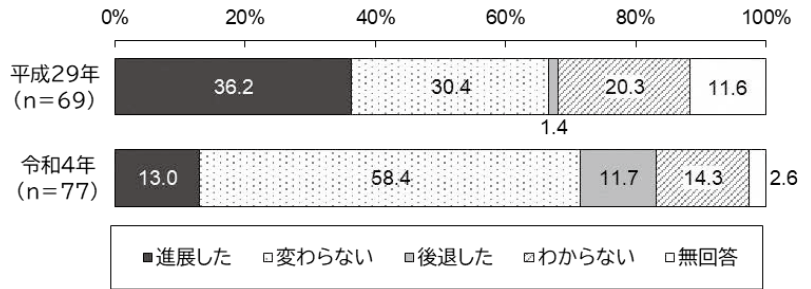


3 安心して暮らせる地域づくり（基本目標3）

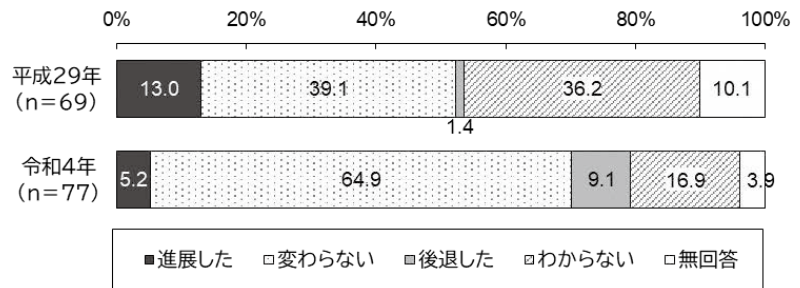
地域の民生委員・児童委員や福祉協力員と協力し、支援を必要とする高齢者や障がい者などを把握し、地域で助け合いましょう



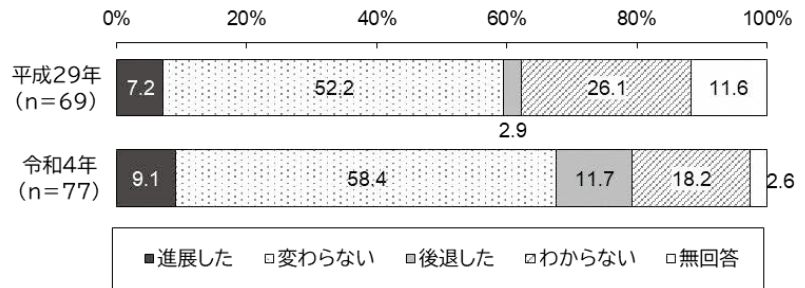
災害に備え、家庭でも避難方法や避難場所について確認するとともに、防災訓練に参加しましょう



困ったときにまず、頼りになる身近な相談相手を見つけましょう



地域の見守りやパトロール、配慮が必要な人を支援するボランティアや地域活動に積極的に参加しましょう



平成29年調査と令和4年調査の経年比較の概要としては、多くの市民の心がけに関して、「進展した」は低下しています。「1 心をつなぐ地域づくり(基本目標1)」では、「気軽に集える交流の場で情報の交換に努めましょう」について、令和4年調査では「後退した」が大きく増加しました。

「2 楽しく暮らせる地域づくり(基本目標2)」では、「地域の健康づくり事業や介護予防・認知症予防教室等に参加しましょう」について、令和4年調査では「進展した」が大きく低下しており、集いの場に参加するものについて後退した結果となりました。

大きな原因としては、新型コロナウイルス感染症の流行により、地域における交流が制限されたことによる影響が挙げられます。

一方で「日頃から地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう」では、「進展した」の低下は少なく、「変わらない」という意見が増加しています。

また、「3 安心して暮らせる地域づくり(基本目標3)」の「地域の見守りやパトロール、配慮が必要な人を支援するボランティアや地域活動に積極的に参加しましょう」では「進展した」の割合はわずかに上昇しています。

ボランティアや地域活動への意識については新型コロナウイルス感染症の影響は少なく、そういった状況下でも活動の活性化の余地がある結果となっています。

この5年前の調査結果との比較をもとに、本計画においては、高齢者や障がいのある人を含む地域住民が集う機会や場において、感染症対策に十分配慮しつつ、ボランティアや地域活動への参加意識の醸成と活動の活性化の取り組みを推進していく必要があります。

4 計画の基本理念

基本理念は、計画全体を貫く基本となる考え方であり、十日町市の福祉のまちづくりの方向性を示すものです。

本計画は、上位計画である第二次十日町市総合計画と整合性を保つ必要があります。「第二次十日町市総合計画 後期基本計画」では、「4つのまちづくりの柱(3つの基本方針とまちづくりの推進に向けて)」を掲げ、基本方針1を“人にやさしいまちづくり”としています。そして、この基本方針1を推進する政策として「安心して子どもを産み育てられるまち」、「ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち」、「地域で支え合う福祉のまち」、「すべての市民が尊重され活躍できるまち」の4つを掲げています。

本計画の基本理念は、この基本方針1のもと第3次計画の基本理念を踏まえ、「地域で支え合いみんなが安心して 心豊かに暮らせるまちづくりを目指して」を掲げ、施策の推進にあたります。

第二次十日町市総合計画 後期基本計画 (「4つのまちづくりの柱」のひとつ)

- 1 人にやさしいまちづくり(4つの政策)
 - (1) 安心して子どもを産み育てられるまち
 - (2) ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち
 - (3) 地域で支え合う福祉のまち
 - (4) すべての市民が尊重され活躍できるまち



本計画基本理念

地域で支え合い みんなが安心して
心豊かに暮らせるまちづくりを目指して

5 計画の基本目標

本計画では、基本理念「地域で支え合い みんなが安心して 心豊かに暮らせるまちづくりを目指して」の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 みんなで支え合う地域福祉の推進

「市民」はまちづくりの主役であり、地域福祉の推進には、市民が主体となった地域福祉活動が不可欠です。少子高齢化の進行や人間関係の希薄化等により、「共助」の重要性がより高まっている中で地域福祉を推進していくためには、地域福祉に対する市民の理解と意識の向上を図るとともに、地域福祉活動の担い手となる人材の確保・育成と活動支援が必要です。

このため、市民に対する意識啓発・情報提供・交流機会の提供に取り組むとともに、地域福祉を担う人材を確保・育成する講座の開催や市民による様々な活動の活性化を支援します。

基本目標2 支援が必要な人への体制づくり

地域に住む人たちが抱える課題は、「介護」、「障がい」、「子育て」、「生活困窮」など多岐にわたり、かつ複雑化・複合化してきています。高齢化等により、支援を必要とする人の増加も懸念される中で、地域における包括的な支援体制の充実が求められています。

このため、市民、民生委員・児童委員、地域自治組織、医療・介護・福祉等の関係団体、市社協、市などの連携による地域福祉支援ネットワークを強化するとともに、包括的な支援体制の充実や市民ニーズに対応した高齢者福祉・障がい福祉・児童福祉等における各種福祉サービスの充実を図り、地域福祉力向上に向けた体制づくりを進めます。また、犯罪をした人等の社会復帰と再犯防止を推進します。

基本目標3 安心して暮らせる環境づくり

市民が地域で安心して暮らせるよう、近年の大規模な自然災害の発生や新卒の特殊詐欺の増加、感染症の流行時などへの対応とともに、買物や移動、除排雪など日常生活に困難を抱える人への支援が求められています。

このため、いざというとき、支援を必要とする人を地域ぐるみで守る防災・防犯体制を充実するとともに、外出しやすい環境や雪に強い住環境の整備促進により、誰もが暮らしやすい生活環境づくりに取り組みます。

また、認知症や障がいのある人が地域で安心して暮らせるように成年後見制度等の権利擁護に関する取り組みを推進していくとともに、「生活困窮等の自立支援」、「虐待防止」、「自殺対策」、「人権尊重・擁護」などの市民一人ひとりの人権・権利を守る環境づくりに取り組みます。

6 施策の体系

3つの基本目標に関連する施策の方向は次のとおりとします。

【基本理念】 **地域で支え合い みんなが安心して
心豊かに暮らせるまちづくりを目指して**

基本目標・施策の方向	市(市社協)の主な取り組み
【基本目標1】 みんなで支え合う地域福祉の推進	
(1) 市民の福祉意識の向上と交流への支援	①地域福祉への意識啓発の推進 ②福祉教育・学習の推進 ③様々な地域活動や交流の促進
(2) 地域で活躍する人材の確保・育成と活動支援	①地域福祉の核となる人材の確保・育成 ②市民活動への支援 ③地域の担い手となる市民の健康づくりの推進
【基本目標2】 支援が必要な人への体制づくり	
(1) 地域福祉支援ネットワークの強化	①地域福祉を支える団体等とのネットワークの強化 ②民生委員・児童委員活動の充実 ③地域での見守り・孤立化防止対策の促進
(2) 相談体制・情報提供体制の充実	①包括的な相談支援体制の充実 ②福祉サービス等に関する情報提供体制の充実 ③専門知識を持つ人材の確保
(3) 市民ニーズに応える福祉サービス等の充実	①介護・高齢者福祉サービスの充実 ②障がい福祉サービスの充実 ③児童福祉サービスの充実 ④福祉サービス等の質の向上
(4) 再犯防止の推進 【再犯防止推進計画】	①犯罪をした人等の社会復帰を支える取り組みの充実
【基本目標3】 安心して暮らせる環境づくり	
(1) 地域ぐるみでの防災・防犯体制の充実	①避難行動要支援者対策の推進 ②自主防災活動への支援 ③地域における防災・防犯活動等への支援
(2) 誰もが暮らしやすい生活環境づくり	①外出しやすい環境づくりの推進 ②住環境整備の促進
(3) 市民一人ひとりの人権・権利を守る環境づくり	①成年後見制度の利用促進 ②生活困窮者等の自立支援の推進 ③虐待防止対策の推進 ④自殺対策の推進 ⑤人権尊重・擁護の推進

第4章 施策の展開

【「施策の展開」ページの見方】

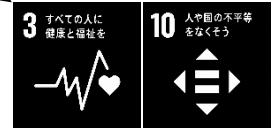
基本目標1 ○○○○○○○○○○

●施策の方向ごとに、関係性の深いSDGsの目標を示します。

1—(1) ○○○○○○○○○○

現状と課題

●施策の方向ごとに、現状と課題を整理します。



目指す姿

●施策の方向性として、「市民」と「地域・市社協」、「市」の目指す姿を記載します。
 ●「市民」及び「地域」はそれぞれに期待される役割をまとめています。
 ※ここでの「地域」は、地域コミュニティを指し、具体的には民生委員・児童委員、自治組織、町内会、自主防災組織、市民団体、事業者、社会福祉法人、NPO法人などをいいます。

市民

○○○○○○○

地域・社協

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

市

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○



○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

■主な取り組み

●地域や市民の活動等を支援・補完する市や市社協の主な取り組み内容等を記載します。
 ○は「地域福祉計画」
 ★は「地域福祉活動計画」としての市社協の主な取り組み

① ○○○○○○○○○○

○

【担当課等】

・○○○○

★

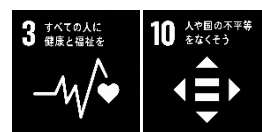
【担当】

○○○○

※「担当課等」において、現時点で確定でないものや多岐にわたるものについては、「関係各課」と表記します。

基本目標1 みんなで支え合う地域福祉の推進

1—(1) 市民の福祉意識の向上と交流への支援



現状と課題

人口減少、少子高齢化、核家族化などの社会状況の変化により、家族や住民相互のつながりが希薄化するとともに、今後も生産年齢人口の減少が続くため、高齢者や障がいのある人などを支える体制の維持に対する将来の不安は高まっています。

国は、地域共生社会の実現を掲げ、市民の地域福祉への意識を高めるとともに、市民の主体的な参加が得られるよう支援することが重要としています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが気づく心、支え合う心を持ち、できることから主体的に行動していくことが不可欠です。

まずは、あいさつのような気軽なきっかけづくりからはじめ、様々な交流を通じて、お互いを知り、人と人とのふれあいを深め、支え合い、助け合いの関係を築いていくことが必要です。

また、子どもの頃から福祉を身近に感じられるよう、学校や家庭、地域など多様な機会を通じて福祉教育を行うことが大切です。

市民が主体的に地域活動に参加して支え合うことができる地域社会を形成していくためには、地域自治組織や自治会などによる市民同士の交流を促し、地域コミュニティを一層強めていく必要があります。

目指す姿

市民

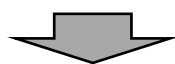
・地域福祉への理解を深め、身近な地域行事などに積極的に協力・参加します。

地域・市社協

・地域福祉に関する情報発信や、学習の場、交流の場づくりを進めます。

市

・地域福祉に関する啓発活動や福祉教育活動を推進するとともに、市民同士の交流づくりを進めます。



市民一人ひとりが地域福祉への理解と認識を深め、支え合い、助け合える関係を築きます。

<p>■主な取り組み</p>

<p>① 地域福祉への意識啓発の推進</p>

○市民の福祉意識の向上を図るため、人材の確保につなげられるよう、市社協をはじめとする各種団体と連携しながら、市の広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、地域福祉に関する情報発信に取り組みます。

【担当課等】

・福祉課 ・地域ケア推進課 ・子育て支援課 ・健康づくり推進課 ・企画政策課
・生涯学習課 ・市社協

○市の地域福祉推進の基本理念を示す「地域福祉計画」をはじめ、地域福祉を推進することを目的とする団体である「市社協」、身近な地域で福祉に関する相談・支援を担っている「民生委員・児童委員」の認知度向上などに取り組みます。

【担当課等】

・福祉課 ・市社協

★広報誌やホームページなどを活用して、福祉活動の取り組みを紹介するとともに、福祉に関する情報を積極的に発信します。

・広報誌、ホームページ、SNSを活用した情報発信など

【担当】 市社協(地域福祉課、総務課、各支所)

<p>② 福祉教育・学習の推進</p>

○福祉に対する意識の醸成を図るため、学校等での福祉教育をはじめ、福祉への理解を深める出前講座、障がいのある人や高齢者等の理解を深める講演会や体験学習等の実施に取り組みます。

【担当課等】

・学校教育課 ・生涯学習課 ・福祉課 ・地域ケア推進課 ・子育て支援課
・健康づくり推進課 ・市社協

★小中学校に出向いて、福祉を学ぶ教育や体験学習の機会を提供し、障がいのある人や高齢者等への理解を深めるための福祉教育を推進します。

・小中学校福祉出前講座

【担当】 市社協(地域福祉課)

<p>③ 様々な地域活動や交流の促進</p>

○公共を支えるパートナーである地域自治組織に対し、交付金を交付して活動を支援するほか、集落対策に関する知識と経験を有する「地域支援員」を配置し、それぞれの地域の実情に合わせた地域課題解決につなげます。また、活動拠点となる施設の必要な整備・改修を進めます。

【担当課等】

・企画政策課

○地域コミュニティの活性化を図るため、住民主体の学びの場づくりの検討を進めるとともに、地域福祉・環境美化・資源のリサイクル・自主防災・地域文化の保全や継承など、地域活動を支援します。

【担当課等】

・企画政策課 ・福祉課 ・関係各課

1—(2) 地域で活躍する人材の確保・育成と活動支援



現状と課題

急速な高齢化の進行や、多様化する支援ニーズに伴い、福祉サービスや地域の活動を担う人材不足は全国的な課題となっており、特に高齢化と人口減少が進んでいる本市においてはすでに深刻な人材不足が進んでいます。

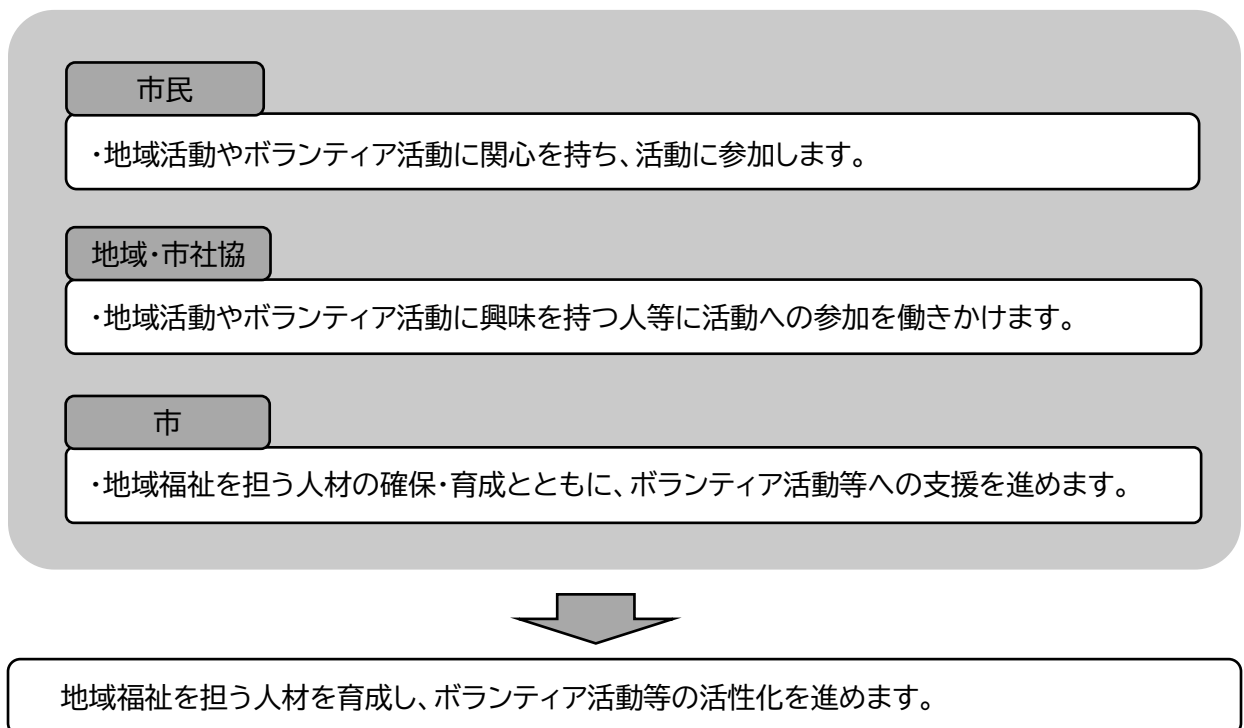
国は、地域共生社会の実現を掲げ、地域福祉を推進する人材の育成とともに、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援が重要としています。

このため、引き続き、市社協と連携し、各種講座の実施により地域福祉を担う人材の確保・育成やボランティア活動等への支援が必要です。また、確保・育成した人材を必要とする人や場へつなぐことができるよう市民活動やボランティア等へのコーディネート(つなぎ合わせや調整など)が求められます。

本市においては、市民交流センター「分じろう」や市民活動センター「十じろう」を拠点とする市民活動の中核である中間支援組織が、NPO 法人や市民活動団体、市民に活動の場を提供し、多種多様な市民活動団体の連携や協働を進めていますが、引き続き活動を推進するための支援が必要です。

地域福祉活動は、単にボランティアとして活動に参加することだけではなく、例えば、日々のあいさつ等によるつながりや、隣近所に住んでいる高齢者世帯等の様子を気にかけること、雪かきやゴミ出しの手伝いなども、身近に取り組める大切な地域福祉活動です。今後、元気な高齢者が地域で活躍し、支え手の一員として重要な役割を担うことが予想されることから、心と身体の健康を保つための取り組みを継続していく必要があります。

目指す姿



<p>■主な取り組み</p>

<p>① 地域福祉の核となる人材の確保・育成</p>

○地域福祉を推進するボランティアや福祉活動を担う人材の育成講座を開催するなど、市民主体で地域福祉を推進する人材を育成します。

【担当課等】

・福祉課 ・地域ケア推進課 ・子育て支援課 ・生涯学習課 ・市社協

★地域福祉活動の担い手を発掘するため、ボランティア活動に気軽に取り組める講座を提供します。

・介護職員初任者研修、福祉有償運送運転者講習、生活・介護支援サポーター養成講座、介護予防ボランティア育成講座

【担当】 市社協(地域福祉課)

<p>② 市民活動への支援</p>

○市民協働のコーディネート役を担う中間支援組織の活動を支援します。また、市民活動に関する助言や情報提供を行う相談窓口を設置し、地域における市民活動を支援するとともに、市民活動の場を提供し、多種多様な市民活動団体の連携や協働を推進します。

【担当課等】

・企画政策課 ・都市計画課

★ボランティア団体の情報交換会を推進するとともに、ボランティアを必要とする個人・団体と、ボランティアとのマッチングを図る仕組みづくりを進めます。

・ボランティアセンターの運営

【担当】 市社協(地域福祉課、各支所)

<p>③ 地域の担い手となる市民の健康づくりの推進</p>

○「健康とおかまち21」、「食育推進計画」、「歯科保健計画」などにに基づき、積極的に健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康づくり対策の充実に取り組みます。

【担当課等】

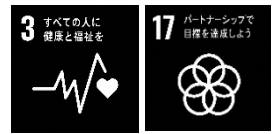
・健康づくり推進課

○高齢者向けの健康づくり、生きがいづくりについては、基本目標2-(3)-①「介護・高齢者福祉サービスの充実」と組み合わせて取り組みます。

【担当課等】

・福祉課 ・地域ケア推進課

基本目標2 支援が必要な人への体制づくり



2—(1) 地域福祉支援ネットワークの強化

現状と課題

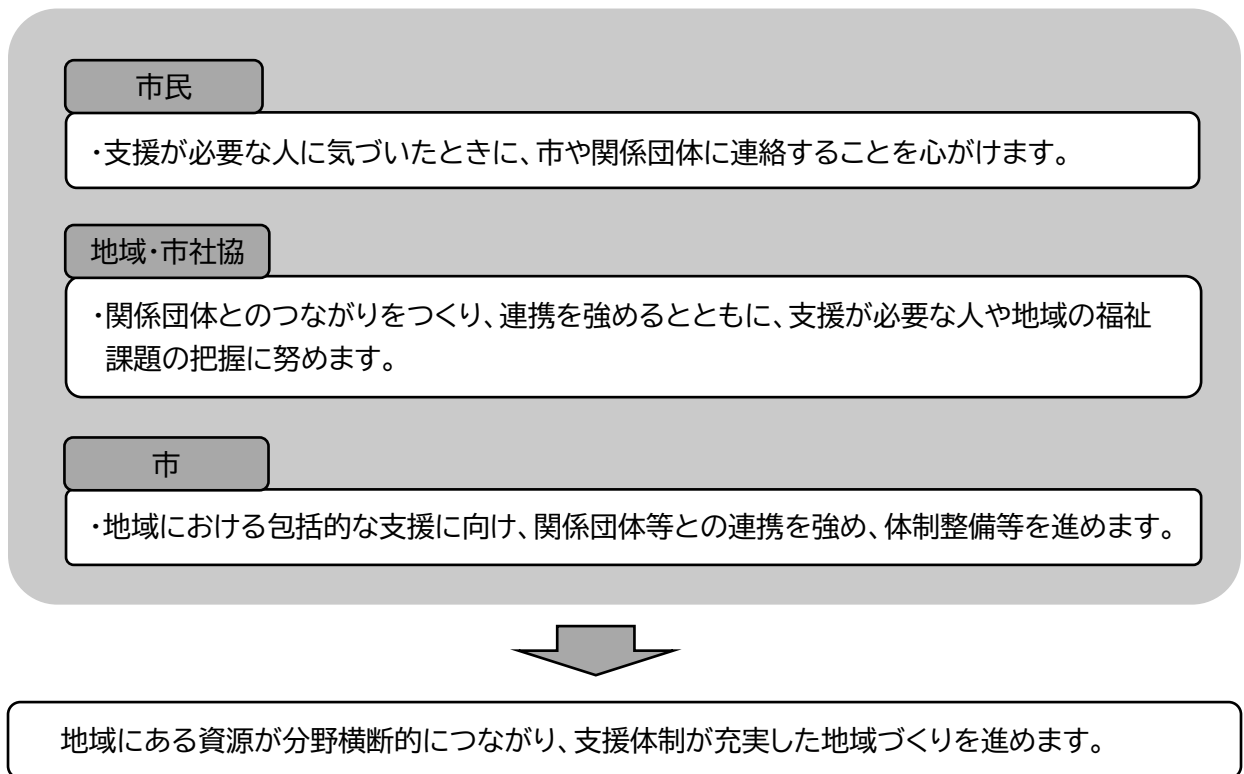
住み慣れた地域で暮らし続けるためには、市民一人ひとりが、民生委員・児童委員をはじめ、身近な人や地域の団体等と相談しやすい関係を持つことが重要であり、民生委員・児童委員や市社協の役割や活動内容を周知していくことが求められています。

地域の課題解決に向けた取り組みを進めていくには、地域福祉活動を進める様々な機関・団体間のネットワークを強化していくことが重要です。特に、地域の身近な相談役となる民生委員・児童委員と関係機関等とのネットワークづくりを進める必要があります。

近年、行政だけでは対応が難しい複雑化・複合化した生活課題が全国的に増加しており、これまで以上に市社協と市の連携が必要となっています。

地域福祉の推進には、保健・医療をはじめ、様々な関連する分野との連携、調整を図りながら、一体となって取り組むことが求められます。現在、高齢者分野で医療・介護と福祉の連携が進められていますが、今後も連携を強化し、他分野にも広めていくことが重要となります。また、市や関係機関、地域団体だけでなく NPO 法人や企業など、多様な主体が専門性やアイデアを生かしながら、連携・協力し、地域福祉を推進していくことが必要です。

目指す姿



<p>■主な取り組み</p>

<p>① 地域福祉を支える団体等とのネットワークの強化</p>

○住民が主体的に地域の福祉課題を把握し、解決を試みることができる環境整備を推進するため、市社協をはじめ、民生委員・児童委員、地域自治組織、医療・介護・福祉等の関係機関・団体などとの連携を一層強化し、活動の支援に取り組みます。また、関係団体等が一層連携しやすくなるよう、地域福祉を支える関係団体の活動内容などのリスト化(見える化)を進め、共有できるように努めます。

【担当課等】

・福祉課 ・地域ケア推進課 ・市社協

○高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活するために必要な生活支援サービスの構築や充実を図るため、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置し、地域と関係機関が連携しながら地域における支え合いの体制づくりを進めます。

【担当課等】

・地域ケア推進課 ・市社協

★第1層(市内全域)生活支援コーディネーターとして地域の課題発掘や担い手の養成に取り組みます。

【担当】 市社協(地域福祉課)

○市社協をはじめとする様々な福祉関係団体と、地域福祉の一翼を担う民生委員・児童委員とのネットワークづくりを進めます。また、庁内各課や関係団体との分野横断的な連携強化をはじめ、支援を必要としている人の情報把握や、支援へのつなげ方等について検討します。

【担当課等】

・福祉課 ・地域ケア推進課 ・関係各課 ・市社協

○既存の制度では対応が困難な地域の福祉課題の解決に向け、社会福祉法人が行う社会福祉法第24条第2項に基づく「地域における公益的な取り組み」をより一層推進するため、活動事例の情報提供や活動支援を行います。

【担当課等】

・福祉課 ・地域ケア推進課 ・子育て支援課

② 民生委員・児童委員活動の充実

○地域福祉の一翼を担う民生委員・児童委員及び主任児童委員を各地区に適正に配置できるように支援するとともに、活動しやすい環境づくりに取り組みます。また、民生委員・児童委員及び民生委員児童委員協議会への支援とその活動内容を周知します。

【担当課等】

・福祉課 ・子育て支援課 ・市社協

★民生委員・児童委員と情報交換を行い、地域の課題や各種制度の相互理解を進めます。

【担当】 市社協(地域福祉課、各支所)

③ 地域での見守り・孤立化防止対策の促進

○地域における高齢者等の孤立化防止や地域の福祉課題の早期発見等に向け、民生委員・児童委員や自治会・町内会を中心とした地域での見守り活動や地域住民による安全パトロール活動を促進するとともに、企業との包括連携協定等を活用した地域見守り力の強化を図ります。

【担当課等】

・福祉課 ・関係各課 ・市社協

★高齢者や障がいのある人、子ども等の閉じこもりや孤立感の解消を図ることや介護予防を目的に各集落等で市民や団体が自主的に実施する通いの場に対して助成金による支援をします。また、開設したい集落等に対しての後方支援も行います。

・ふれあいいきいきサロン

【担当】 市社協(地域福祉課、各支所)



十日町市社会福祉協議会の使命、活動原則

市社協の使命

十日町市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命としています。

市社協の活動原則

- ①住民ニーズ基本の原則
- ②住民活動主体の原則
- ③民間性の原則
- ④公私協働の原則
- ⑤専門性の原則

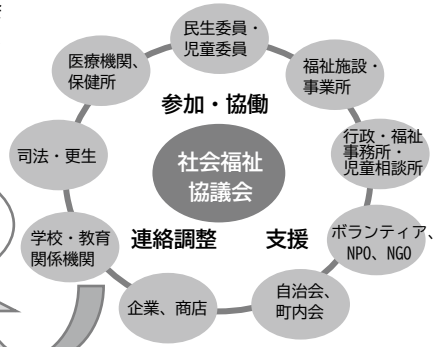
活動の特徴

- ⇒住民のニーズを把握し、そのニーズに立脚した活動を進めます。
- ⇒一人のニーズから地域全体の課題を考え、住民と一緒に問題解決に取り組みます。
- ⇒幅広い公私の福祉関係者、多分野と連携・協働します。(プラットフォーム)

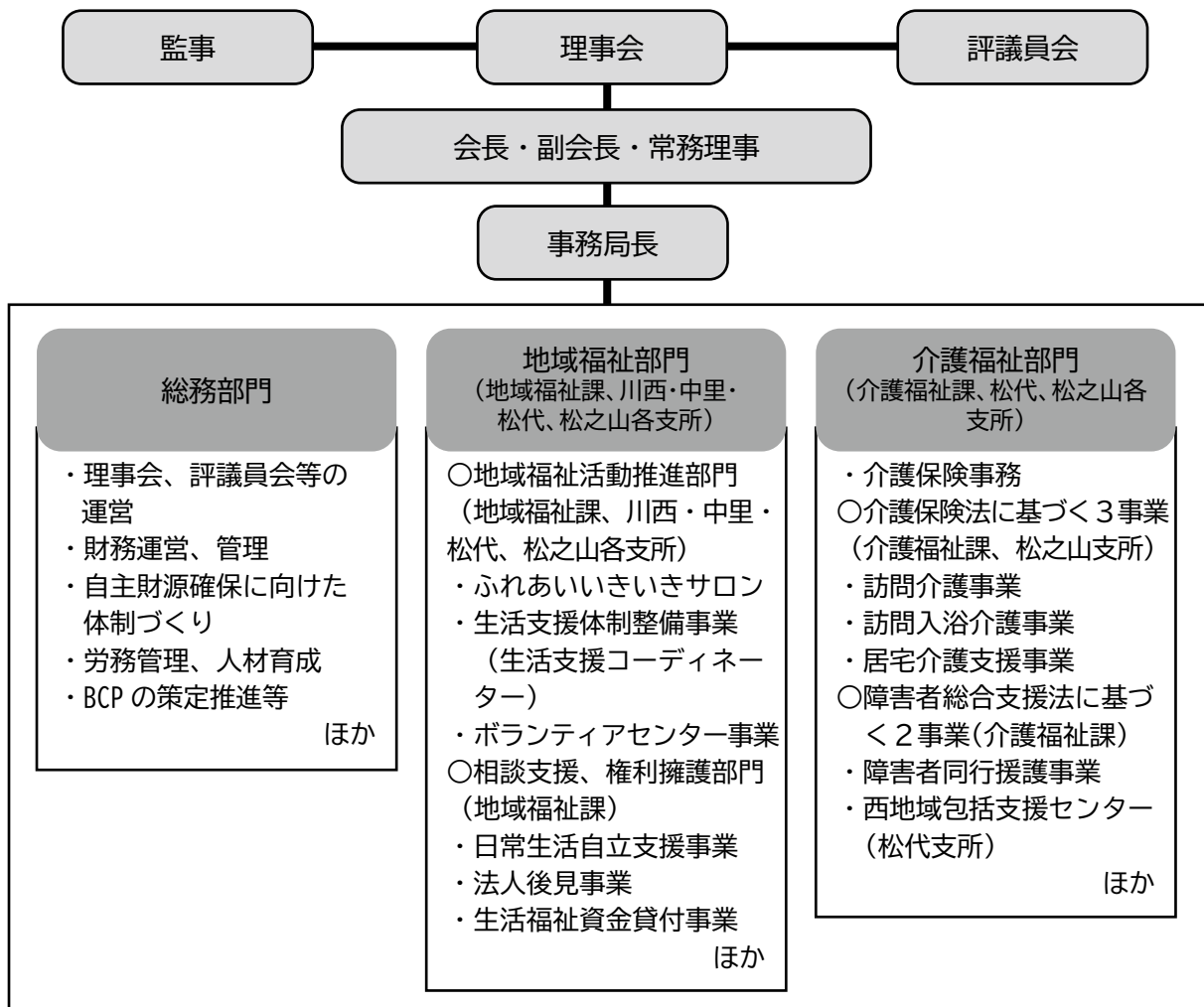
十日町市社会福祉協議会は、福祉のまちづくりを進めます。

地域福祉の推進
一人ひとりのニーズを受けとめ、支援を行うとともに、地域全体の課題として解決を図る仕組みづくりを進めます。

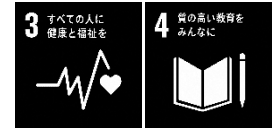
社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とした民間非営利組織で、社会福祉法に位置づけられています。



十日町市社会福祉協議会の組織体制



2—(2) 相談体制・情報提供体制の充実



現状と課題

国は、地域共生社会の実現に向けて、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築や、福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備等が重要としています。

本市においては、医療福祉総合センター内に医療福祉相談窓口を設置し、高齢者、障がいのある人、生活困窮者等に関係する機関が必要に応じて連携し、支援が必要な人を見逃さない取り組みを進めています。

特に、問題がより複雑化・複合化しないよう、気がかりな人の早期把握と支援のほか、課題解決のため、支援機関との間で相互の業務内容の理解や連携体制の強化が必要です。

地域住民等が身近な相談窓口気軽に相談できるよう、窓口の役割や機能について周知するとともに、相談窓口となる民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどがその役割を発揮できるよう相談員等のスキルアップが必要です。

本市では、令和元年10月より新潟大学寄附講座「十日町いきいきエイジング講座」と協力しながら、これまでの病院や施設に過度に頼らない「出向くケアと医療」を基本テーマとして多職種との連携を図りながら様々な事業に取り組んでいます。

市民が様々なサービスを利用したり地域の現状や課題を把握するためには、正確で適切な情報の入手が必要です。世代や環境によって情報を入手する媒体が多様化してきている中、地域住民等が様々な手段で情報を取得できるよう、複数の媒体を活用した積極的な情報発信が必要です。

目指す姿

市民

・支援やサービスが必要なときに、一人で悩まず相談できることを広めます。

地域・市社協

・支援機関とのつながりをつくり、連携を強めるとともに、地域住民に対し、相談先や福祉サービス等に関する情報提供に努めます。

市

・支援機関との連携を強め、相談しやすい体制の整備と福祉サービス等に関する情報提供の充実を進めます。



相談しやすく、必要な情報やサービスが受けられる地域づくりを進めます。

<p>■主な取り組み</p>

<p>① 包括的な相談支援体制の充実</p>

○地域における課題が複雑化する中、誰でも気軽に悩みを相談でき、適切な支援が受けられるよう、引き続き医療福祉総合センター内に医療福祉相談窓口を設置するほか、分野横断する課題についても、庁内各課や支援機関の連携による包括的な相談支援体制づくりに取り組みます。また、支援機関の間で相互の業務内容の理解や連携体制の強化を進めます。

【担当課等】

- ・福祉課 ・地域ケア推進課 ・子育て支援課 ・健康づくり推進課
- ・発達支援センターほか関係各課 ・市社協

<p>② 福祉サービス等に関する情報提供体制の充実</p>

○高齢者や障がいのある人、子育て家庭などが抱える、様々な福祉に関する困りごとを気軽に相談できるよう、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター等の各種相談窓口の役割や機能を周知し、その利用を促進します。

【担当課等】

- ・福祉課 ・地域ケア推進課 ・子育て支援課 ・健康づくり推進課
- ・発達支援センター ・市社協

★地域包括支援センター業務を受託し、関係機関と連携しながら、介護・医療・保健・福祉などの面から高齢者を支える「総合相談窓口」としての役割を担います。

【担当】 市社協(松代支所)

○市民によって希望する情報の内容や情報を得る手段が異なることから、福祉に関する情報をわかりやすく適切な手段で入手できるよう、広報紙やホームページ、各種パンフレット等多様な媒体を活用して情報発信の充実に取り組みます。

【担当課等】

- ・福祉課 ・地域ケア推進課 ・子育て支援課 ・健康づくり推進課
- ・発達支援センターほか関係各課 ・市社協

<p>③ 専門知識を持つ人材の確保</p>

○様々な相談に迅速かつ横断的に対応できる体制を確保するため、各種研修の実施や参加促進を通じて相談員等のスキルアップを図ります。

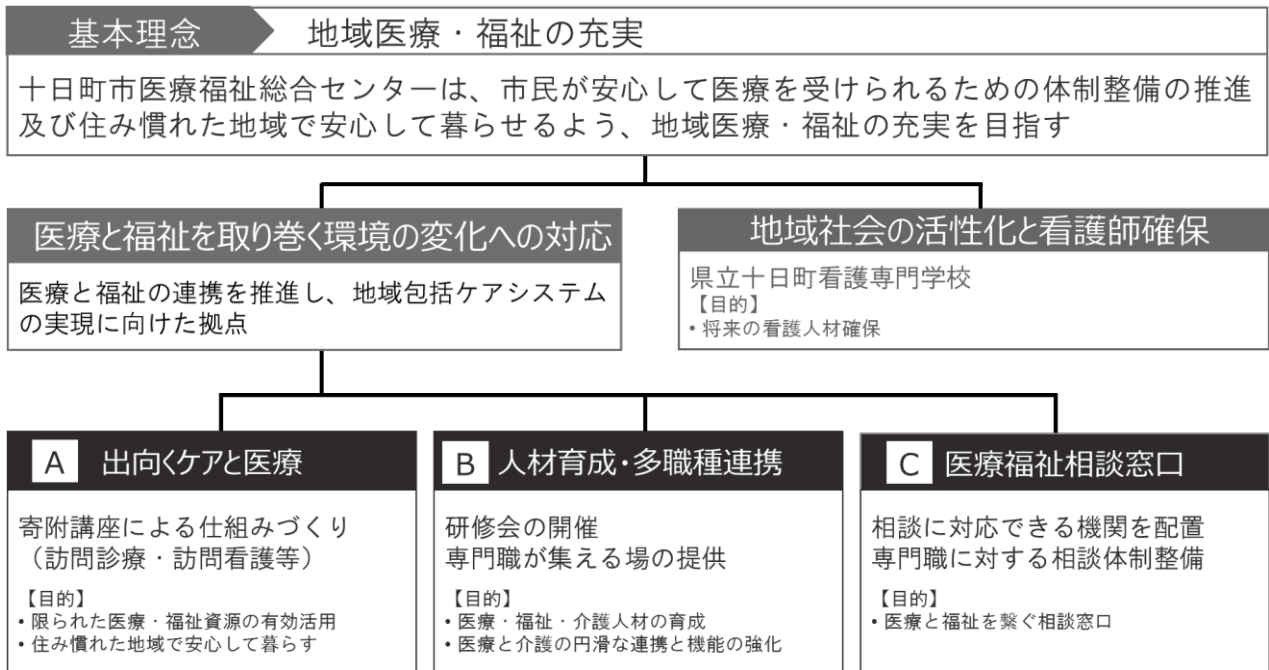
【担当課等】

- ・福祉課 ・地域ケア推進課 ・子育て支援課 ・健康づくり推進課
- ・発達支援センター ・市社協

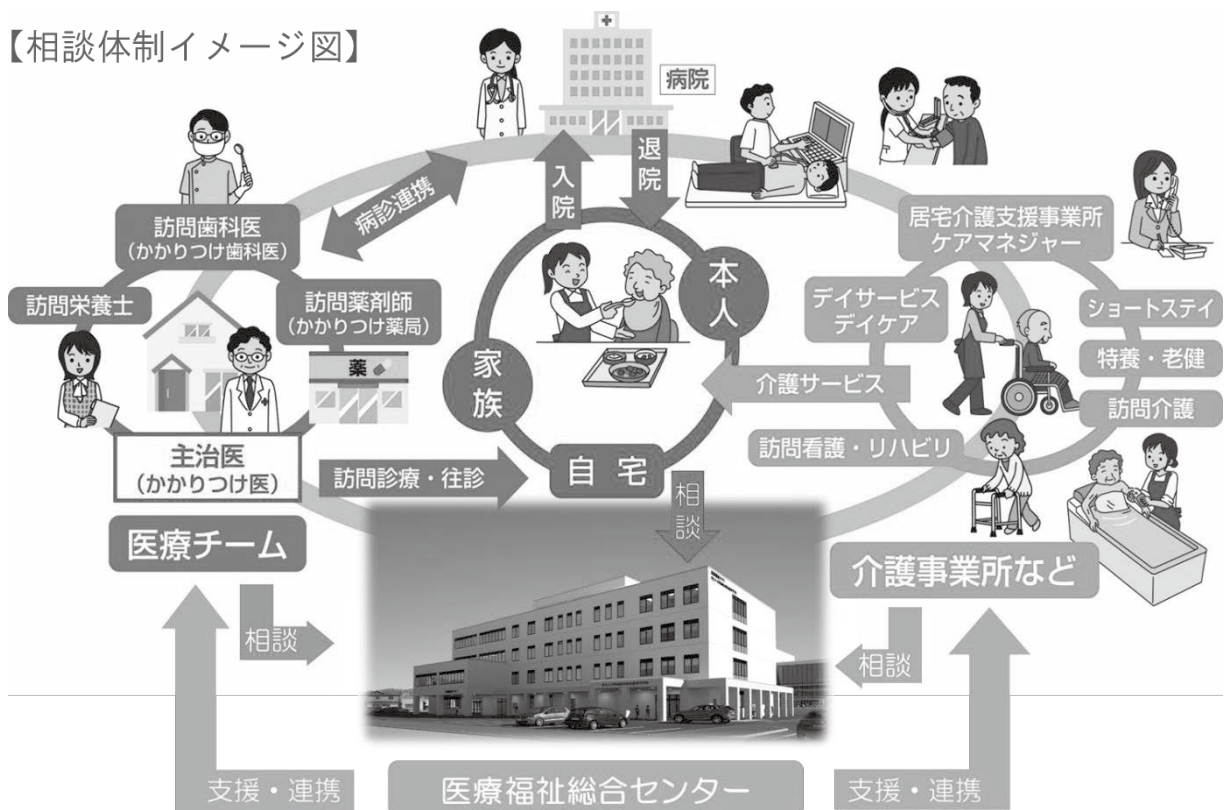
★市民が気軽に相談できるような体制を確保するため、各種の専門研修への参加を促して職員のスキルアップを図ります。

【担当】 市社協

医療福祉総合センター機能の体系図



【相談体制イメージ図】





2- (3) 市民ニーズに応える福祉サービス等の充実

現状と課題

市民のニーズに応じた福祉サービス等を提供することができるよう、福祉サービスの充実に加え、福祉人材や事業所の確保などが求められています。

福祉サービスは制度の整備とともに、年々支援の充実が図られています。本市においては、高齢者の地域包括ケアシステムの構築に向け、地域ケア会議の充実、新潟大学寄附講座「十日町いきいきエイジング講座」との連携による市立の訪問看護ステーションの開設、在宅医療・介護・福祉の連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の実施など関係機関との連携を進めながら、サービスの向上を図ってきました。また、医療関係では、国保診療所による通常診療のほかに訪問診療や休日救急診療の提供に取り組んでいます。

今後も高齢化が進行する中で、地域における在宅医療、在宅介護のニーズは高まっていくことから、医療・介護・福祉の連携をはじめ、障がいのある人や子育て世帯などあらゆる支援を必要とする人に対して、その人に合った適切なサービスが受けられるよう、福祉サービスの充実と質の向上が必要です。

目指す姿

市民

・支援を必要とする人に対応した福祉サービス等があることの理解を深めます。

地域・市社協

・支援を必要とする人に対応した福祉サービス等があることを地域住民に広めます。

市

・市民ニーズに対応した福祉サービス等の充実と質の向上を進めます。



支援を必要とする人が、安心して利用できる福祉サービス等の充実を進めます。

■主な取り組み

① 介護・高齢者福祉サービスの充実

○「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、支援を必要とする高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅福祉サービスや介護保険サービス等の充実に取り組みます。

【担当課等】

・福祉課 ・地域ケア推進課 ・市社協

★他の社会福祉法人等と連携して、介護や支え合いに関する研修会を開催し、人材育成に取り組みます。

・介護職員初任者研修、生活・介護支援サポーター養成講習

【担当】 市社協(地域福祉課、介護福祉課)

② 障がい福祉サービスの充実

○「障がい者計画(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)」に基づき、地域生活支援拠点等の整備をはじめ、障がいのある人の福祉サービス基盤や自立支援等の充実に取り組みます。

【担当課等】

・福祉課

③ 児童福祉サービスの充実

○「十日町市子ども・子育て応援プラン(子ども・子育て支援事業計画)」に基づき、地域子育て支援拠点事業をはじめ、放課後児童クラブ、乳児家庭全戸訪問等の地域における子育て支援の充実とともに、経済的な理由や家庭環境等によって困難を抱える子ども等への支援の充実に取り組みます。

【担当課等】

・子育て支援課 ・健康づくり推進課

④ 福祉サービス等の質の向上

○福祉サービス事業者等と連携してサービス利用者の状況把握を行うとともに、福祉サービスを必要とする高齢者や障がいのある人、子育て家庭のニーズに対応した適正でよりよいサービスの提供に取り組みます。

【担当課等】

・福祉課 ・地域ケア推進課 ・子育て支援課

○市民が安心して福祉サービスを利用できるよう、社会福祉法人等を対象とした指導監査の実施とともに、財務諸表等に関する情報公開の強化や、サービス事業者に対し公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する福祉サービス第三者評価事業の活用を促進に取り組みます。

【担当課等】

・福祉課 ・子育て支援課

○市民ニーズを的確に捉えながら訪問看護ステーションを拡充し、「出向くケアと医療」の充実に取り組みます。また、国保診療所による診療や訪問診療、休日救急診療の提供維持に努めます。

【担当課等】

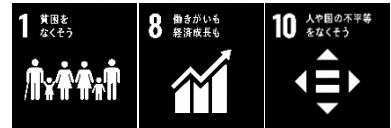
・地域ケア推進課（訪問看護ステーション、国保診療所）

★市内社会福祉法人との連携と情報の共有を図り、福祉サービスの質の向上に資する各種研修に取り組みます。

【担当】 市社協(地域福祉課)



2—(4) 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】



現状と課題

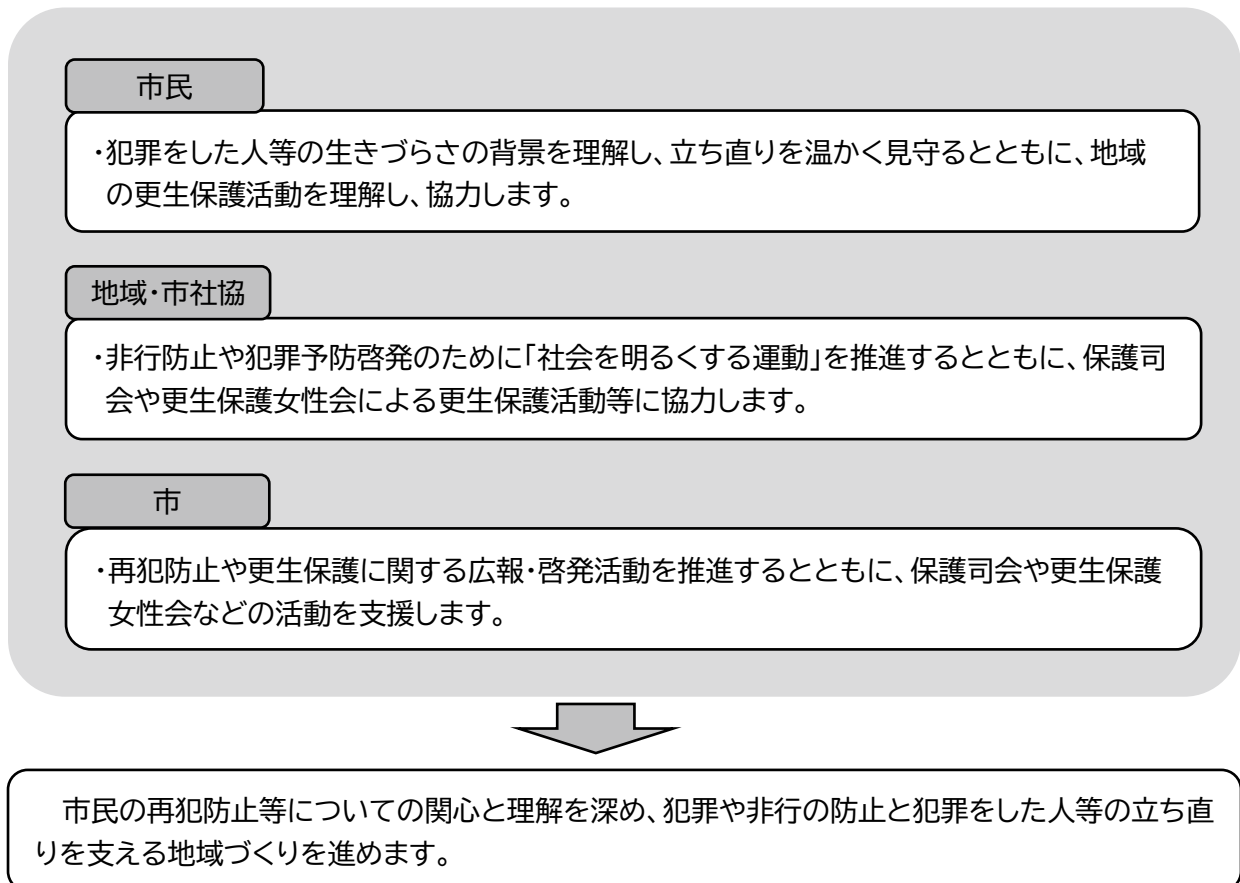
法務省の資料によると、新潟県内における刑法犯検挙者の数は減少傾向にあるものの、検挙者全体に占める再犯者の割合は約5割であり、全国と同程度の高い率となっています。また、検挙者数に占める65歳以上の高齢者の割合については、3割程度で推移しています。

十日町警察署管内では、刑法犯検挙者の数は近年増加傾向にあります。検挙者全体に占める再犯者の直近5か年平均(平成29年～令和3年。以下同じ。)の割合は4割程度となっています。また、検挙者数に占める65歳以上の高齢者の直近5か年平均の割合は4割程度、そのうち犯行時に無職であった人の直近5か年平均の割合は約5割となっています。

犯罪や非行をした人の中には、高齢で身寄りがない人、安定した仕事や住居がない人など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人も多い状況にあり、社会復帰をするための支援や社会で受け入れる体制・意識づくりが求められています。

本市における更生保護活動の状況としては、保護司や更生保護女性会などによる地域への周知・啓発活動、犯罪をした人等の社会復帰支援が行われています。市としても、「社会を明るくする運動」をはじめ、十日町・津南地区保護司会の活動支援や「更生保護サポートセンター」の開設スペースなどの協力をしています。今後も再犯防止や更生保護の取り組みを着実に進めていく必要があります。

目指す姿



■主な取り組み

① 犯罪をした人等の社会復帰を支える取り組みの充実

○犯罪と非行の防止と、犯罪をした人等の社会復帰を支援することの重要性について、地域の理解を深めることを目的として、「社会を明るくする運動」をはじめとした広報・啓発活動を推進します。

【担当課等】

・福祉課

○保護司や更生保護女性会等の更生保護活動の支援と活動の周知を進めます。また、地域における更生保護の活動拠点である十日町・津南地区更生保護サポートセンターの運営支援などを通じて、保護司など更生保護関係の支援者・団体に対する支援の充実を図ります。

【担当課等】

・福祉課

○生活困窮者や高齢者・障がいのある人を支援する福祉制度を活用し、犯罪をした人等の年齢や疾病・障がい等の特性に応じて、必要な支援に結びつけることができるよう、保護観察所や保護司会などの関係機関と連携を深め、相談にあたる体制づくりを進めます。

【担当課等】

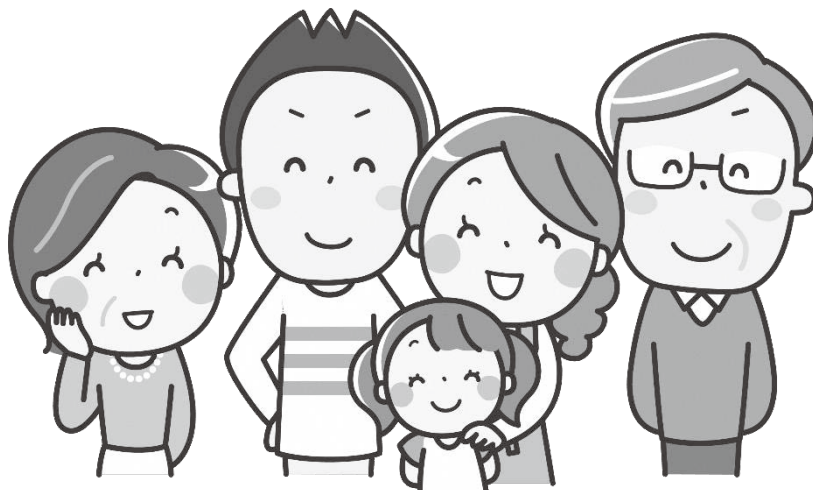
・福祉課 ・地域ケア推進課

★犯罪をした人への今後の相談や緊急を要する生活支援に対応します。

・生活困窮者自立支援事業(自立相談支援、就労準備支援) ・生活福祉資金貸付

・法外援護貸与 ・食糧支援

【担当】 市社協(地域福祉課)



基本目標3 安心して暮らせる環境づくり

3—（1） 地域ぐるみでの防災・防犯体制の充実



現状と課題

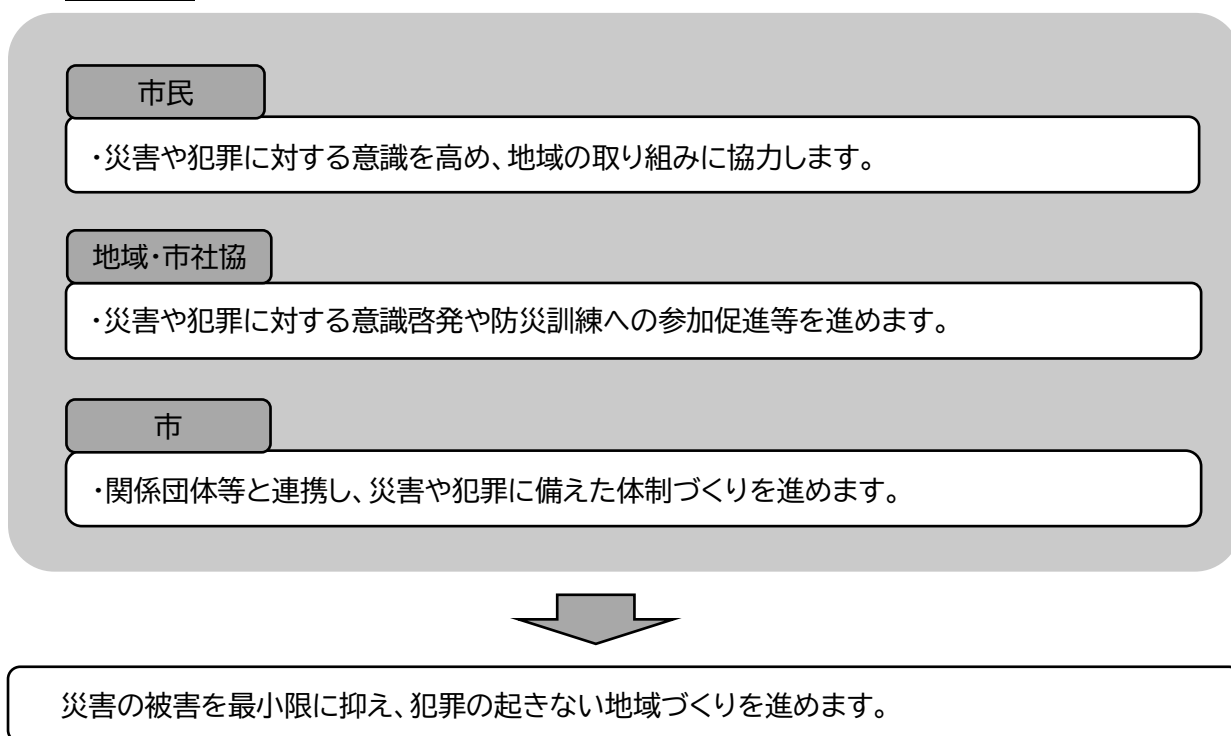
住み慣れた地域で、誰もが安心して日常生活を送るためには、隣近所や地域内での日常的なコミュニケーションや見守り、支え合いが重要です。近年、全国で風水害や地震等が多発しており、本市においても同様の災害が想定されることから、地域レベルでの災害対応力を高めるため、「自助・共助」の取り組みも重要となってきます。

本市においては平成16年の中越大震災を経て、町内・集落単位で自主防災組織が結成され、市では必要な支援を行っています。また、災害対策基本法により、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が求められており、名簿の作成とともに、その名簿を活用した、地域内での災害時の避難支援体制づくりを促進する必要があります。

本市は全国有数の豪雪地であることから、雪から生命や財産を守っていく必要があります。高齢化の進行により、個々人による除排雪作業が困難になっている状況がみられ、共助による除排雪活動への支援が求められています。

また、特殊詐欺等、市民の安全を脅かす要因が増加している中、特に、高齢者や障がいのある人等の支援が必要な人に被害が集中する傾向があることから、地域ぐるみで守っていける防犯体制を充実していく必要があります。

目指す姿



■主な取り組み

① 避難行動要支援者対策の推進

○災害時における人的被害を最小限とするため、「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度や個別避難計画の活用事例などの周知を行いながら、自主防災組織などの避難支援等関係者による災害時の避難支援体制づくりを促進します。

【担当課等】

・防災安全課 ・福祉課 ・市社協

★災害時の要支援者支援として、民生委員・児童委員や地域自治組織など関係機関との連携を図り、個人情報に配慮しながら避難行動要支援者の見守り体制づくりを進めます。

・支え合いマップの作成

【担当】 市社協(地域福祉課)

② 自主防災活動への支援

○災害発生時における地域での避難支援体制を確立するため、自主防災組織運営の知識の啓発・普及をはじめ、自主防災組織代表を対象とした研修会の開催や自主防災組織の活動に対する支援などに取り組みます。

【担当課等】

・防災安全課

○各家庭の防災対応力の充実に向け、ハザードマップの配布をはじめ、広報やホームページ、出前講座等による情報提供・意識啓発に取り組みます。

【担当課等】

・防災安全課



③ 地域における防災・防犯活動等への支援

○災害や犯罪による被害を未然に防止するため、十日町あんしんメール、防災行政無線等を活用し、緊急情報や生活関連情報などを迅速かつ正確に提供することに取り組みます。

【担当課等】

・防災安全課 ・関係各課

★防災・減災に関する知識の普及と意識の醸成に取り組む越後妻有防災ネットワーク協議会に参画し、市内小中学生を対象にした講話や体験による学習会を実施します。

・防災プログラム

【担当】 市社協(地域福祉課)

○犯罪を抑止するため、地域による「青色回転灯」防犯パトロール、町内会へのLED防犯灯の支給等に取り組みます。また、特殊詐欺被害を防止するため、警察・地域防犯組織・金融機関・福祉関係団体などとの連携を強化し、高齢者だけでなく幅広い年代の防犯意識を高める取り組みを進めます。

【担当課等】

・防災安全課 ・市民生活課

○集落における冬期間の安全・安心な生活を確保するため、除排雪活動に取り組む高齢化集落などを支援します。

【担当課等】

・企画政策課 ・市社協

★要援護世帯除排雪援助事業を受託し、要援護世帯の除排雪を支援します。

【担当】 市社協(地域福祉課)

3- (2) 誰もが暮らしやすい生活環境づくり



現状と課題

高齢者や障がいのある人も例外なくすべての人が地域において安全に、そして安心して生活や外出できるようになるためには、今後も継続して施設や設備といったハード面のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。

特に、高齢者や障がいのある人にとって、利用しやすい移動・交通手段は、日常生活や社会参加に欠かせない条件であり、少子高齢化の進行による移動困難者の増加や担い手の減少が見込まれる中、市営バスや予約型乗合タクシーの運行等により、引き続き外出しやすい環境を確保・整備していく必要があります。

目指す姿

市民

・誰もが利用しやすい生活環境づくりに協力します。

地域・市社協

・地域のニーズを関係機関や市に伝えるとともに、地域のニーズに合わせた地域活動に取り組めます。

市

・外出しやすい環境や雪に強い住環境を整備促進し、誰もが暮らしやすい生活環境づくりを進めます。



誰もが暮らしやすい生活環境づくりを進めます。

■主な取り組み

① 外出しやすい環境づくりの推進

○基幹系路線バスや鉄道輸送の確保とあわせ、市営バスや予約型乗合タクシーの運行など、地域の実情に即した生活交通の確保と利便性の向上に取り組みます。また、人口減少や高齢化の進行などを踏まえた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図るため「地域公共交通計画」を策定し、課題解決のための取り組みを進めます。

【担当課等】

・企画政策課

○食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている「買物弱者」に対する支援のあり方について、市域の状況等も踏まえて検討します。

【担当課等】

・関係各課

○移動が困難な高齢者や障がいのある人に対し、タクシー券などによる外出支援に取り組みます。また、福祉有償運送の開始に必要な福祉有償運送運営協議会を適宜開催し、必要な協議等を行います。

【担当課等】

・福祉課 ・市社協

★福祉有償運送事業を実施している事業所等に対し、関係法人等と連携して運転手を担う人のために必要な講習会を開催します。

・福祉有償運送運転者講習

【担当】 市社協(地域福祉課、介護福祉課)

★公共交通機関の不足により移動に困っている人、小売業者の廃業などにより買物に困っている人が増えていることから、地域ごとに取り組み可能な支援を進めます。

【担当】 市社協(地域福祉課)

② 住環境整備の促進

○冬でも安心して暮らせる克雪住宅及び雪下ろし作業時の安全対策の普及促進を進めます。

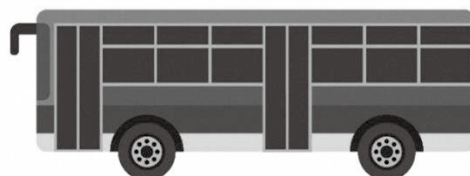
【担当課等】

・建設課 ・都市計画課

○市民が安心して利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた市道や公園等の整備に努めます。また、大規模改修等に伴う公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組みます。

【担当課等】

・建設課 ・都市計画課 ・関係各課



3—(3) 市民一人ひとりの人権・権利を守る環境づくり



現状と課題

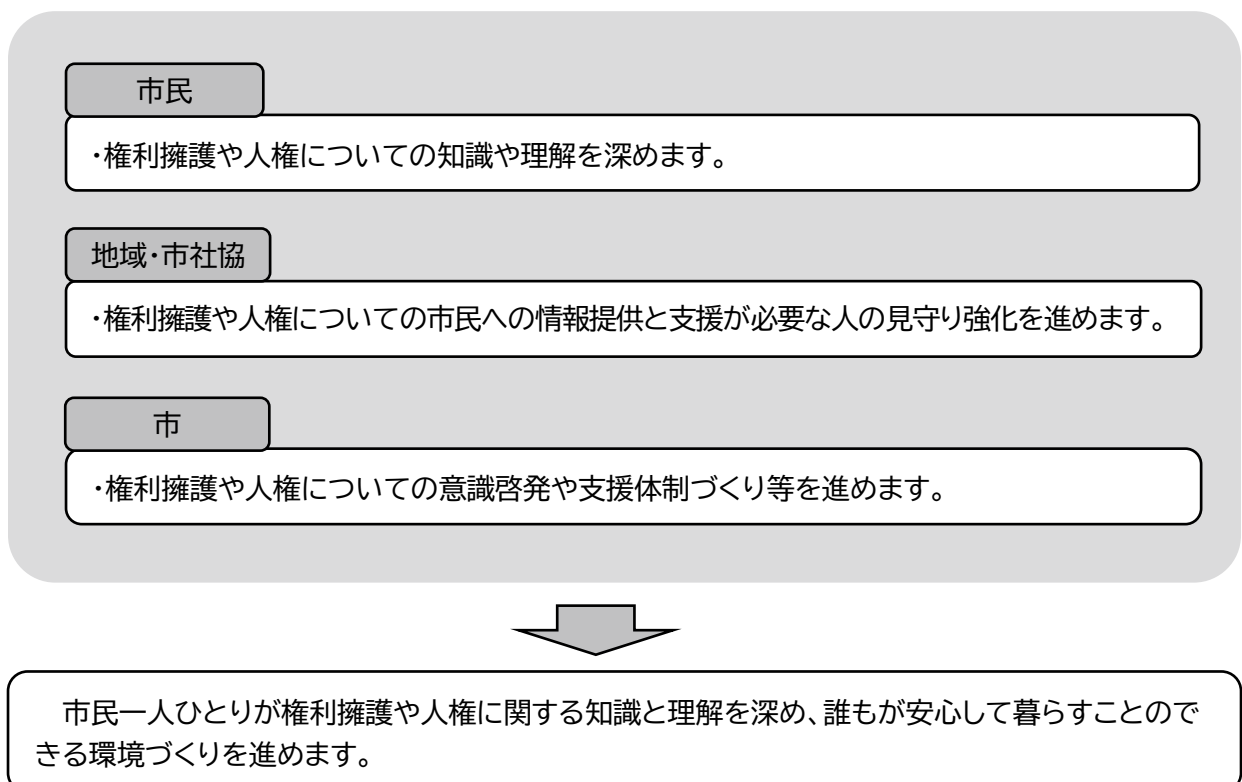
国においては、「生活困窮者自立支援法」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行などに伴い、生活困窮者の自立支援や認知症高齢者等の判断能力が不十分な人に対する横断的な支援体制の整備等が重要であるとされています。成年後見制度においては、市と市社協、専門職団体等が連携して、中核機関の機能を段階的・計画的に充実していくとともに、成年後見制度の普及啓発や利用促進を強化していくことが求められています。また、高齢者、障がいのある人、児童に対する虐待、女性への暴力についての統一的な対応や自殺対策の展開も求められています。

本市においては、高齢化率の上昇をはじめ、高齢者のみ世帯数、要支援・要介護認定者数や精神障害者保健福祉手帳所持者数がそれぞれ増加しており、今後、認知症等の判断能力が不十分な人の増加も予想されることから、権利擁護に関する理解を深め、人権を守るために関係機関と連携を図り、支援体制を充実させていく必要があります。

収入の減少だけでなく、病気、ひきこもりによる地域社会からの孤立などにより、生活を続けていくことが困難になった人が安心して暮らしていくためには、その人に寄り添った伴走型の支援を行っていく必要があります。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、お互いの人権を尊重し合うことが必要です。

目指す姿



■主な取り組み

① 成年後見制度の利用促進

○「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の周知や利用促進を図るとともに、成年後見制度中核機関の機能強化等の体制づくりに取り組みます。

【担当課等】

・地域ケア推進課 ・福祉課 ・市社協

★認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人の権利擁護支援を行います。

・法人後見事業 ・日常生活自立支援事業

【担当】 市社協(地域福祉課)

★日常生活の支援計画となるように生き方・暮らし方ノートを作成し、単身高齢者や認知症が心配な方などが活用できるよう取り組みます。

・ライフデザインノート

【担当】 市社協(地域福祉課)

② 生活困窮者等の自立支援の推進

○生活困窮者等の自立を支援するため、生活困窮者自立相談支援機関を中心として、生活困窮者等の状況把握と課題を整理する自立相談支援をはじめ、就労準備支援、家計改善支援等に取り組みます。

【担当課等】

・福祉課 ・市社協

★生活困窮者自立支援事業を受託し、相談者の自立した生活の実現に向けて関係機関との連携やサービスを活用して支援します。

・生活困窮者自立支援事業(自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援)

・生活福祉資金貸付 ・法外援護貸与 ・食糧支援

【担当】 市社協(地域福祉課)

○ひきこもりの課題を抱える人の社会的自立を推進するとともに、相談や社会参加等の支援を行う団体を支援し、連携を強化します。

【担当課等】

・福祉課 ・市社協

★ひきこもりサポーターと連携し、ひきこもり者またはその家族が社会生活への一歩を踏み出せるよう支援します。

・ひきこもり者の居場所 ・家族交流会

・生活困窮者自立支援事業(自立相談支援、就労準備支援)

【担当】 市社協(地域福祉課、川西支所、中里支所、松代支所)

③ 虐待防止対策の推進

○要保護児童対策地域協議会等による関係機関との連携や情報共有を図りながら、虐待防止対策を推進します。

【担当課等】

・健康づくり推進課 ・地域ケア推進課 ・福祉課

○子どもや高齢者、障がいのある人等に対する虐待の通報への対応や相談体制の整備に取り組みます。

【担当課等】

・健康づくり推進課 ・地域ケア推進課 ・福祉課

④ 自殺対策の推進

○「自殺対策推進計画」に基づき、地域における自殺対策のネットワーク構築をはじめ、自殺対策を支える人材の育成、市民への意識啓発の推進等に取り組みます。

【担当課等】

・健康づくり推進課 ・関係各課

⑤ 人権尊重・擁護の推進

○「人権教育・啓発推進計画」に基づき、差別や偏見を排除し、生命と尊厳を守りお互いを認め合い、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを進めます。

【担当課等】

・市民生活課 ・関係各課

○市民一人ひとりが障がいのある人への正しい理解を深め、障がいのある人が差別を受けることがないように、市民の意識啓発活動に取り組みます。

【担当課等】

・福祉課



第5章 十日町市成年後見制度 利用促進基本計画

1 計画の趣旨

平成12年にノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、「成年後見制度」が導入されました。

本市においては、令和4年度に認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがある人が成年後見制度を円滑に利用できるような必要な支援を行い、権利を擁護することにより、地域で安心して暮らせる体制を整備するため、成年後見制度の利用促進に係る「成年後見制度中核機関」を設置しました。

平成28年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「促進法」という。)」により、市町村は国が定める「成年後見制度利用促進基本計画(以下「国の基本計画」という。)」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

これを受け、本市では、今後加速する高齢化社会に備えて、支援が必要な高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに生活することができるよう、社会全体で支える仕組みとなる「地域共生社会」の実現に向けた「地域福祉計画」の基本目標3の取り組みを具現化するため、本章を「十日町市成年後見制度利用促進基本計画(以下「市基本計画」という。)」として一体的に策定し、施策を推進します。

2 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等があり、判断能力の低下が認められる人が自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切に、生活や財産を守る契約を代わりに行う等、法的に保護し、支援を行う制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

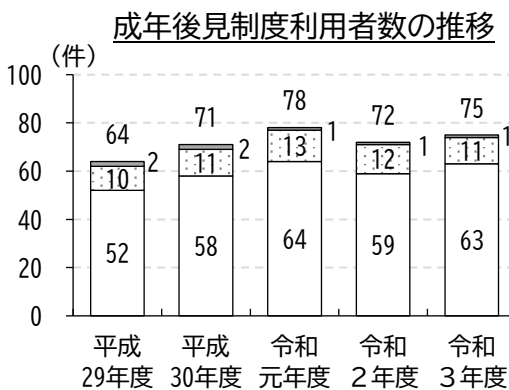
法定後見制度とは、判断能力が低下し、契約等の法律行為ができなくなるなど、本人の生活に支障が出た場合、本人や親族等が家庭裁判所に申し立てることにより、利用できる制度です。家庭裁判所が本人の判断能力の程度に応じ、成年後見人等(補助人・保佐人・成年後見人)を選任し、選任された成年後見人等が、本人の利益を考えながら保護・支援を行います。

任意後見制度とは、将来、自分自身の判断能力が低下した場合に備え、判断能力があるときに、本人自らがサポートの内容や後見人となってサポートしてくれる人を選び、公正証書を作成し、その人と契約しておく制度です。実際に本人の判断能力が低下した時点で、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、あらかじめ契約しておいた人が本人の任意後見人となり、契約に沿って保護・支援を行います。

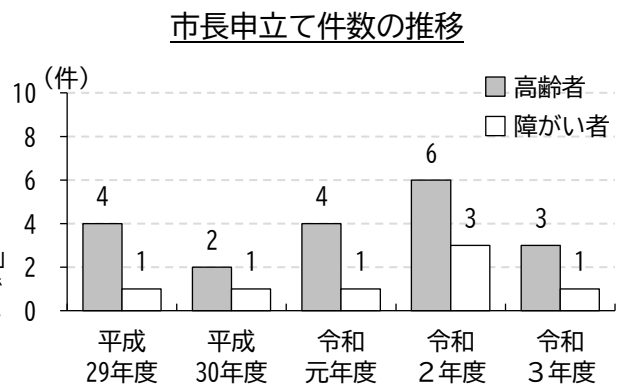
3 市の現状と課題

本市においては65歳以上の割合、高齢者のみの世帯数、要支援・要介護認定者数や精神障害者保健福祉手帳所持者数もそれぞれ増加しており、支援を必要とする人が増加しています。

成年後見制度の現状については、令和3年度の成年後見制度利用者数は75人で前年と比べ、増加しています。市長申立て件数をみると、ここ数年は3～9件で推移しています。また、成年後見制度利用支援事業は、高齢者、障がい者ともに報酬助成件数及び助成額は令和2年度から3年度にかけて増加しています。なお、日常生活自立支援事業利用者は認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者ともに減少傾向にあります。

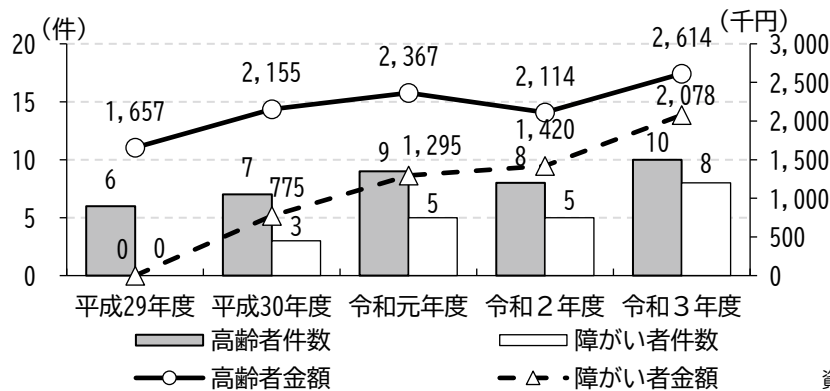


資料：新潟家庭裁判所



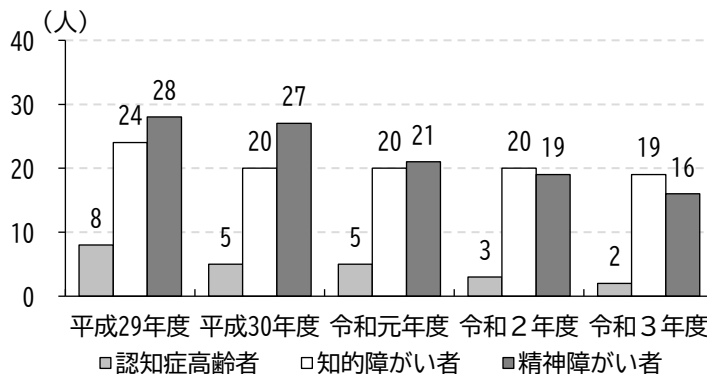
資料：地域ケア推進課

成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数及び助成額）の推移



資料：地域ケア推進課

日常生活自立支援事業利用者数の推移



資料：地域ケア推進課

「市基本計画」の策定に際し、以下の概要で「成年後見制度の利用に関するニーズ調査」を行いました。

調査の目的

十日町市における成年後見制度の利用状況やニーズを把握し、今後の成年後見制度の利用促進や成年後見活動の充実を図ることを目的に実施しました。

調査の方法

○調査方法:メール及び郵送による回答

○調査期間:令和3年12月1日～12月15日

○調査対象:①相談支援関係機関(23事業所)、
②入所施設・医療機関(36事業所)、
③士業・法人後見(34人)

配付・回収状況

調査票	調査対象	対象数	回収数	回収率
①	地域包括支援センター	5	21	91.3%
	居宅介護支援事業所	15		
	障がい者相談支援事業所	2		
	社会福祉協議会	1		
②	介護老人福祉施設(地域密着型を含む)	13	27	75.0%
	介護老人保健施設	1		
	養護老人ホーム	1		
	認知症対応型共同生活介護	4		
	特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)	1		
	小規模多機能型居宅介護	5		
	共同生活援助	7		
	障害者支援施設	1		
	医療機関	3		
③	弁護士	1	25	73.5%
	司法書士	4		
	社会福祉士	5		
	行政書士	12		
	税理士	10		
	法人後見	2		
合計		93	73	78.5%

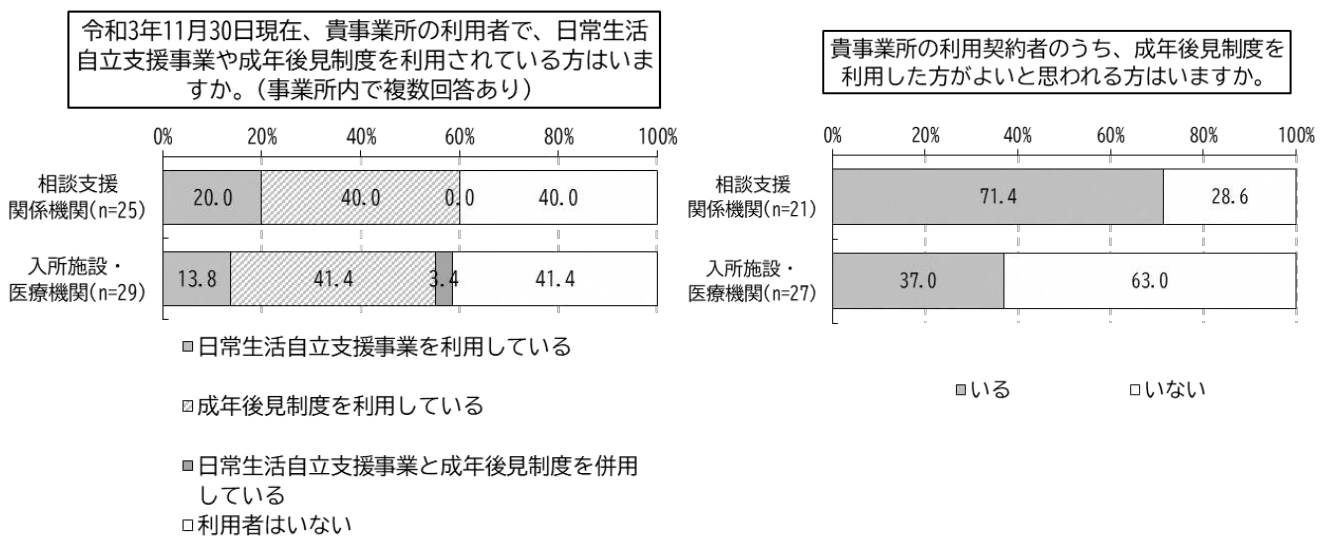
第5章 十日町市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用状況は、相談支援関係機関では 60.0%が、入所施設・医療機関では 58.6%が成年後見制度または日常生活自立支援事業を利用している状況です。

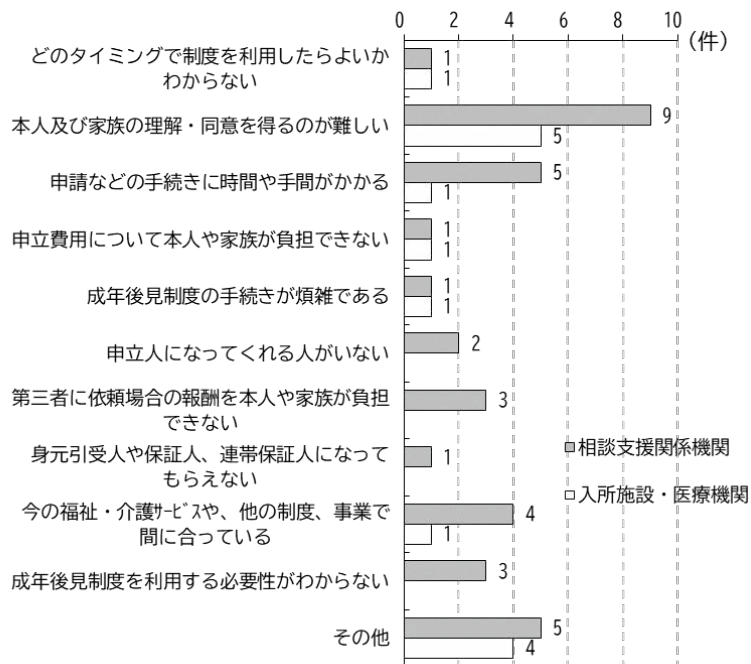
成年後見制度を利用した方がよいと思われる利用者がある割合は、相談支援関係機関で 71.4%、入所施設・医療機関で 37.0%と今後の制度の利用意向の高まりがわかる結果となっています。

また、成年後見制度の利用に至らない理由は、相談支援関係機関で「本人及び家族の理解・同意を得るのが難しい」、「申請などの手続きに時間や手間がかかる」が多くなっています。

成年後見制度の利用に関するニーズ調査の結果（令和3年12月実施）



成年後見制度の利用に至らないのはどのような理由からですか。

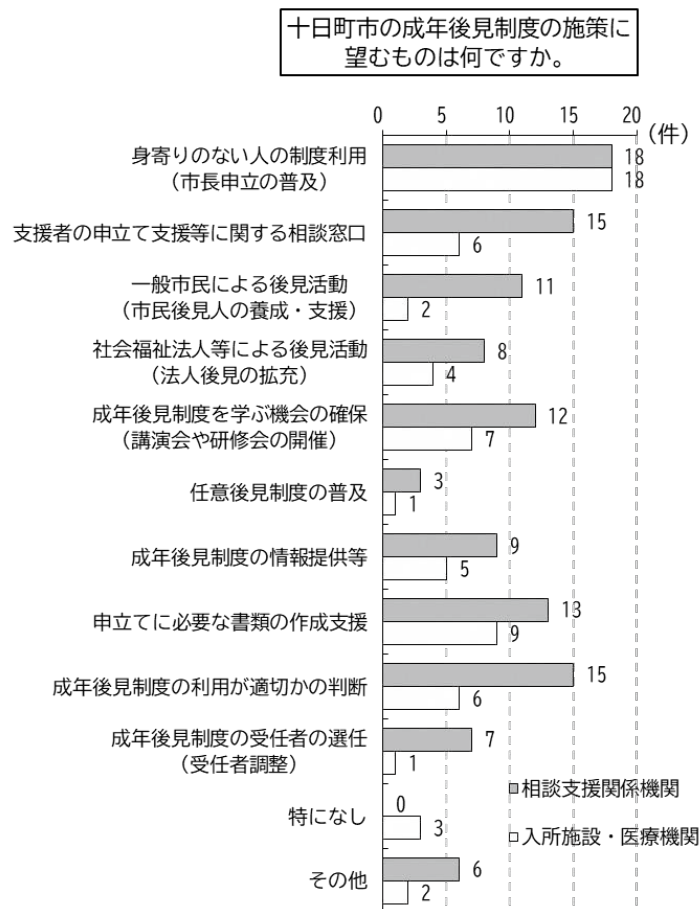
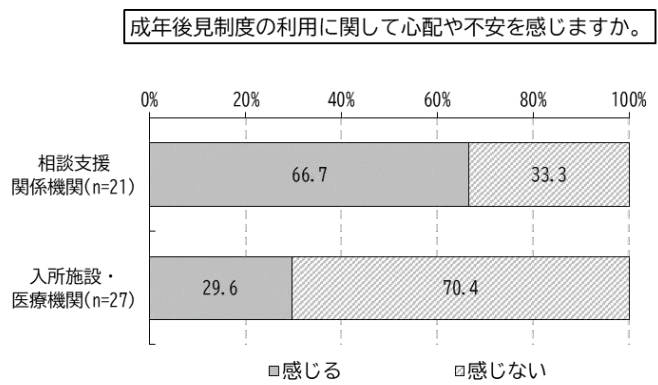
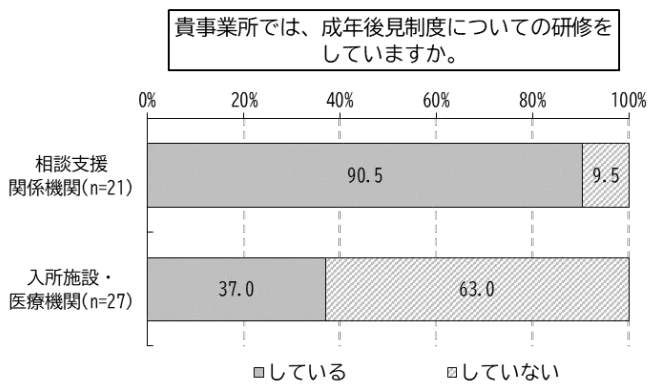


事業所の成年後見制度についての研修の実施状況は、相談支援関係機関では90.5%が、入所施設・医療機関では37.0%が実施している状況です。

成年後見制度の利用に関しての心配や不安がある割合は、相談支援関係機関で66.7%、入所施設・医療機関で29.6%となっています。

また、市の施策に望むものは、相談支援関係機関、入所施設・医療機関ともに「身寄りのない人の制度利用(市長申立の普及)」が最も多く、相談支援関係機関では「支援者の申立て支援等に関する相談窓口」、「成年後見制度の利用が適切かの判断」も多くなっています。

成年後見制度の利用に関するニーズ調査の結果（令和3年12月実施）



【本市における現状と課題のまとめ】

- ・講演会や研修会など成年後見制度を学ぶ機会の確保が必要。
- ・身寄りのない人の制度利用(市長申立の普及)など制度や相談窓口の周知が必要。
- ・制度を必要とする人の増加が予想される中、後見活動を行う専門職への支援が必要。
- ・成年後見制度の利用が適切かの判断といった受任調整(マッチング)が必要。
- ・一般市民による後見活動(市民後見人の養成・支援)の検討が必要。

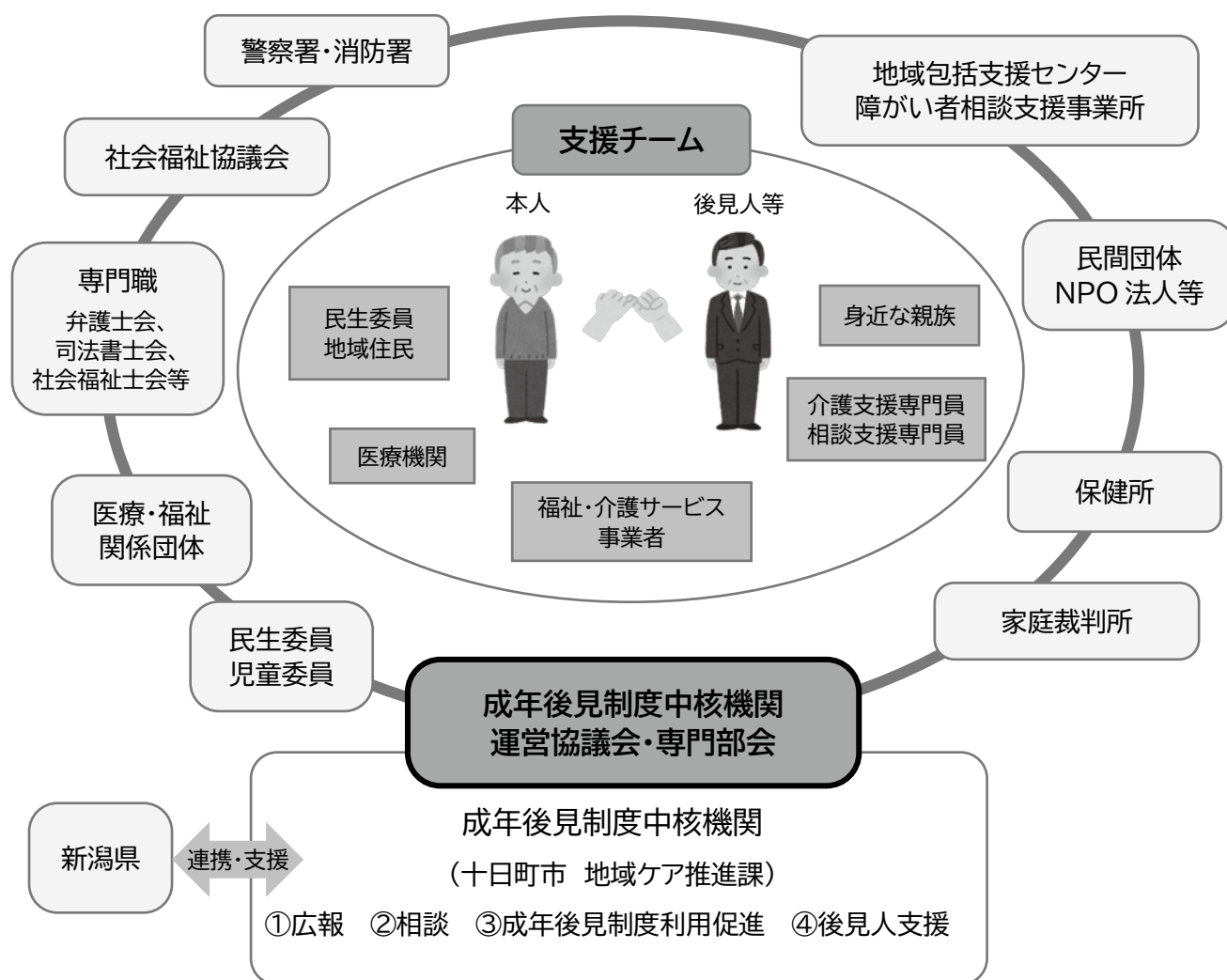
4 成年後見制度の利用促進に向けた施策の展開

(1) 中核機関を中心とした体制の整備と運営

中核機関とは専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。国の基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取り組みも活用しつつ、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています(市町村直営または委託等)。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

本市では、令和4年度に中核機関の運営・活動方針、事業計画等に関し必要な事項を協議するため、「十日町市成年後見制度中核機関運営協議会」を設置しました。協議会を定期的に開催し、中核機関の適切な運営に努めるとともに、地域連携ネットワークの強化を図ります。

中核機関と地域連携ネットワークのイメージ図



(2) 中核機関の4つの機能

国の基本計画では、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能として、以下が示されています。本市においても、これらの機能の段階的・計画的な整備の方針を検討するとともに取り組み状況の点検や評価を継続的に実施します。

また、以下の4つの機能が充実することで、本人や親族後見人等を見守る体制が構築され、親族後見人等が、本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、不正防止効果が期待されます。

1 広報機能

中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市社協、福祉・介護事業者、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、医療機関、民生委員児童委員協議会等)と連携しながら、パンフレットの作成・配布、市報、ホームページなど様々な媒体を通じて、制度の普及啓発を図ります。

また、ひとり暮らしなどで将来に不安を感じている人へのサポートとして、命にかかわる大きな病気やケガといったもの時に備え、事前にそれぞれが望む医療やケアについて考える「終活」や「人生会議」などの取り組みも積極的に普及啓発していきます。

成果指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
パンフレット等による周知・広報(任意後見制度を含む)活動	実施	実施
権利擁護の推進に係る研修・講演会、出前講座等の開催回数	年16回	年20回

2 相談機能

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。様々な情報を把握・整理し、他機関との連携を図ることにより、個別の相談に適切な助言、情報提供を行い、支援につながるようにします。

市長申し立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所等の関係者からの相談に応じ、情報を集約します。

また、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な権利擁護に関する支援が図られるように調整を行うとともに、広域対応が必要となる場合には、県と連携し支援します。

その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等とも連携し、後見類型だけでなく、保佐・補助類型や日常生活自立支援事業等の利用の可能性も考慮します。

成果指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
成年後見制度に関する相談受付件数(中核機関)	54件	84件
市長申立て件数(過去5年間の平均)	4.2件	7件

3 成年後見制度利用促進機能

後見人選任のための支援として、専門職後見人候補者の推薦、市民後見人の受任調整（マッチング）、親族後見人が受任できるための支援を行い、家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう連携を図ります。

担い手の育成・活動の促進として、市民後見人の研修・育成・活用、法人後見の担い手の育成・活動支援を行います。

日常生活自立支援事業等の関連制度からのスムーズな移行を進めます。また、権利擁護が必要な人への支援（日常生活自立支援事業の対象にはならないものの、判断能力に不安があり金銭管理が必要な人や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている人への支援等）について検討します。

成果指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
成年後見制度利用支援事業による報酬助成件数(過去5年間の平均)	14.6件	20件
運営協議会及び専門部会等の開催回数	4回	5回
後見人等選任の受任調整機能の設置	未実施	実施

4 後見人支援機能

市民後見人や親族後見人からの日常的な相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて、専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。

中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援します。

地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか留意し、そうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげます。

成果指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
「支援チーム」への支援	実施	実施
後見人等からの相談窓口の設置	未実施	実施

※現状値(令和4年度)は令和5年1月末現在の状況

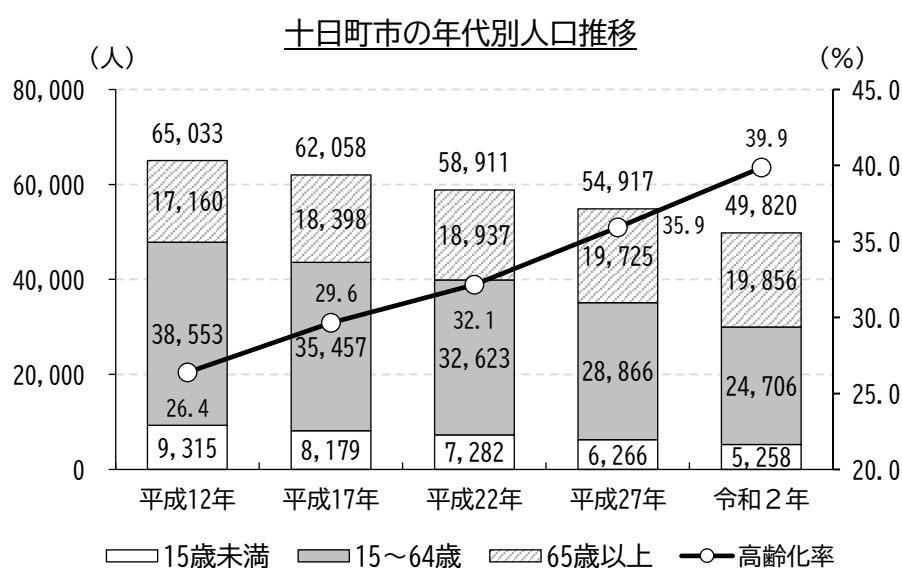
資料編

1 十日町市の現状

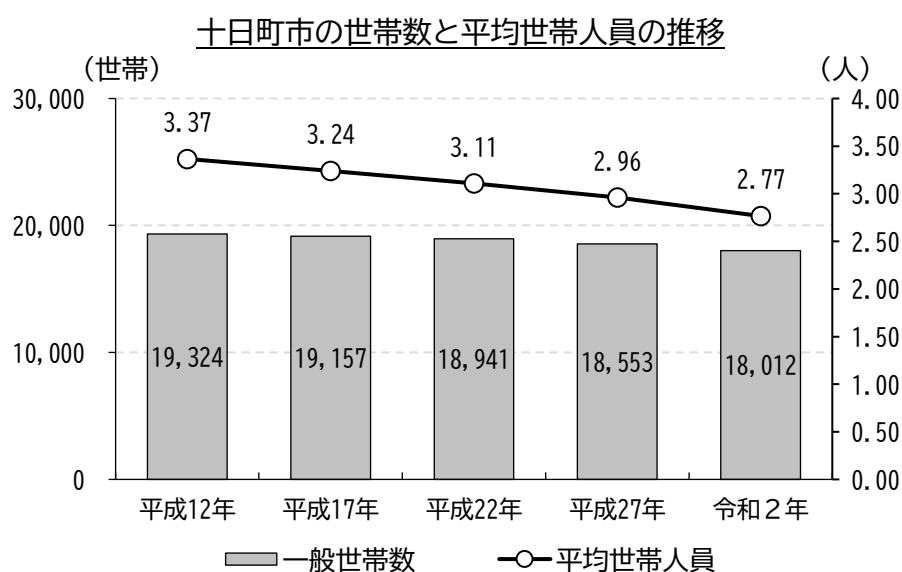
(1) 人口、世帯数の推移

本市の総人口は、減少が続いています。特に「15歳未満」、「15～64歳」はともに減少が続いており、一方で「65歳以上」は増加が続いており、少子高齢化が進行していることがわかります。

また、世帯数も減少が続いていますが、総人口の減少幅のほうが大きいことから、一世帯当たりの平均世帯人員は減少し、小家族化が進行しています。



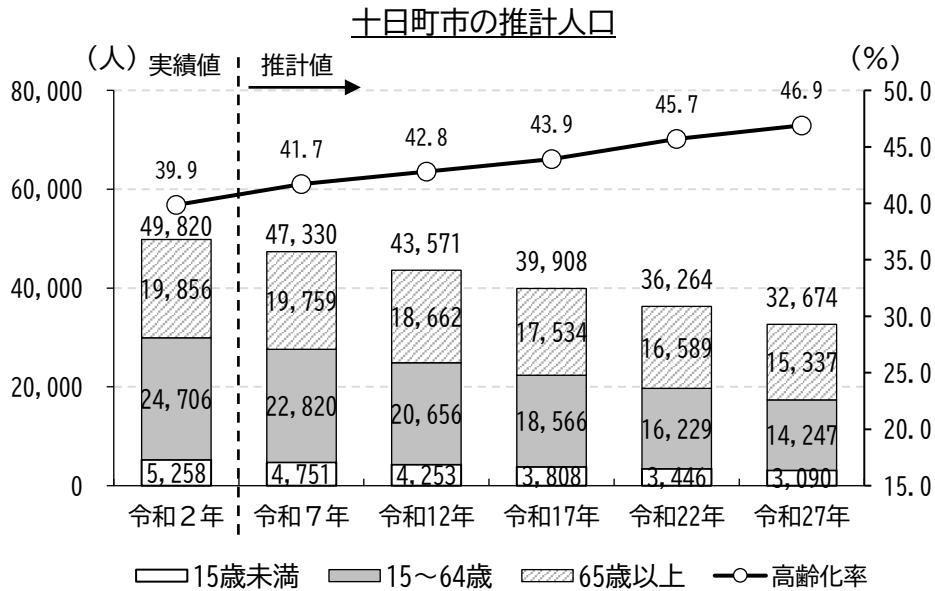
資料：国勢調査



資料：国勢調査

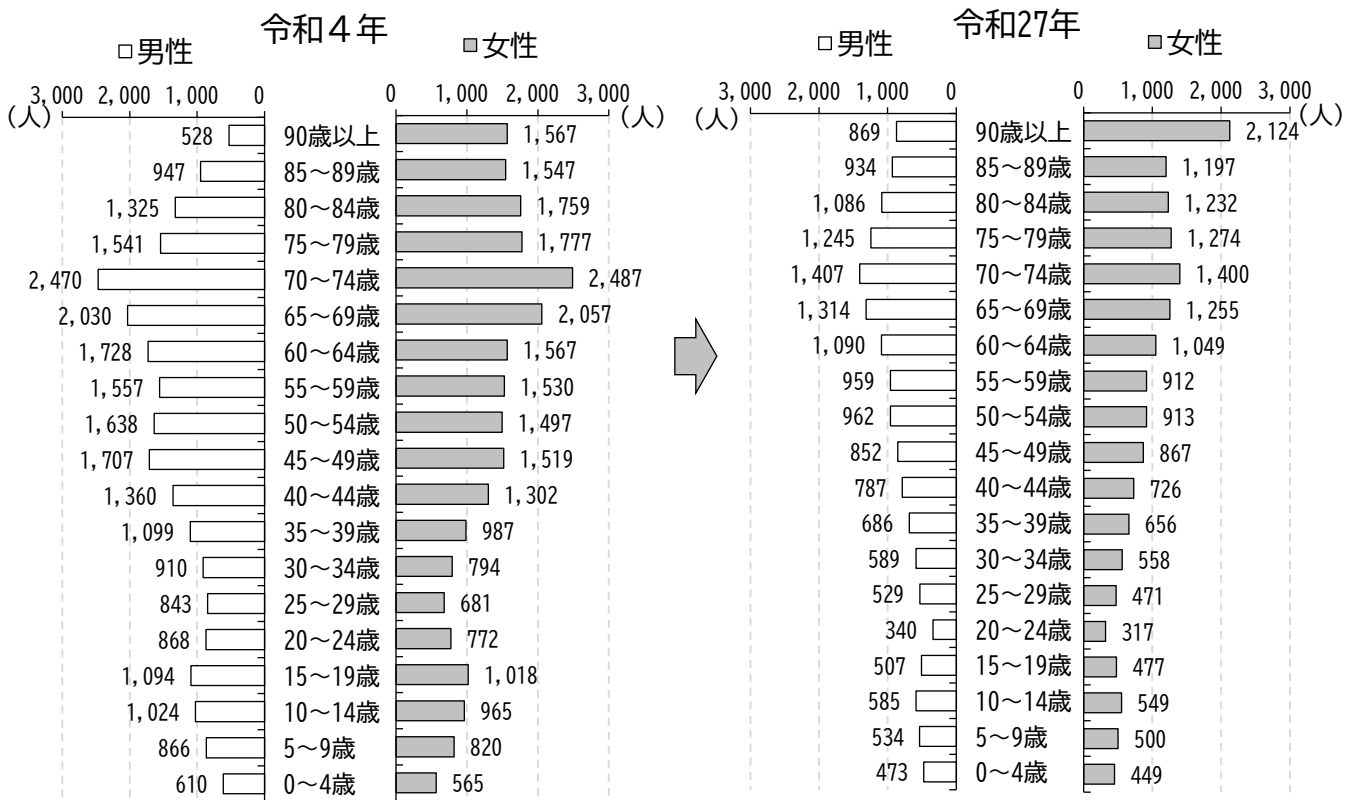
(2) 将来推計人口

十日町市の推計人口は、総人口と同様に減少していくことが予想されています。「15歳未満」、「15～64歳」だけでなく、「65歳以上」も減少が見込まれていますが、現状よりもさらに高齢化率は上がり、超高齢化社会に突入していくことが見込まれています。



資料：統計でみる十日町市（令和3年度版）

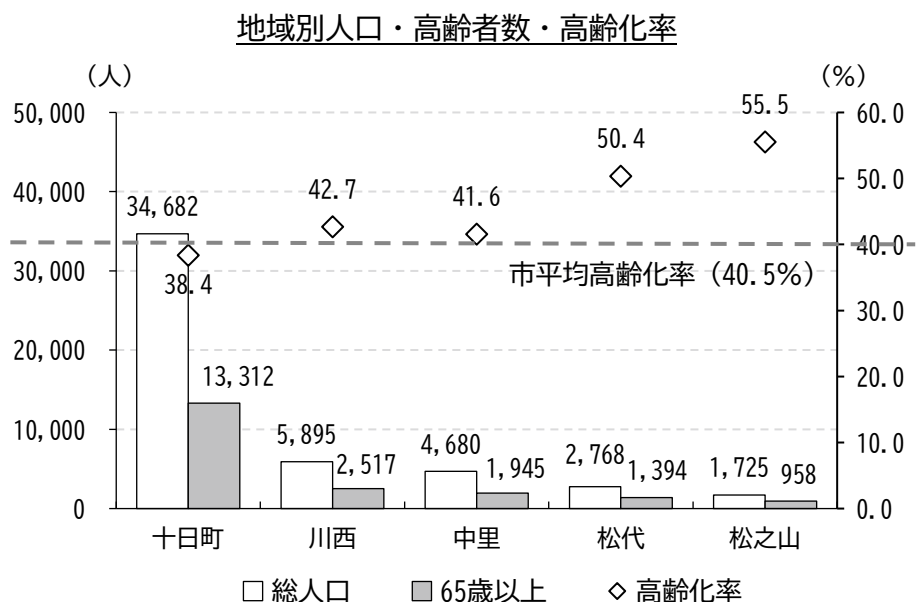
十日町市の推計人口ピラミッド



資料：実績値：統計でみる十日町市（令和3年度版）
推計値：十日町市人口ビジョン（令和元年12月）

(3) 高齢者人口の状況

令和4年時点で地域別の高齢者数(65歳以上)は、「十日町」が総人口とともに最も多く、13,312人となっています。他の地域は総人口、高齢者数ともに少なくなっていますが、高齢化率は市平均の40.5%よりもいずれの地域も高くなっています。特に「松之山」では55.5%と半数以上が65歳という状況です。



(単位:人)

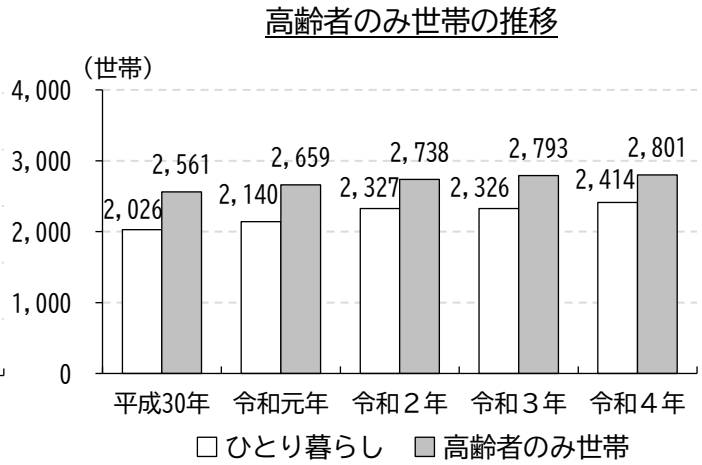
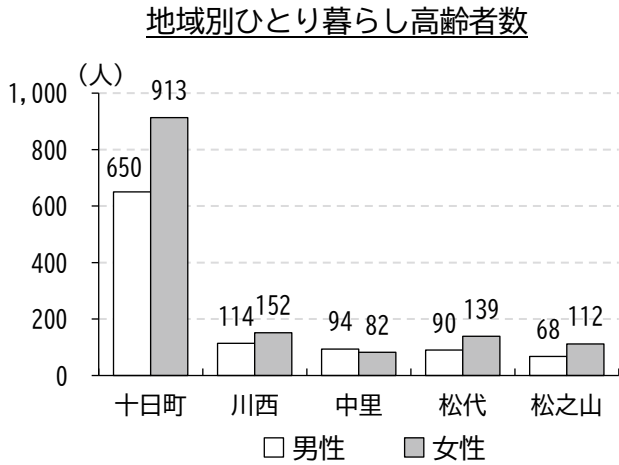
地域	総人口	65歳以上	男性	女性	75歳以上	男性	女性	高齢化率
十日町	34,682	13,312	5,856	7,456	7,055	2,787	4,268	38.4%
川西	5,895	2,517	1,140	1,377	1,335	546	789	42.7%
中里	4,680	1,945	845	1,100	1,089	395	694	41.6%
松代	2,768	1,394	606	788	833	308	525	50.4%
松之山	1,725	958	404	554	567	210	357	55.5%
合計	49,750	20,126	8,851	11,275	10,879	4,246	6,633	40.5%

資料：住民基本台帳（令和4年3月31日時点）

(4) 高齢者世帯の状況

令和4年時点で地域別のひとり暮らし高齢者数は、「十日町」が男女ともに最も多く、1,563人となっています。

高齢者のみの世帯は、「ひとり暮らし」、「高齢者のみ世帯」とともに増加が続いている状況となっています。

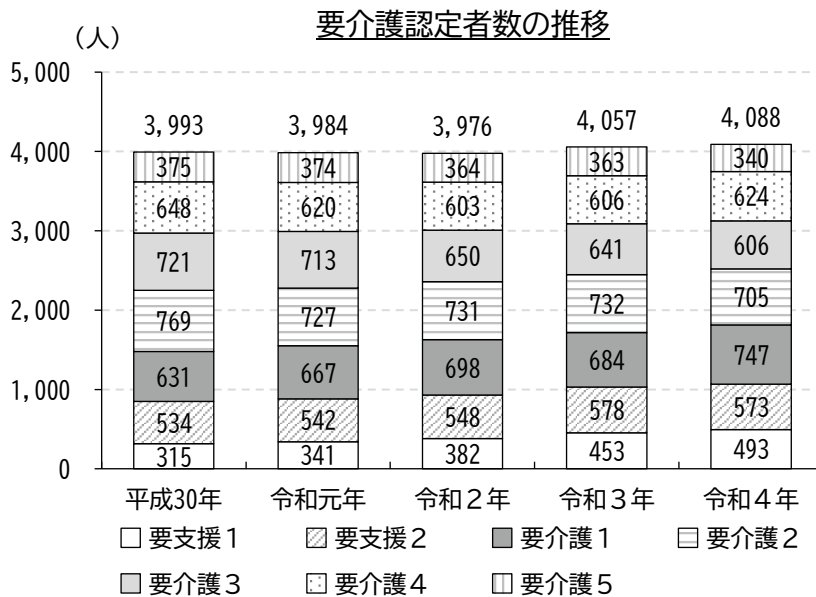


資料：高齢者現況調査（令和4年4月1日時点）

資料：高齢者現況調査（各年4月1日時点）

(5) 要介護認定者数の状況

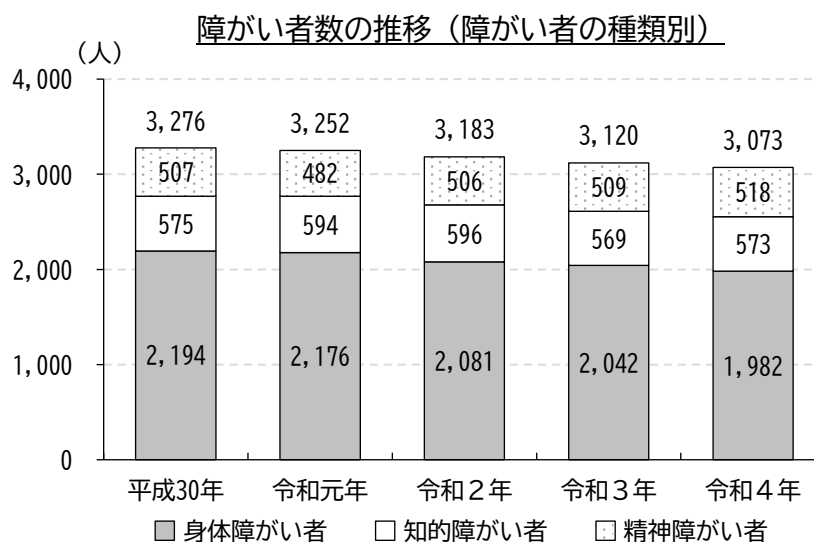
要介護認定者数は、令和3年、令和4年と増加している状況です。特に「要支援1」、「要介護1」がともに増加傾向となっています。



資料：介護保険状況報告（各年3月31日時点）

(6) 障がい者数の状況

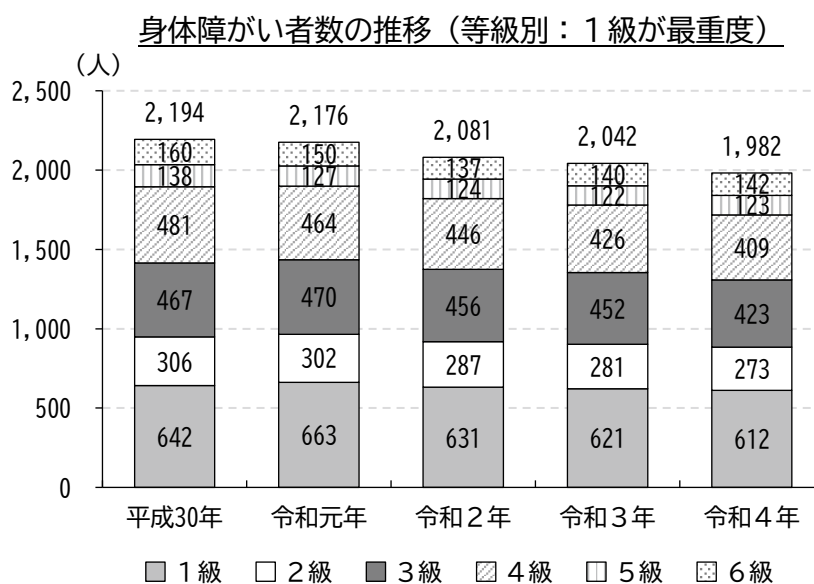
障がい者数全体は減少が続く状況となっています。障がい者の種類別にみると、「身体障がい者」は最も多いものの、ここ数年減少が続いています。一方、「知的障がい者」、「精神障がい者」ともに令和4年時点において前年よりも増加しています。



資料：福祉課（各年3月31日時点）

(7) 身体障がい者の状況

身体障がい者数全体は減少が続き、「1級」～「4級」で減少傾向となっており、特に「4級」では平成30年から令和4年までで70人ほどの減少となっています。



資料：福祉課（各年3月31日時点）

身体障がい者の障がい種別で見ると、「肢体不自由」が最も多く、特に「4級」で多くなっています。「内部障がい」は「1級」が多く、「聴覚・平衡」は「6級」で多くなっています。

身体障がい者数（障がい種別・等級別）

（単位：人）

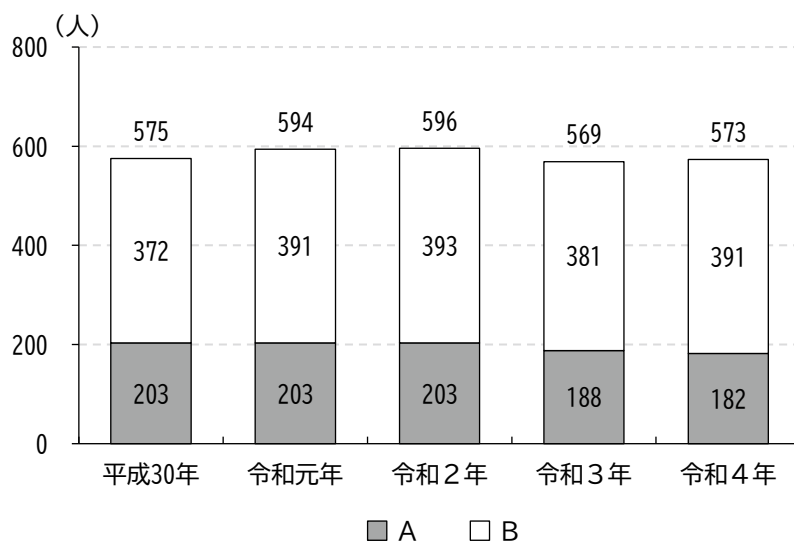
	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	25	—	—	152	410	587
2級	61	41	—	374	—	476
3級	11	17	19	237	158	442
4級	11	47	19	714	119	910
5級	23	—	—	242	—	265
6級	12	85	—	39	—	136
7級	—	—	—	187	—	187
合計	143	190	38	1,945	687	3,003

資料：福祉課（令和4年3月31日時点）

（8）知的障がい者の状況

知的障がい者数はほぼ横ばい状態となっており、等級で見ると「A」はやや減少傾向となっています。

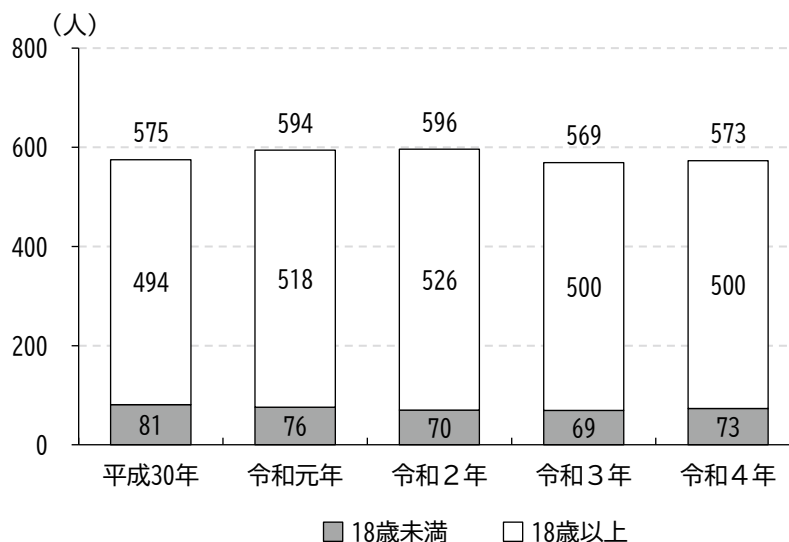
知的障がい者数の推移（等級別：Aが重度）



資料：福祉課（各年3月31日時点）

知的障がい者を年代別にみると、「18歳以上」が多くなっていますが、「18歳以上」はやや減少傾向となっています。「18歳未満」は横ばいとなっています。

知的障がい者数の推移（年代別）

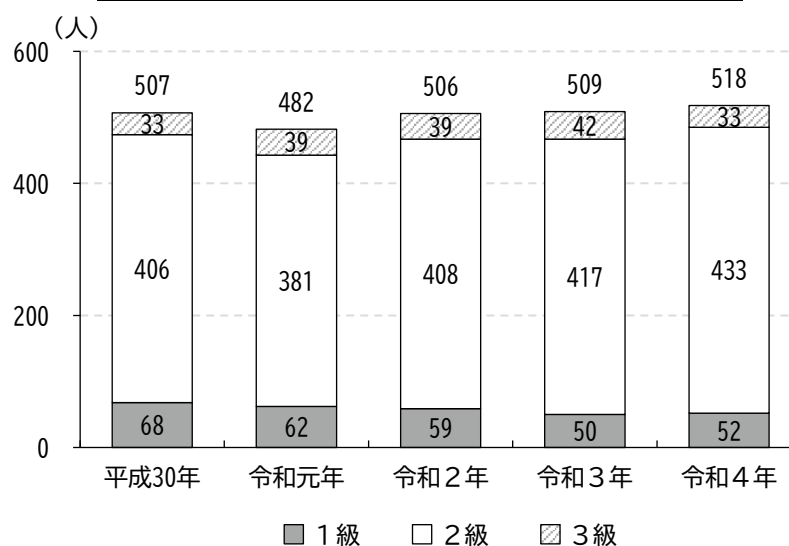


資料：福祉課（各年3月31日時点）

（9）精神障がい者の状況

精神障がい者数は令和元年以降増加傾向となっており、等級で見ると「2級」が多く、増加傾向となっています。

精神障がい者数の推移（等級別：1級が最重度）

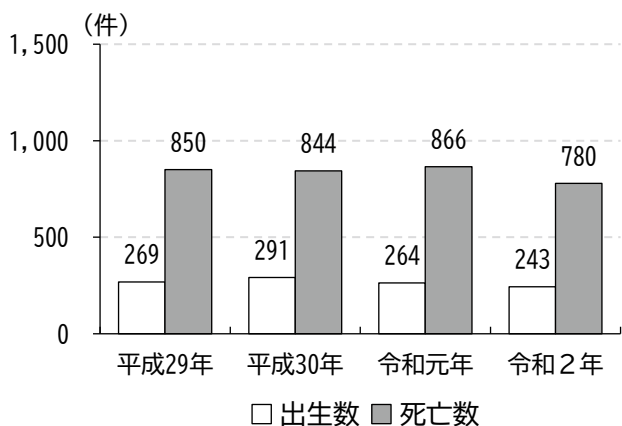


資料：福祉課（各年3月31日時点）

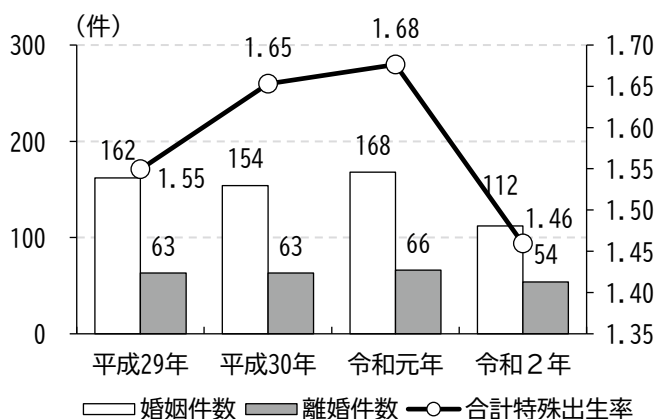
(10) 出生・死亡、婚姻・離婚等の状況

出生数よりも死亡数のほうが多い状況が続いており、また、出生数は減少が続いています。婚姻件数、合計特殊出生率はともに新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少しています。

出生数・死亡数の推移



婚姻・離婚件数・合計特殊出生率の推移



資料：新潟県福祉保健部「福祉保健年報」

(11) 保育所（園）、認定こども園の状況

保育所（園）、認定こども園の状況は以下のとおりです。令和2年に保育所（園）数は減少、認定こども園数は増加しています。

保育所（園）数・定員・児童数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
保育所(園)数	13か所	10か所	7か所	7か所	7か所
定員	955人	705人	455人	455人	455人
児童数	861人	599人	387人	380人	344人

認定こども園数・定員・児童数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
園数	8か所	11か所	13か所	13か所	13か所
定員	824人	1,109人	1,285人	1,166人	1,142人
児童数	739人	933人	1,068人	961人	902人

資料：子育て支援課（各年4月1日時点）

地域保育所(旧へき地保育所)、小規模保育事業所の状況は以下のとおりです。

地域保育所（旧へき地保育所）の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
保育所数	2か所	1か所	1か所	1か所	1か所
定員	75人	40人	40人	40人	40人
児童数	38人	26人	23人	18人	21人

小規模保育事業所の状況

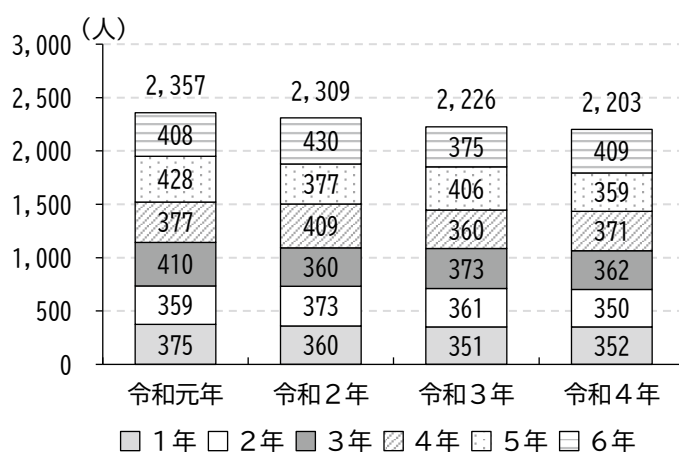
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
事業所数	—	1か所	1か所	1か所	1か所
定員	—	19人	19人	19人	12人
児童数	—	2人	15人	11人	3人

資料：子育て支援課（各年4月1日時点）

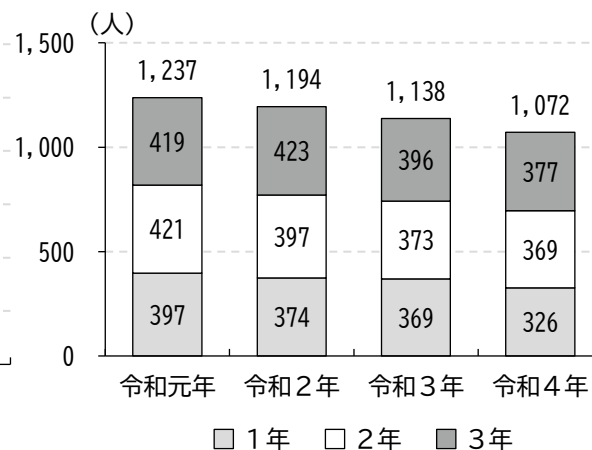
(12) 小学校、中学校の状況

小学校児童数、中学校生徒数ともに減少傾向が続いています。

小学校児童数の推移



中学校生徒数の推移

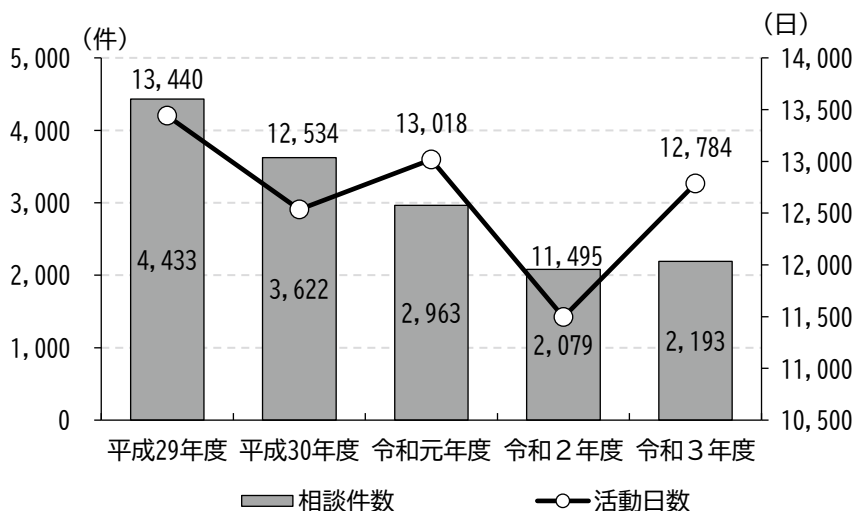


資料：新潟県統計課「学校基本調査結果報告書」（各年5月1日時点）

(13) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員の相談件数は減少傾向にあります。また、活動日数は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度で大きく減少したものの、令和3年度では回復傾向にあります。

民生委員・児童委員の相談件数・活動日数の状況

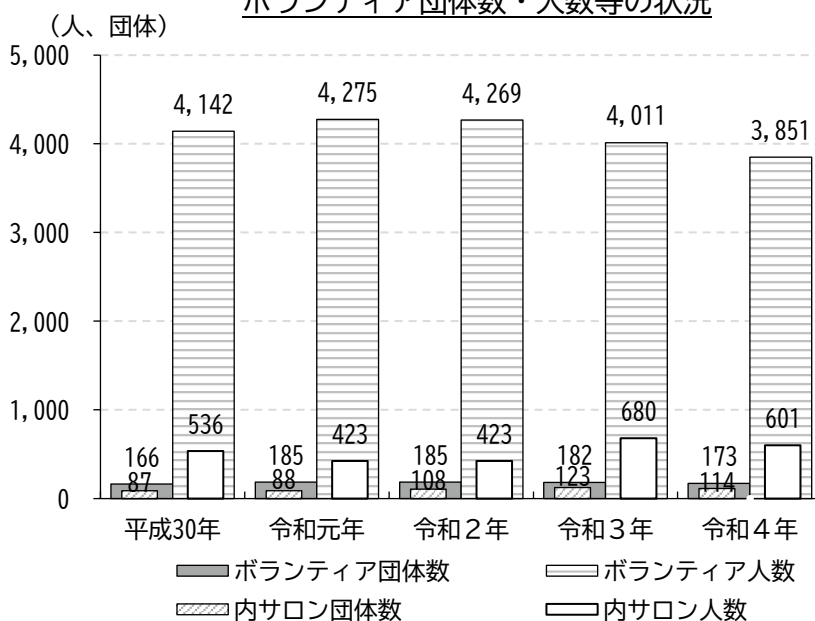


資料：福祉行政報告例（各年度4月1日時点）

(14) ボランティアの状況

ボランティアの人数は、4,000人台で推移していますが、減少傾向にあります。また、団体数も減少傾向にあります。

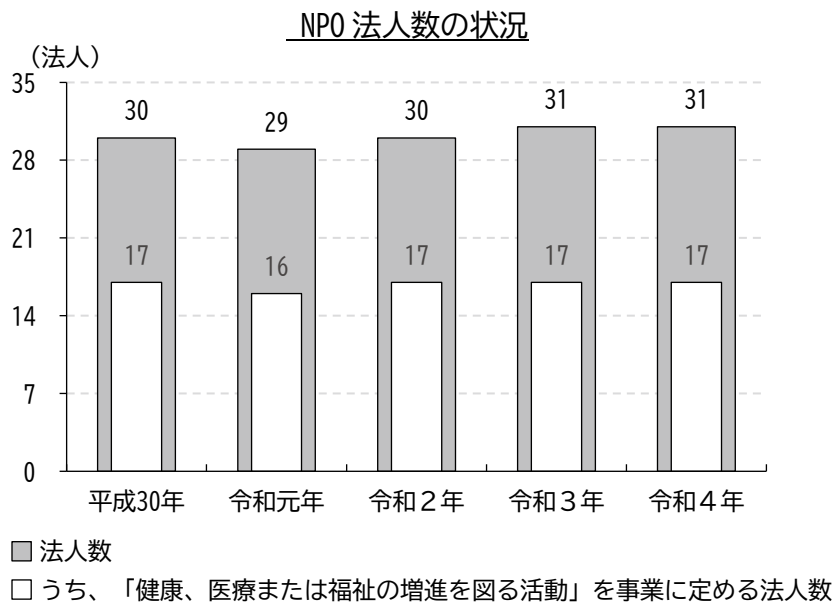
ボランティア団体数・人数等の状況



資料：十日町市社会福祉協議会 十日町市ボランティアセンター（各年4月1日時点）

(15) NPO 法人の状況

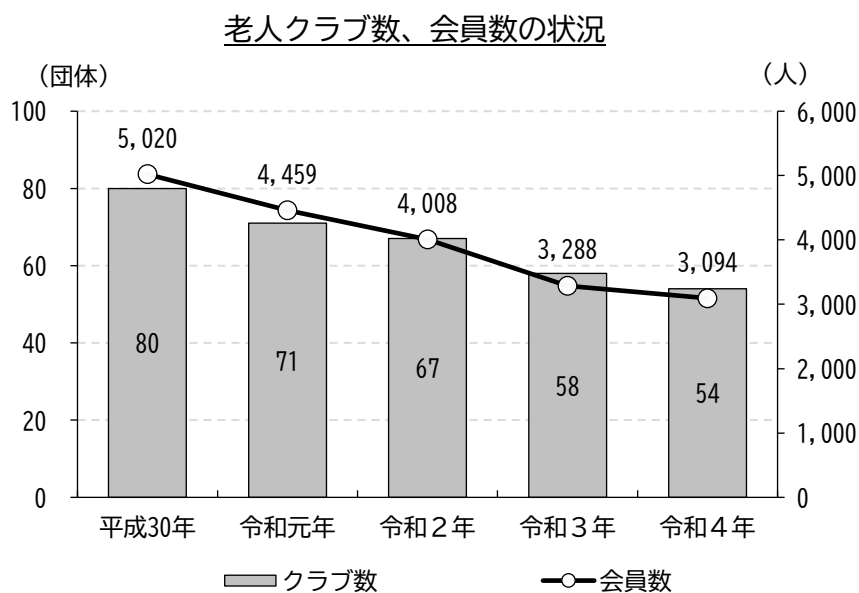
NPO 法人数は横ばいの状況にあります。そのうち、「健康、医療または福祉の増進を図る活動」を事業に定める法人数は17法人で推移しています。



資料：企画政策課（各年4月1日時点）

(16) 老人クラブの状況

老人クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。

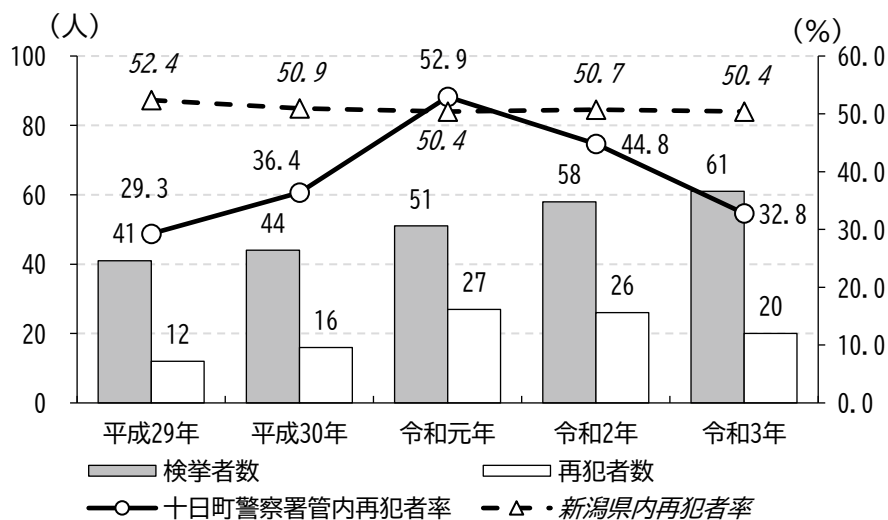


資料：福祉課（各年4月1日時点）

(17) 再犯者の状況

十日町警察署管内の刑法犯検挙者数は増加傾向にあります。一方、再犯者数、再犯者率はともに令和元年をピークに減少傾向にあります。新潟県内の再犯者率と比べると、県はここ数年、50%台で推移しているのに対し、十日町警察署管内の再犯者率は令和3年で32.8%まで減少しています。

十日町警察署管内の刑法犯検挙者数、再犯者数及び再犯者率の推移
新潟県内再犯者率の推移



資料：法務省矯正局提供データを基に十日町市作成

(18) 高齢者福祉施設等の状況

地域別の高齢者福祉施設等の施設数は以下のとおりです。

高齢者福祉施設の件数（地域別）

(単位:件)

	十日町	川西	中里	松代	松之山	その他※	合計
特別養護老人ホーム	4	1	3	1	1	2	12
特別養護老人ホーム(地域密着型)	2	1	1	1			5
介護老人保健施設					1		1
介護療養型医療施設							0
地域包括支援センター	4			1			5
介護付き軽費老人ホーム						1	1
グループホーム(認知症対応型)	2	2					4
小規模多機能型居宅介護	3	1	1				5
デイサービスセンター	9	2	2	2	1	2	18
ショートステイ	6	1	2	1	1	3	14
ショートステイ(療養介護)					1		1
居宅介護支援事業所	9	2	2	1	1	2	17
在宅介護支援センター							0
養護老人ホーム	1						1
老人福祉センター	2						2
軽費老人ホーム	1						1
高齢者生活支援ハウス				1			1
高齢者コミュニティハウス		1					1
サービス付き高齢者向け住宅	2		1				3
介護医療院							0

資料：福祉課（令和4年3月31日時点）

※「その他」は津南町に所在する広域型施設を指します。

(19) 障がい者関連施設等の状況

地域別の障がい者関連施設等の施設数は以下のとおりです。

障がい者関連施設等の件数（地域別）

(単位:件)

	十日町	川西	中里	松代	松之山	その他※	合計
ホームヘルプ	1	1		1	1		4
短期入所	2	4					6
生活介護	5	3	1				9
就労移行支援	2						2
就労継続支援A型						1	1
就労継続支援B型	7	1	1	1			10
グループホーム	23	3	1	2			29
入所施設		1					1
生活訓練・機能訓練	2						2
宿泊型自立訓練施設	1						1
相談支援事業者	2						2
障がい者等生活支援事業	1						1
地域活動支援センター	2						2
日中一時支援	4	2	1				7
移動支援	1	1					2
訪問入浴	1				1		2
児童発達支援	1						1
基幹相談支援センター	1						1

資料：福祉課（令和4年3月31日時点）

※「その他」は事業所本部の所在地が津南町、工場の所在地が市内のものを指します。

(20) 児童福祉関連施設等の状況

地域別の児童福祉関連施設等の施設数は以下のとおりです。

児童福祉関連施設等の件数（地域別）

(単位:件)

	十日町	川西	中里	松代	松之山	その他	合計
ファミリーサポートセンター	1						1
児童センター	1						1
子育て支援センター	1	1	1	1	1		5
保育所(園)	6				1		7
認定こども園	9	2	1	1			13

資料：福祉課（令和4年3月31日時点）

2 福祉関係団体等アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

調査の目的

十日町市が令和5年度を初年度とする「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するための基礎資料とすること及び市内各種関係機関それぞれの福祉に関する意識、意向などを把握することを目的としました。

調査の方法

○調査対象団体:十日町市内において、活動している関係団体

○調査方法:郵送配付、郵送回収

○調査期間:令和4年 9月1日～9月16日

配付・回収状況

	配付数	有効回収数	有効回収率
関係団体調査	95 票	77 票	81.1%

調査内容

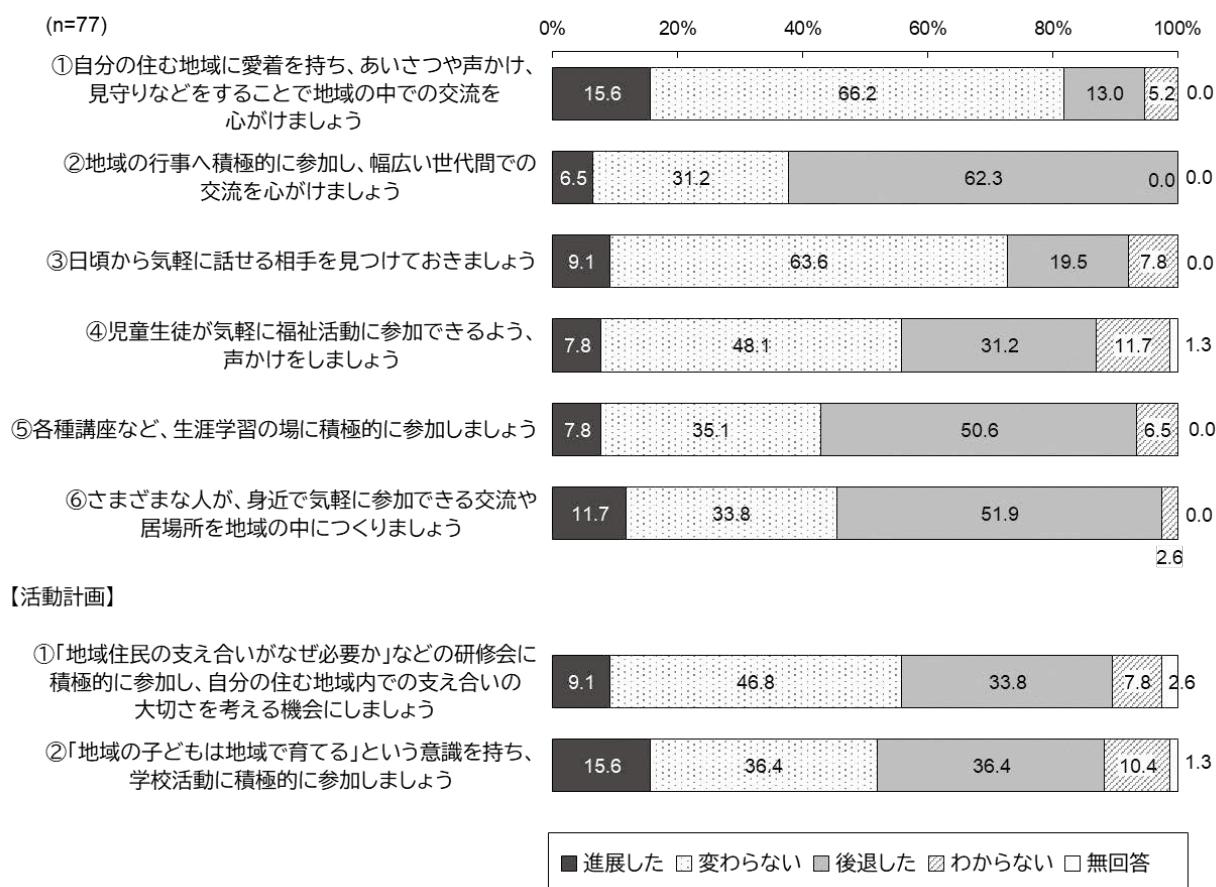
設問は、現行計画(市社協の活動計画を含む)の施策の推進で掲げた【市民の心がけ】について、この4年間で市民として進んでいると感じているかどうかを聞いています。そのほかの記述式設問については、意見などを自由に聞いています。

(2) 調査結果

1 心をつなぐ地域づくり（基本目標1）

「地域で支え合う意識づくり」については、「進展した」という回答は「①自分の住む地域に愛着を持ち、あいさつや声かけ、見守りなどを行うことで地域の中での交流を心がけましょう」が15.6%、「⑥さまざまな人が、身近で気軽に参加できる交流や居場所を地域の中につくりましょう」が11.7%となっています。

活動計画では、「進展した」という回答は「②「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、学校活動に積極的に参加しましょう」が15.6%となっています。



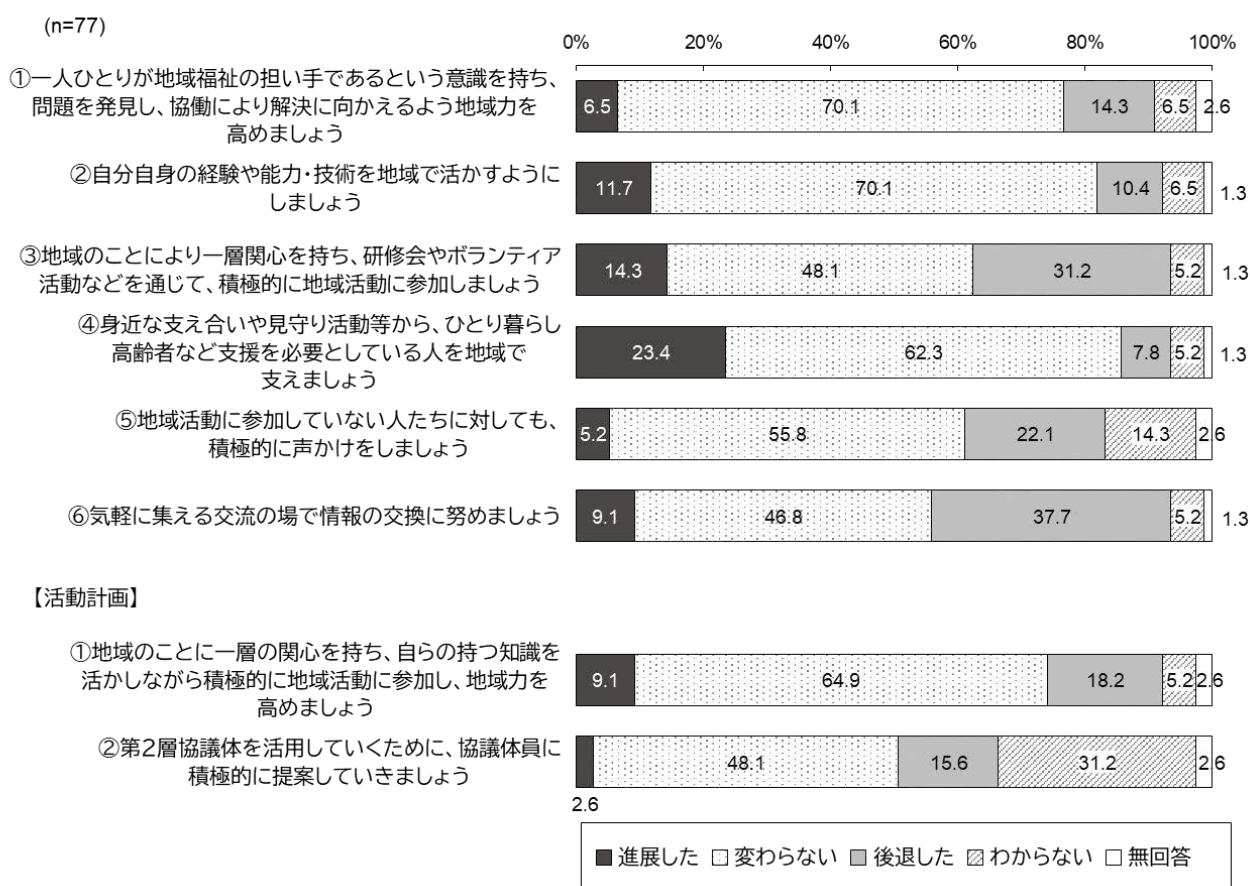
地域住民の交流の状況はどのように感じますか。交流の場の状況など、日頃、感じていることをご記入ください。(意見の抜粋)

〇コロナ発生のため地域住民の交流は少なくなってきましたが、それでも地域の老人会、青年会、子ども会などは活動し、交流を行っています。行政の支援が必要ではないでしょうか。(民生委員児童委員協議会)

〇地域住民の交流の場として、各地域の学校の放課後を活用してもよいのではないかと思います。子どもたちと地域の大人たちが関わる場をつくることは、お互いを知るという点において有効かと思います。(PTA)

「福祉ネットワークの構築」については、「進展した」という回答は「④身近な支え合いや見守り活動等から、ひとり暮らし高齢者など支援を必要としている人を地域で支えましょう」が23.4%、「③地域のことにより一層関心を持ち、研修会やボランティア活動などを通じて、積極的に地域活動に参加しましょう」が14.3%となっています。

活動計画では、「進展した」という回答は「①地域のことにより一層の関心を持ち、自らの持つ知識を活かしながら積極的に地域活動に参加し、地域力を高めましょう」が9.1%となっています。



貴団体では普段、どのような機関と連携していますか。つながりの深い機関や連携の状況について、日頃、感じていることをご記入ください。(意見の抜粋)

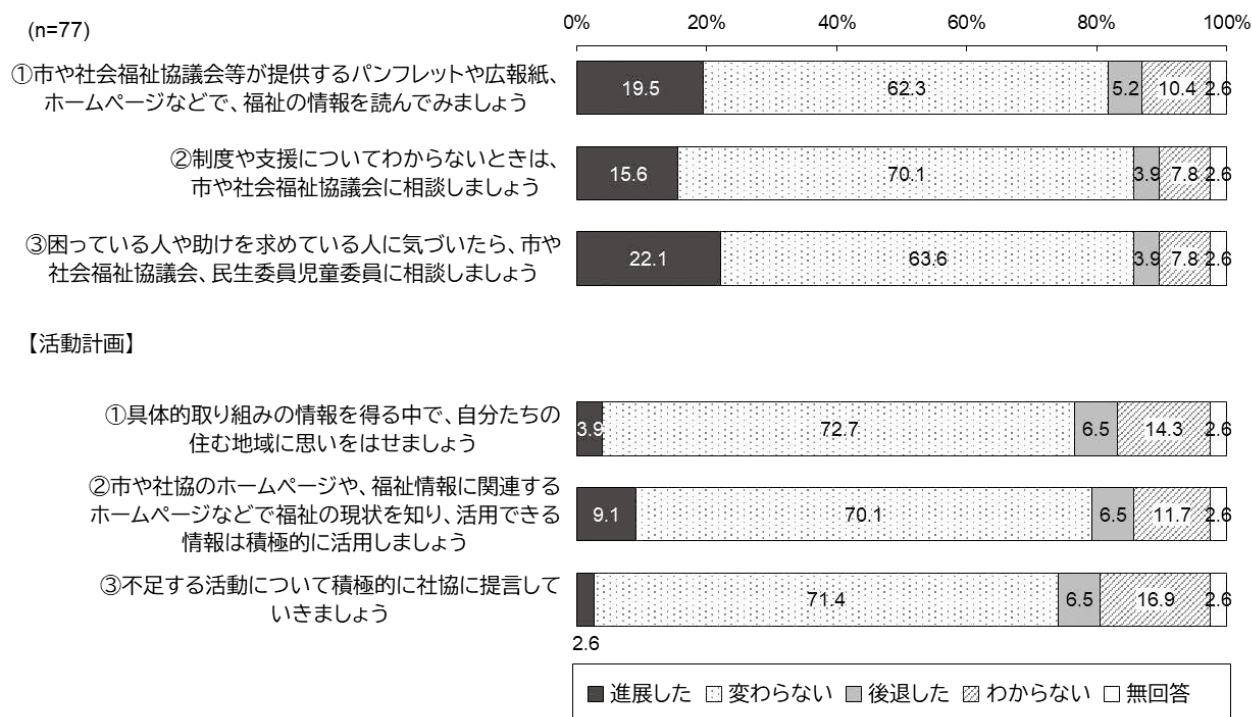
○地域のボランティアサークルや老人会、市社協などと連携していますが、いずれも活力が失われています。(ボランティア団体)

○行政、市社協、医療福祉関係者とはケースを通じて連携することが多いですが、面倒を押しつけ合うのではなく、それぞれの持ち味を生かし、積極的にケースの課題に取り組み、チームワークよくケースにあたりたいと考えます。(NPO)

○行政、基幹相談支援センター、市社協など、各機関と情報交換しながら地域づくりを実施しています。(障がい相談機関)

「福祉情報の充実」については、「進展した」という回答は「③困っている人や助けを求めている人に気づいたら、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員に相談しましょう」が22.1%、「①市や社会福祉協議会等が提供するパンフレットや広報紙、ホームページなどで、福祉の情報を読んでみましょう」が19.5%となっています。

活動計画では、「進展した」という回答は「②市や社協のホームページや、福祉情報に関連するホームページなどで福祉の現状を知り、活用できる情報は積極的に活用しましょう」が9.1%となっています。



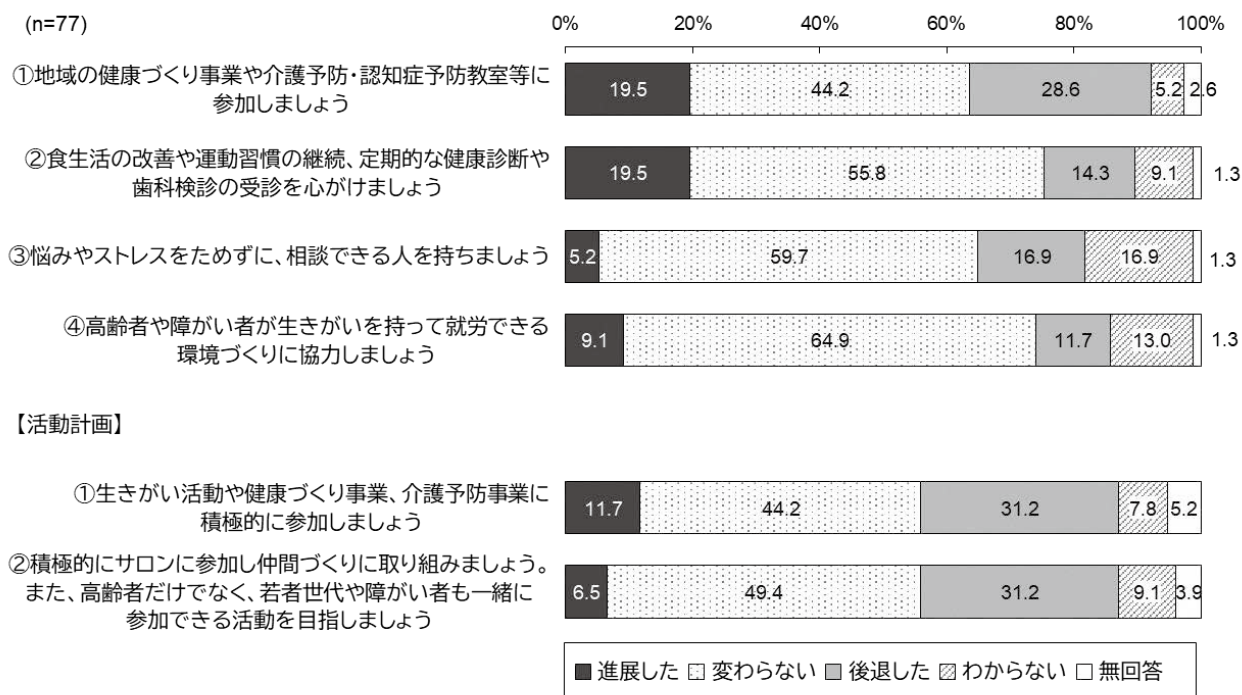
貴団体では活動に必要な情報を得られていますか、またどのように得ていますか。日頃、感じていることをご記入ください。(意見の抜粋)

- 欲しい情報については市社協に直接確認するようにしています。高齢者だとホームページより、パンフレットや広報紙の紙ベースのもののほうがみやすい。(地域包括支援センター)
- 市の広報紙(市報、きかんとより、社協とおかまち)を視覚障がい者のためにCDに録音しています。人名や地名の読み方には苦労していますが、市報の発行時に人名などはルビをふってくれてあり、助かっています。(ボランティア団体)
- 青少年のトラブル(犯罪、いじめ等)はインターネット(SNS)上となり、目視できなくなっています。そうしたトラブルへ介入しようがありません。(児童関係)

2 楽しく暮らせる地域づくり（基本目標2）

「健康・生きがいづくり事業の推進」については、「進展した」という回答は「①地域の健康づくり事業や介護予防・認知症予防教室等に参加しましょう」、「②食生活の改善や運動習慣の継続、定期的な健康診断や歯科検診の受診を心がけましょう」が19.5%となっています。

活動計画では、「進展した」という回答は「①生きがい活動や健康づくり事業、介護予防事業に積極的に参加しましょう」が11.7%となっています。



地域の健康づくりの活動の状況はいかがですか。日頃、感じていることをご記入ください。（意見の抜粋）

○新型コロナウイルスの影響で活動停止していたサロンも対策を取りながら徐々に活動を再開しています。けんこつ体操を取り入れるなど、健康づくり活動の意識は高いと感じています。（社会福祉協議会）

○山間地などは、介護予防が難しくなっているように感じます。（居宅介護支援事業所）

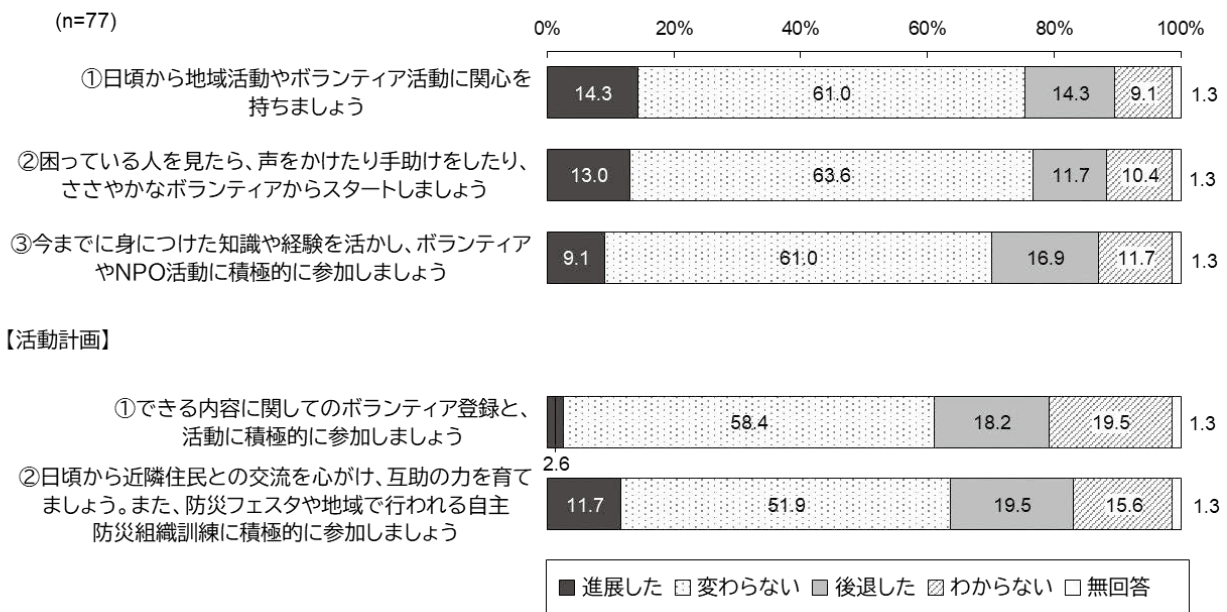
○高齢者へのアプローチはありますが、若年層に対するアプローチが少なく感じます。（社会福祉協議会）

○サロン活動・介護予防教室等の開催を主として手配してくれる担当者のいる団体はよいですが、中心になる人がいない団体は開催できないでいます。（高齢者団体）

○新型コロナウイルスの影響で集まる機会が激減しています。健康づくりについても同様だと思います。ただ、個人的に歩く人や走る人は増えているような気がします。（NPO）

「福祉ボランティア活動の推進」については、「進展した」という回答は「①日頃から地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう」が14.3%、「②困っている人を見たら、声をかけたり手助けをしたり、ささやかなボランティアからスタートしましょう」が13.0%となっています。

活動計画では、「進展した」という回答は「②日頃から近隣住民との交流を心がけ、互助の力を育てましょう。また、防災フェスタや地域で行われる自主防災組織訓練に積極的に参加しましょう」が11.7%となっています。

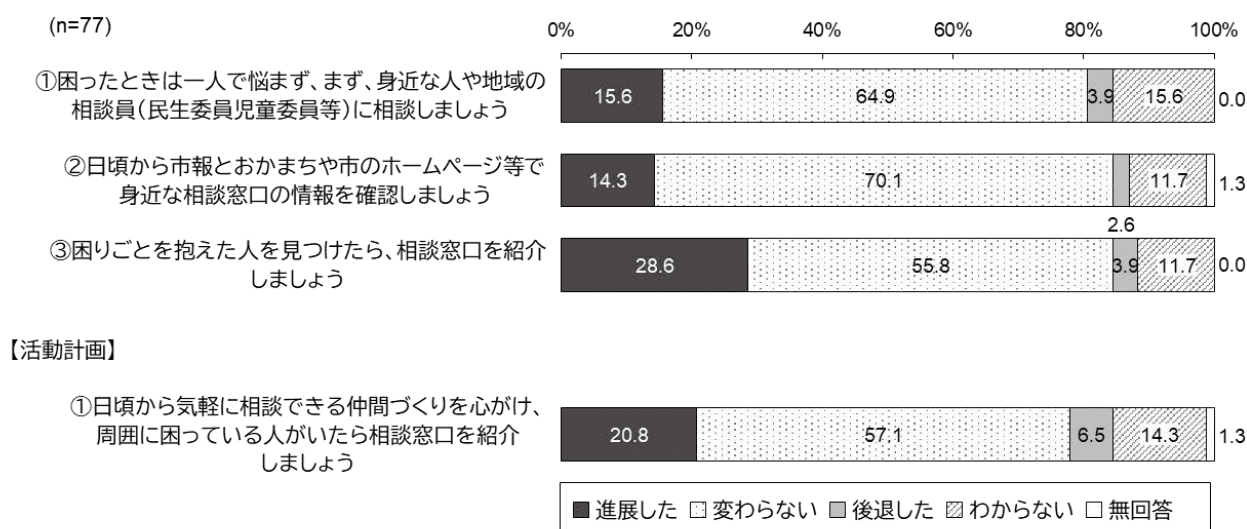


地域住民のボランティア意識について活動を通じてどのように感じていますか。日頃、感じていることをご記入ください。(意見の抜粋)

- 以前から変わりませんが、意識の高い一部の人の頑張りで、社会が回っているような気がします。主体的な動きはなくても、お願いすればやってくれる人たちも相当数います。(NPO)
- 長期にわたり、ボランティア活動をしている人は多くいます。やはり、その方々の地域の支え合いの意識は非常に高いと感じます。次の時代を支える、新たな担い手が不足していることが課題であると思っています。(社会福祉協議会)
- ボランティアに興味のある人はいますが、どうすればいいのかわからないといった人もいます。ボランティアのマッチングなどがスムーズにできるとよいです。マッチングアプリなどもいいのではないのでしょうか。(居宅介護支援事業所)
- 意識のある人とない人の差が大きくなっていると思います。(民生委員児童委員協議会)

「相談体制の充実」については、「進展した」という回答は「③困りごとを抱えた人を見つけたら、相談窓口を紹介しましょう」が28.6%、「①困ったときは一人で悩まず、まず、身近な人や地域の相談員(民生委員・児童委員等)に相談しましょう」が15.6%となっています。

活動計画では、「進展した」という回答は「①日頃から気軽に相談できる仲間づくりを心がけ、周囲に困っている人がいたら相談窓口を紹介しましょう」が20.8%となっています。



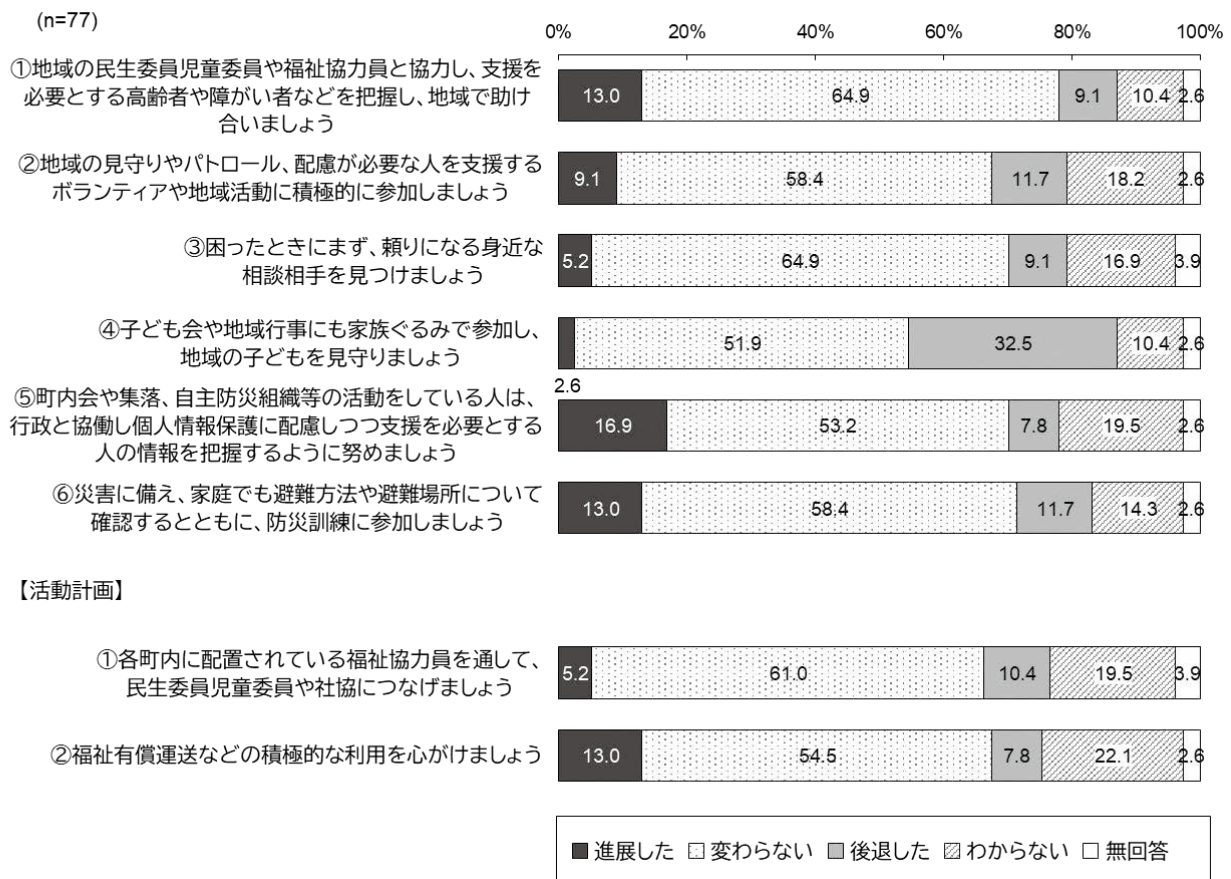
貴団体では相談窓口に関する活動をされていますか。日頃、感じていることをご記入ください。
(意見の抜粋)

- 相談窓口になっています。専門分野に限らないいろいろな相談が来るので、返答に困るときがありますが、相談先を紹介しています。(地域包括支援センター)
- 広報誌、SNS、支援機関等への事業説明で当団体の実施する相談窓口を紹介しています。高齢、障がい等各種相談窓口同士の横の連携が進んできたと思います。(社会福祉協議会)
- 相談窓口はありませんが、協力員が担当町内の安全安心のために、年1回、町内要望や防犯アンケートをとり、必要に応じて市長や担当課に要望しています。(地域自治組織)
- 市民活動等に関する相談窓口を開設しています。市からの委託を受けて、ひきこもり相談の窓口を開設しています。毎月周知していますが、相談件数は少ないのが実際です。(NPO)
- 困りごとの内容によっては恥ずかしいとっていて、相談しにくい、誰にどう相談してよいかわからないというケースも多いと感じます。(居宅介護支援事業所)

3 安心して暮らせる地域づくり（基本目標3）

「地域支援体制の整備」については、「進展した」という回答は「⑤町内会や集落、自主防災組織等の活動をしている人は、行政と協働し個人情報保護に配慮しつつ支援を必要とする人の情報を把握するように努めましょう」が16.9%、「①地域の民生委員・児童委員や福祉協力員と協力し、支援を必要とする高齢者や障がい者などを把握し、地域で助け合いましょう」、「⑥災害に備え、家庭でも避難方法や避難場所について確認するとともに、防災訓練に参加しましょう」が13.0%となっています。

活動計画では、「進展した」という回答は「②福祉有償運送などの積極的な利用を心がけましょう」が13.0%となっています。



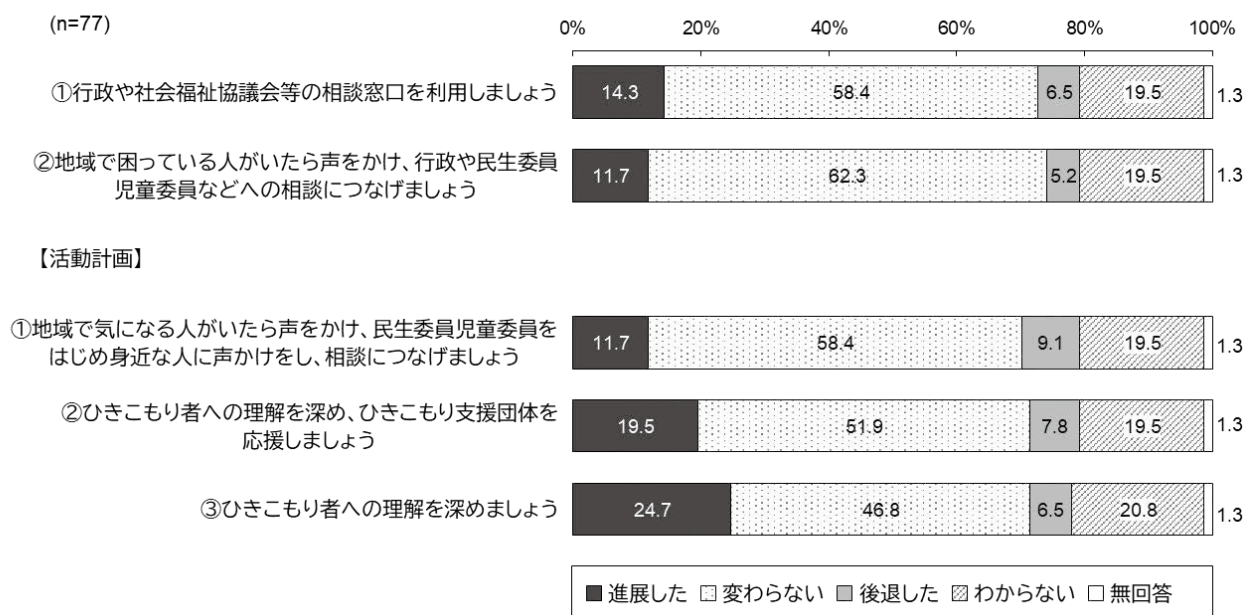
貴団体では大規模災害が起きた場合の行動を想定されていますか。日頃からの準備に関して、感じていることをご記入ください。(意見の抜粋)

〇月に1度の避難訓練は、様々なことを想定して行っています。毎回、真剣に行っていて、その都度、反省を言い合って次に生かすようにしています。(保育関係)

〇災害時の関係団体との連携、協力体制を整えています。各地で起きている災害を他人事と考えず、自分たちに置きかえて、防災など市民が学び考える機会があればいいと思っています。(社会福祉協議会)

「生活困窮者の自立を促す支援体制の整備」については、「進展した」という回答は「①行政や社会福祉協議会等の相談窓口を利用しましょう」が14.3%、「②地域で困っている人がいたら声をかけ、行政や民生委員・児童委員などへの相談につなげましょう」が11.7%となっています。

活動計画では、「進展した」という回答は「③ひきこもり者への理解を深めましょう」が24.7%、「②ひきこもり者への理解を深め、ひきこもり支援団体を応援しましょう」が19.5%となっています。



貴団体では生活困窮者の自立支援に対して、他機関との連携なども含め、推進や啓発等の活動をしていますか。日頃、感じていることをご記入ください。(意見の抜粋)

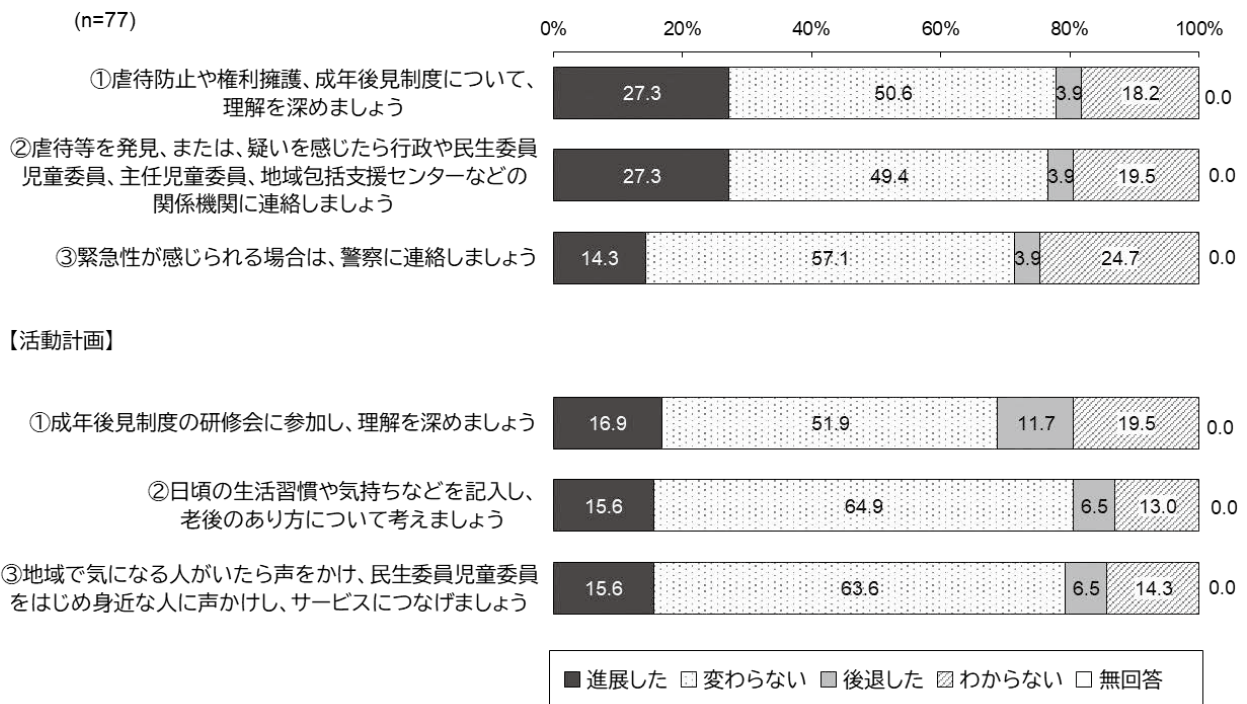
○関係機関とは連携のためにも情報共有し、金銭的な課題があるようであれば困窮支援につなげ、自立に向けての話し合いを関係者で行い取り組むようにしています。(地域包括支援センター)

○高齢者自身の年金が少ない、または同居の家族がその年金をあてにしているケースがありますが、第三者としては介入しづらいことがあります。(居宅介護支援事業所)

○民生委員から生活困窮者に関する相談があった際、パンフレットを活用しながら役割について説明し、支援につなげることができました。市社協ホームページからパンフレットがダウンロードできるとよいと感じました。(社会福祉法人)

「権利擁護の支援」については、「進展した」という回答は「①虐待防止や権利擁護、成年後見制度について、理解を深めましょう」、「②虐待等を発見、または、疑いを感じたら行政や民生委員・児童委員、主任児童委員、地域包括支援センターなどの関係機関に連絡しましょう」が27.3%となっています。

活動計画では、「進展した」という回答は「①成年後見制度の研修会に参加し、理解を深めましょう」が16.9%となっています。

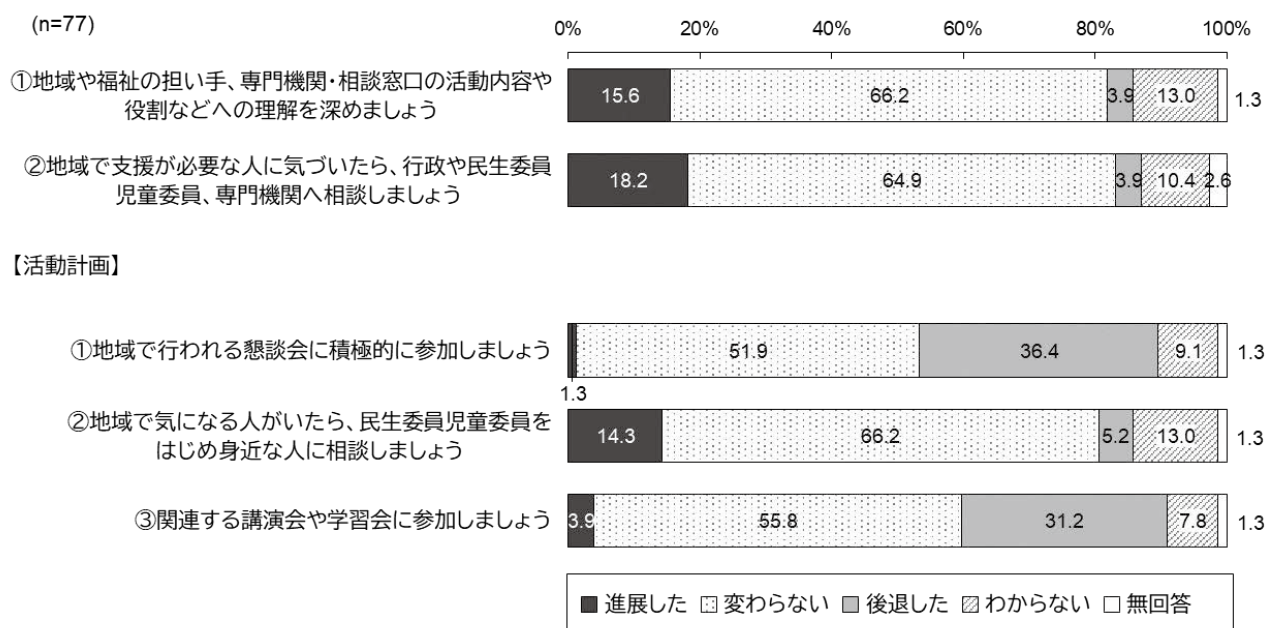


貴団体では成年後見制度利用の促進に向けて活動をされていますか。日頃、感じていることをご記入ください。(意見の抜粋)

- 必要に応じて、制度の紹介を行っています。独居や高齢者世帯の方々には、早い時期(意思決定できるうち)から話題に出しますが、必要性を感じない反応が多いです。(居宅介護支援事業所)
- 一般の人にはまだなじみがない印象があります。また、費用がそれなりにかかります。もう少し日々の金銭管理へのフォロー的なレベルでの支援など、幅があるとよいと思います。(居宅介護支援事業所)
- 当法人で法人後見を実施しています。市内で中核機関が設置されるなど支援体制が整いつつあります。現状だけみれば数年後には担い手の不足が深刻な問題となると考えています。(社会福祉協議会)

「専門機関・事業者・地域住民との連携」については、「進展した」という回答は「②地域で支援が必要な人に気づいたら、行政や民生委員・児童委員、専門機関へ相談しましょう」が18.2%、「①地域や福祉の担い手、専門機関・相談窓口の活動内容や役割などへの理解を深めましょう」が15.6%となっています。

活動計画では、「進展した」という回答は「②地域で気になる人がいたら、民生委員・児童委員をはじめ身近な人に相談しましょう」が14.3%となっています。



地域で専門機関や事業者、地域住民との連携についてどのように感じますか。日頃、感じていることをご記入ください。(意見の抜粋)

- コロナ禍もあり、以前と同じようにということができません。行事や相談などで連携が図れていましたが、今は少し希薄になったような気がします。(居宅介護支援事業所)
- 専門機関と事業者間の連携は進展していると思いますが、地域住民との連携はあまり進展しているように感じる機会がありません。(児童関係)
- 地域住民の相談については、この地域は連携体制がどこの地域よりも整っていると思われます。何かあれば当事業所に相談の連絡が寄せられています。(地域包括支援センター)
- 以前より専門機関などの理解が地域住民に広がってきていると感じます。今後は機関だけでなく、障がい者自身への理解が広まっていくとよいと思います。(障がい相談機関)

4 その他

行政が行っている施策について、支援してほしいと思うことは何ですか。重点的にすべきだと思うところをご記入ください。(意見の抜粋)

○地域の実態や課題解決に、住民の「自助」、「互助」に期待するだけでなく、解決に向けた人材配置が重要と考えます。例えば、生活支援コーディネーターを住民に求めるだけでなく、「コミュニティナース」の配置を考えてほしいと思います。地域にアンケート調査をする前に、市の各部・各課で、関連課題や解決策など横断的に検討していただいてから、地域アンケートを実施していただきたいと思います。(地域自治組織)

○高齢化率が高く、年々支援者が減っていることによって買物や移動、冬の除雪に対する問題が深刻化してきています。生きるためには食事が必要で、それに伴う移動の確保も必要となってきます。冬期間は除雪作業ができる人が年々減ってきていることで、特に小さい集落だと担い手となってくれる人が全くいないことで問題になっています。店がなく交通手段もないことで、車を手離せない高齢者も多くなってきています。買物と移動、冬の除雪問題についての支援策を行政に検討をお願いしたいです。(地域包括支援センター)

○減少傾向にある子どもの人数に歯止めをかける施策をぜひ充実させてほしいと思います。そのためにも、子どもを育てやすいまちづくりに力を入れていただき、少しでも多くの人たちから移住していただくことも重要ではないかと思います。移住に関していえば「仕事」も重要になるため、ぜひ子育て支援課、産業政策課などが連携した施策を期待します。(PTA)

○どんなに良い計画や施策が策定されても、地域住民がそれらを意識して取り組まなければ、地域で抱える問題や課題を解決することは難しいことです。行政の役割としては、地域福祉の包括的な支援体制を整備していただくのはもちろんのことです。地域住民への理解促進と意識改革の推進、これをもって計画と施策の進行にあたっていただきたいです。(障がい相談機関)

○様々な場面において担い手の不足が顕著です。そういった中で、同じような取り組みを多方面から行うのではなく、「事業と事業を横串で刺した取り組み(連携した取り組み)」を進めていただきたいです。(社会福祉協議会)

○現在でもありますが、今後増えるであろう「空き家」対策に尽力いただきたいと思います。子どもの誕生にお祝い、結婚にお祝い等、十日町に住んで良かったと思われる施策、企業があつて地元就職できるような施策をお願いします。(地区社会福祉会)

3 十日町市地域福祉計画の策定経過

期 日	内 容
令和4年 8月10日～8月26日	十日町市地域福祉計画策定委員会公募委員募集
9月1日～9月16日	福祉関係団体等アンケート調査実施
11月7日	第1回十日町市地域福祉計画策定委員会 ・委嘱状交付 ・自己紹介 ・会長、副会長選出 ・地域福祉計画の策定概要について ・福祉関係団体等アンケート調査結果報告(速報)について
令和5年 1月18日	第2回十日町市地域福祉計画策定委員会 ・第4次十日町市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について
3月1日～3月20日	パブリックコメント
3月29日	第4次十日町市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定

4 十日町市地域福祉計画策定委員会設置要綱

十日町市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 29 年8月 18 日
十日町市告示第 187 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」(以下「計画」という。)を策定するに当たり、地域福祉の推進について広く市民の意見を聴取するため、十日町市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体に関係する者
- (3) 地域自治組織に所属する者
- (4) 地域福祉に関心を有する者で一般公募により選任されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討委員会)

第7条 計画策定に関し、必要な調査検討を行うため、委員会に検討委員会を置くことができる。

2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、市民福祉部長の職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、福祉課長の職にある者をもって充てる。

5 検討委員会の委員は、計画に関係する課の長が当該課に所属する職員のうちから指名する者及び十日町市社会福祉協議会長が指名する者をもって充てる。

6 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会及び検討委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行月日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則(令和4年十日町市告示第 215 号)

この告示は、公布の日から施行する。

5 十日町市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	区分		氏名	所属等	備考
1	1号	学識	山口 義文	十日町市中魚沼郡医師会 副会長	
2	1号	学識	松井 剛	新潟県南魚沼地域振興局 健康福祉部 地域福祉課長	会長
3	2号	福祉	宮澤 敏雄	十日町市民生委員児童委員協議会 理事	
4	2号	福祉	三輪 ひろみ	社会福祉法人妻有福祉会 エンゼル妻有 業務主任	
5	2号	福祉	田中 眞由美	社会福祉法人十日町福祉会 高齢事業部長	副会長
6	2号	福祉	廣田 幸子	社会福祉法人清津福祉会 中里なかよし保育園 保育主任	
7	2号	福祉	佐藤 あゆみ	社会福祉法人松代福祉会 千手さくら保育園 副園長	
8	2号	福祉	久保田 学	特定非営利活動法人 支援センターあんしん 事務局長	
9	2号	福祉	保坂 久代	特定非営利活動法人ほほえみ 事務局長・副理事長	
10	2号	福祉	柳 久	社会福祉法人 十日町市社会福祉協議会 事務局長	
11	3号	地域	本田 博	十日町地域振興連合会 副会長・南部地区振興会長	
12	3号	地域	高橋 正司	川西地域振興会 市民生活部会長	
13	3号	地域	八重沢 紀男	中里地域まちづくり協議会 理事(健康福祉部長)	
14	3号	地域	武田 篤	まつだい地域振興会 理事(福祉教育部会長)	
15	3号	地域	中島 健男	松之山自治振興会 副会長	
16	4号	公募	太田 京子		
17	4号	公募	風間 照		

6 福祉関連でよく使われる用語や法律の解説

◆NPO…

様々な社会貢献活動を行い、構成員に収益を分配することを目的としない団体の総称(Non-Profit Organization の略)のことで、事業で得た収益は社会貢献活動に充てます。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」といいます。NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

◆権利擁護…

高齢者や障がいのある人等の身の安全、自由な気持ち、社会参加の機会、幸せでいたい気持ちなど、みんながあたりまえに持っている権利が侵害されないように守ることで、身の安全はもちろん、その人が持ついろいろな権利、「自由権」、「社会権」、「参政権」、「財産権」、「幸福追求権」などを守り、高齢者等の尊厳を保持し、その人らしく暮らし続けていくことができるようにすることです。

◆合理的配慮…

障がいのある人から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことです。

◆高齢者の医療の確保に関する法律(高齢者医療確保法)…

高齢者の適切な医療の確保を図るため、医療費適正化推進計画の作成、保険者による健康診査等の実施、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者医療制度の創出などを定めた法律です。

◆高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)…

高齢者の権利利益の擁護のため、高齢者虐待の防止等の国等の責務、虐待を受けた高齢者保護の措置、虐待防止のための養護者支援などの施策の推進を定めた法律です。

◆災害時避難行動要支援者…

在宅生活をする人のうち、必要な情報を迅速・的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとることに支援を要する人のことをいいます。

◆自殺対策基本法…

自殺の予防と防止、その家族の支援の充実のために制定された法律で、基本理念として、自殺対策が社会的な取り組みとして実施されなければならないこと、国や地方公共団体、医療機関などの各団体が密接に連携しなければならないことなどをあげています。

◆次世代育成支援対策推進法…

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針、地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるとしたものです。同法に基づき、令和4年の4月から企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定することとなりました。

◆児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)…

児童の権利利益を擁護するため、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、虐待の禁止、予防、早期発見等、国や地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護や自立の支援のための措置等を定めた法律です。

◆児童福祉法…

児童が心身ともに健やかに生まれ、育成されるよう、国民が、それぞれの立場において育成に責任を負っていることを明らかにし、すべての児童の福祉を支援する法律です。

◆障がい者基幹相談支援センター…

障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から位置づけられた機関で、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい)及び成年後見制度利用支援事業を実施するほか、地域の実情に応じて相談支援事業者へのサポートなどを行います。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)…

地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人が能力や適性に応じて自立した日常生活及び社会生活が送れるよう、障がい福祉サービスの充実等、障がい保健福祉施策を講ずる法律です。

◆生活困窮者…

生活に困窮している人や、将来的に生活に困窮するおそれがあり、自立した生活を送ることが難しい人のことをいいます。

◆生活福祉資金(貸付制度)…

低所得者や高齢者、障がいのある人の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。この貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、都道府県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。

◆地域包括支援センター…

地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止などの権利擁護、介護予防マネジメントなどの必要な援助や支援を総合的に行う機関で市町村が主体となって設置します。

◆ドメスティック・バイオレンス(DV)…

配偶者や恋人など親密な関係にある者、またはあった者から振るわれる暴力をいいます。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力なども含まれます。

◆日常生活自立支援事業…

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

◆ネットワーク…

「網状のつながり」を意味し、社会福祉分野について用いる場合は、保健、医療、福祉を中心としたサービスの横断的な連絡・調整や、援助のために人と人をつなげる仕組みのことをいいます。

◆バリアフリー…

障壁(バリア)となるものの除去をいい、段差の解消等のハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁の除去という意味で用いられます。近年では「心のバリアフリー」の考え方も加わり、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいいます。

◆福祉有償運送…

市町村やNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない高齢者や身体障がい者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うことをいいます。介護保険法に基づく訪問介護サービスを行っている法人や、障害者総合支援法に基づく居宅介護や行動援護、同行援護を行っている法人が行っていることが多くなっています。

◆法外援護…

世帯の生計維持中心者が生活保護法の被保護者以外の低所得者であって、民生委員・児童委員または市社協事務局長が生活の継続に窮迫な事情があると認めた場合に現金を貸与する、市社協独自の取り組みです。

◆保護司…

保護司法には「保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする」とあり、犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防に努めることを使命とし、地域において社会的信望を有するなどの要件を満たす人の中から法務大臣が委嘱します。

◆ボランティア…

一般的には「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」を指してボランティア活動といわれ、活動の性格として、「自主性(主体性)」、「社会性(連帯性)」、「無償性(無給性)」等があげられます。

ボランティア活動を行い、実費や交通費、さらにはそれ以上の金銭を得る活動を「有償ボランティア」と呼ぶ例もあります。

◆民生委員・児童委員…

厚生労働大臣の委嘱を受け、社会調査や福祉行政に協力し、地域福祉の推進を図ることを職務としています。児童福祉に関する問題や、子育て支援の相談指導を行う児童委員も兼ねています。また、主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣により指名され、主に児童福祉に関する相談に応じ、支援を行います。

◆ヤングケアラー…

本来ならば、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っていることものをいいます。特に福祉の分野においては、病気や障がい、依存症等のある家族の世話をする18歳未満の子どもを指し、社会的孤立を防ぐ観点から、早期の支援が求められています。

◆ユニバーサルデザイン…

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多様な人々が等しく利用しやすいように安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方をいいます。

第4次十日町市
地域福祉計画・地域福祉活動計画
令和5年度～令和9年度

令和5年3月

発行 十日町市

企画・編集 十日町市 市民福祉部 福祉課

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

TEL:025-757-9758(直通) FAX:025-757-3800

E-mail: t-fukushi@city.tokamachi.lg.jp

十日町市社会福祉協議会 地域福祉課

〒948-0082 新潟県十日町市本町2丁目226番地1

TEL:025-750-5010 FAX:025-752-7020

E-mail:home@tkm-shakyo.or.jp
